

卷頭言

- 歳旦の辭
- 行刑に關與せる醫家の任務
- 戶外作業に關する一考察
- 行刑界當面の問題
- 高級刑務官の養成
- 作業經營當面の問題
- 人的資源と少年行刑
- 刑事政策上當面の問題
- 下級刑務官の待遇に就て
- 我が國行刑當面の問題
- 物動計畫と官用主義
- 結核と刑務所

論文・資料

戦争と犯罪

小川 太郎

秋山 要	一號	二頁
芥川 信	二號	二頁
河邊 湛然	三號	二頁
安達 勝清	四號	二頁
日沖 憲郎	五號	二頁
吉田 綱紀	六號	二頁
芥川 信	七號	二頁
河邊 湛然	八號	二頁
安達 勝清	九號	二頁
日沖 憲郎	一〇號	二頁
吉田 綱紀	一一號	二頁
芥川 信	一二號	二頁

一〇六一號  
五五四頁

行刑統計研究

公文 彪	一號	二頁
辻 敬助	二號	三頁
同 人	三號	四頁
同 人	四號	五頁
同 人	五號	六頁
同 人	六號	七頁
同 人	七號	八頁
同 人	八號	九頁
同 人	九號	一〇頁
同 人	一〇號	一一頁
同 人	一一號	一二頁
同 人	一二號	一三頁
同 人	一三號	一四頁
同 人	一四號	一五頁
同 人	一五號	一六頁
同 人	一六號	一七頁
同 人	一七號	一八頁
同 人	一八號	一九頁
同 人	一九號	二〇頁
同 人	二〇號	二一頁
同 人	二一號	二二頁
同 人	二二號	二三頁
同 人	二三號	二四頁
同 人	二四號	二五頁
同 人	二五號	二六頁
同 人	二六號	二七頁
同 人	二七號	二八頁
同 人	二八號	二九頁
同 人	二九號	三〇頁
同 人	三〇號	三一頁
同 人	三一號	三二頁
同 人	三二號	三三頁
同 人	三三號	三四頁
同 人	三四號	三五頁
同 人	三五號	三六頁
同 人	三六號	三七頁
同 人	三七號	三八頁
同 人	三八號	三九頁
同 人	三九號	四〇頁
同 人	四〇號	四一頁
同 人	四一號	四二頁
同 人	四二號	四三頁
同 人	四三號	四四頁
同 人	四四號	四五頁
同 人	四五號	四六頁
同 人	四六號	四七頁
同 人	四七號	四八頁
同 人	四八號	四九頁
同 人	四九號	五〇頁
同 人	五〇號	五一頁
同 人	五一號	五二頁
同 人	五二號	五三頁
同 人	五三號	五四頁
同 人	五四號	五五頁
同 人	五五號	五六頁
同 人	五六號	五七頁
同 人	五七號	五八頁
同 人	五八號	五九頁
同 人	五九號	六〇頁
同 人	六〇號	六一頁
同 人	六一號	六二頁
同 人	六二號	六三頁
同 人	六三號	六四頁
同 人	六四號	六五頁
同 人	六五號	六六頁
同 人	六六號	六七頁
同 人	六七號	六八頁
同 人	六八號	六九頁
同 人	六九號	七〇頁
同 人	七〇號	七一頁
同 人	七一號	七二頁
同 人	七二號	七三頁
同 人	七三號	七四頁
同 人	七四號	七五頁
同 人	七五號	七六頁
同 人	七六號	七七頁
同 人	七七號	七八頁
同 人	七八號	七九頁
同 人	七九號	八〇頁
同 人	八〇號	八一頁
同 人	八一號	八二頁
同 人	八二號	八三頁
同 人	八三號	八四頁
同 人	八四號	八五頁
同 人	八五號	八六頁
同 人	八六號	八七頁
同 人	八七號	八八頁
同 人	八八號	八九頁
同 人	八九號	九〇頁
同 人	九〇號	九一頁
同 人	九一號	九二頁
同 人	九二號	九三頁
同 人	九三號	九四頁
同 人	九四號	九五頁
同 人	九五號	九六頁
同 人	九六號	九七頁
同 人	九七號	九八頁
同 人	九八號	九九頁
同 人	九九號	一〇〇頁

第五十二卷總目次

看守を中心とする待遇官吏の身分に就て	鷲津愛十郎	七六	二八〇
M地移送者の健康状態に就て	本間 賢吉	六	五六
刑務作業に關する若干の考察	鎌山 俊治	七	三八
戦時下に於ける少年行刑	小田原少年刑務所	八	四六
古代日本民族の犯罪に對する觀念	野村 瀧雄	九	二一
刑務作業と日本刀の鍛錬	江村繁太郎	一〇	三八
受刑者の榮養問題に就て	甲賀 正亥	一〇	四七
吾國行刑の指導精神を論ず (懸賞當選論文)	橋本 義二	一一	二五
	楠下 芳輝	一一	
	尾立千代吉	一二	
	吉川 弘	一二	六四
	武子喜久治	一二	六
行刑教導論序説	川越少年刑務所	一二	一八
少年刑務所に於ける食物の改善			
隨筆・回想			
國民精神と行刑の根本義	泉二 新熊	二號	七四頁
人間として、國民として、官吏として、刑務官としての自己の自覺	吉益 俊次	三	一〇四
行刑奉公三十八年	戸田 作造	四	三八

海外資料

最近の支那事情	山本 實彦	五四	一〇二
先輩のものを聴く會	大阪刑務所	九六	八九
日本を繞る列強の動向に就て	原 勝	七六	一〇五
全體主義とは何を意味するか	吉田 熊次	九	三九
ナチスの一刑務所は斯く語る	クララ・ライザ	一號	五一頁
獨逸行刑制度に於ける刑事生物學部	エドガール・シユミット	二	八五
エストニア行刑管理		二	六六
アノソフ教授の「生來性犯罪人説の歴史」		三	六八
第十二回刑法並に刑務官會議議題		三	七五
アメリカ行刑管理		三	八五
イタリアの新戒護職員服務規則		五	七三

ニユージランドの行刑管理		八七六	七八七
サルディニアに於けるイタリアの拓殖行刑場		七六	七八〇
プロシヤ刑務法		一九七四	一八四
アルゼンチン共和國の行刑管理		九	六七
南アフリカ聯邦の行刑管理		〇	六五
エジプトの行刑管理		一	七二
英國の刑務官練習所 R、E、オーエン		一〇	六九
英國の行刑制度に於ける最近の發達	ヴェルネル・ゲンツ	九八	七二
ベルギー社會防衛制度の現勢		二	五四

彙報

第三十回刑務官練習所卒業式	二號	八	八頁
第三十一回刑務官練習所卒業式		一〇	六

各區武道會記	六	一一五
全國刑務所長會同	七	九五
第十二回全國刑務所武道大會記	七	一一四
作業統制協議會概況	一〇	八二
第五回高級練習所卒業式	一二	九二

No. 11632

# 刑 政

# 法 學 協 會 雜 誌

## 法 學 論 叢

論 說・資 料

責任と性格の危険性(一)……………佐伯 千叔  
 唐朝司法制度(一)……………小早川欣吾  
 ナチス獨逸のカルテル法(三完)……………大隅健一郎  
 清理と特別清算(二完)……………小野木 常  
 批評と紹介……………小野木 常  
 レント「任務に依る當事者」……………小早川欣吾  
 根本誠「上代支那法制の研究」……………

第五十七卷 第十二號  
十二月一日發行

有 斐 閣

昭和十四年十一月十一日號  
 第一卷第五號  
 郵税共金六圓  
 發行所 京都帝國大學法學會  
 發賣所 東京 有斐閣

ゲエルネ「國際法に於けるブレ・カドゥシテ  
とカドゥシテとデズエテュード」……………田畑茂二郎

判 例 研 究

【民事法】表意者の重過失と法律行為の無効……………田島 順  
 貨物引換證と運送品の授受……………大橋 光雄  
 和議債務者の不履行と和議取消・否認權行使と給付判決、破産管財人の作成せる調査記録の證據力並に否認に依る原狀回復の範圍……………齋藤常三郎

○學 界 消 息

佛國法學界の近況……………東京帝國大學 助教 福井勇二郎  
 法理研究會記事「中南米の文化事情について」……………東京帝國大學 助教 野田 良之  
 ○判 例 研 究  
 民事訴訟法判例批評(二〇八)……………東京帝國大學 名譽教授 加藤 正治  
 行政法判例研究(二〇)……………東京帝國大學 名譽教授 美濃部達吉  
 刑事判例研究錄(昭和十四年度・二)……………東京帝國大學 名譽教授 美濃部達吉  
 民事法判例研究錄(昭和十四年度・六)……………東京帝國大學 名譽教授 美濃部達吉

○論 說

ドイツ民法における(一)……………東京帝國大學 助教 山田 晟  
 占有の取得と意思……………東京帝國大學 名譽教授 美濃部達吉  
 戰時經濟體制の法律的形態(三完)……………東京帝國大學 助教 鈴木 竹雄  
 商人概念の再検討(二完)……………法 學 士 星野 通  
 ○資 料  
 明治初期民法編纂史……………東京帝國大學 助教 原田 慶吉  
 ○新 刊 紹 介  
 コシヤーカー「羅馬法……………東京帝國大學 助教 原田 慶吉  
 の危機と羅馬法學」……………

昭和十三年十二月二十八日印刷納本昭和十四年一月一日發行

第五十二卷 第一號

號一第 號月一 卷二十五第

歳 旦 の 辭 (卷頭言) 秋 山 要 二	戰 争 と 犯 罪 (三) 小 川 太 郎 四	行 刑 統 計 研 究 (其三、累犯の二) 公 文 彪 九	明 治 監 獄 作 業 變 遷 概 觀 (四) 辻 敬 助 三	水 戸 藩 の 牢 屋 制 度 細 川 龜 市 壘	ナチスの一刑務所長は斯く語る クララ・ライザー 五	海 外 時 報 无	資 料 プ ロ シ ア 刑 務 法 (五) 查	遠 洋 漁 撈 船 少 年 報 國 丸 の 回 航 を 了 へ て 英 保 初 生 六	彙 報 七
-----------------------	-------------------------	-------------------------------	---------------------------------	---------------------------	---------------------------	-----------	-------------------------	---	-------

財團 法人 刑務協會發行

59

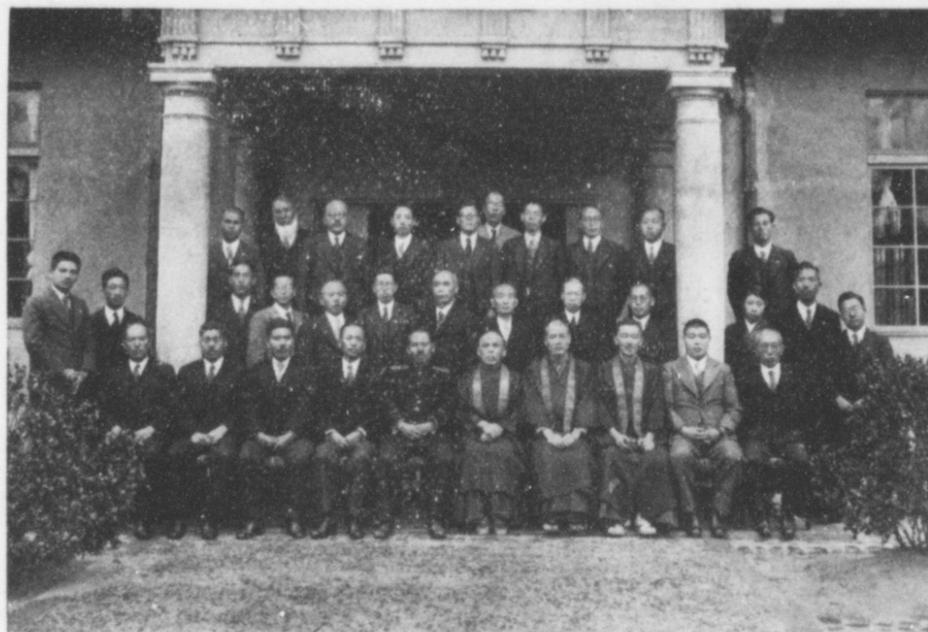


# 刑政

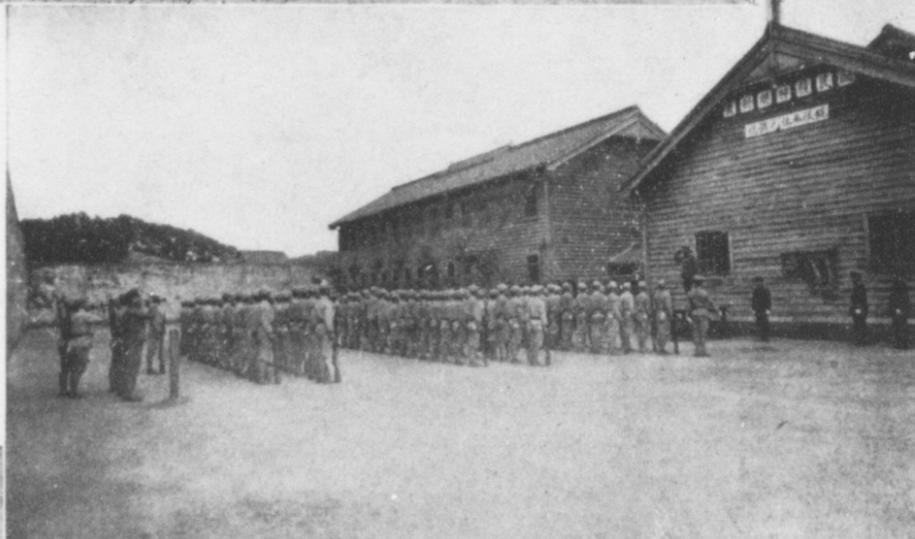
一月號

第五十二卷

第一號



廣島刑務所乙亥會第七回  
研究會記念撮影



岩國少年刑務所  
軍事教練査閲



岩國少年刑務所  
秋季運動會

# 歳旦の辭

司法省行刑局長 秋山 要

戦捷の新春を迎ふるにあたり謹而 聖壽の萬歳を壽ぎ奉ると共に國運の年と共に隆昌なるを慶祝し、併せて戦歿勇士の英靈と戦線將兵の勞苦とに對し衷心より深甚の感謝と敬意とを表する次第であります。今や支那事變は赫々たる戦果を收めつゝ聖戰茲に一年有半を閲し漢口、廣東は遂に我手に歸して東亞の新秩序建設は日と共に輝やかしき進捗をみつゝあるのであります。

然し乍ら長年月に亙つて植ゑつけられた支那民衆の排日思想を其の根底より芟除し、支那をして輝やかしき東亞協同の建設に提携せしむるには假令一地方政權に墮したとは言へ、尙蔣一派の執拗自棄的な抵抗と、之を援くる狡猾なる第三國の魔手とを壊滅せしむるの要がある計りでなく、廣漠吾國土の二倍に餘る占領地區内に於ける治安の確保と、その新秩序への建設工作とが必須の大事業である事を思へば前途尙甚だ遼遠にして幾多の艱難が豫想せらるゝのであります。況んや國際關係に於ける東亞の緊迫せる現況を考察する時更に更に吾々は一層の緊張と堅忍不拔の覺悟とを要するのであります。即ち吾々行刑に職を奉ずる者は愈々益々堅忍持久、其の職責を完うして皇國の治安確保に寄與すると共に行刑教化の實を擧げ、以て東亞新秩序建設工作への力強き推進力とならねばなりません。

思ふに今次事變の行刑に及ぼしたる影響は洵に枚舉に遑なき次第であります。之に伴つて拂はれた刑務職員の努力も亦頗る甚大なるものがあるのであります。其の成果は或は受刑者の出征美談となり、或は國防獻金となり、或は作業報國となつて行刑界不滅の功績を残されたのであります。然も刑務官の中より數多くの出征者を出して輝やかしき軍功を建てられた事は元より、之等出征者の銃後にあつて手不足な行刑の第一線を見事に守り通した計りでなく、舊に倍する好果を擧げ得た事は吾れ人共に其の誇りとする

所であると信じます。然し乍ら時局は瞬時も偷安を許しませぬ。行刑の任務は皇國の使命と共に愈々其の重きを加へつゝあります。吾々は茲に昭和十四年を迎へて更に回顧一番、採長補短愈々行刑奉公の覺悟を新にせねばならぬのであります。

思ふに行刑教化の妙諦は教育者自ら其の範を示して他を導くにあると信じます。吾々は先づ自ら率先して自肅自戒、銃後國民の範を垂れ彼等收容者をして愈々益々時局の正しき認識と、強き日本人への自覺とを促進せしめ、皇道精神への復歸に一段の努力を致さねばなりません。殊に單なる一時的興奮感激に終らしむる事なく、堅實なる指導と訓練とに依つて出所後の如何なる困難誘惑にも不屈不動の眞乎日本人への復歸を期する爲渾身の努力を致さねばならぬと信するのであります。

刑務作業に對する事變の影響も亦頗る直接深刻なるものがあつたのであります。殊に昨春來の物資統制、物價騰貴、失業對策等幾多の障害が重複し來つたにも拘らず作業報國の熱意と努力とはよく此の障害を克服しつゝ軍需品の製作に異常の躍進を辿り來つたのであります。然し乍ら國家財政の諸事情を考へる時吾々は作業經營に當つても一層の經費節減と是等國策に對應する新しい經營方針とを檢討對處するの緊切なるを覺ゆるのであります。刑務作業の目的が刑罰の改善目的を達する事を第一義とすることは今更贅言を要せざる所でありませぬ。他面經濟目的の遂行も亦忘れてはならぬのであります。乍併單に調定高を上げると言ふ事に偏しては作業經營が適切であるとは言ひ得られないのであります。普通企業に於て収益を目標とするが如く刑務作業に於ても収入よりも寧ろ回收率と言ふ方面に着眼して一層努力を要するものと信するのであります。其の他作業經營上將亦行刑教化上考慮を要すべきものが多々あらうと思ひます。吾々は愈々廣く愈々深く思を廻らし行刑本來の使命に即する方途を研鑽し其の堅實なる大道を拓いて行かねばなりません。

昭和十四年の輝やかしき歳旦を迎へ茲に一層鞏固なる覺悟と新なる意氣とを以て愈々行刑奉公の誠を致さん事を誓ふ次第であります。

# 戦争と犯罪(三)

——財産に對する犯罪について——

小川 太郎

## 目次

- 一 序
- 二 對象と方法
- 三 犯 罪(以上七月號)
  - (イ) 國家及び公の秩序に對する犯罪
  - (ロ) 身體に對する犯罪(以上九月號)
  - (ハ) 財産に對する犯罪(以上本號)
- 四 犯 人
  - (イ) 少年
  - (ロ) 女子
- 五 結 論

一 ドイツの大戦前に於ける財産犯罪の特徴はその絶対數の恒常的な増加であつた。その増加はこれを人口の増加に對比する場合(犯罪指數)勿論必ずしも著しいものではない。が、時に中斷をみてゐるにしても、その描く曲線は

依然上昇をたどつてゐる。この曲線の裏にドイツの戦前の財産犯罪に關する二の典型的な特徴がひそんでゐる。その一は初犯者の著しい減少傾向、その二は累犯者の激増傾向である。これらの傾向は勿論とりわけ竊盜に於て著しい。竊盜に於ける年平均有罪者をとれば、一八八二年より一八八六年までの五年間は、初犯者年平均二、二四一人に對し三、四犯者は四六〇人であつたが、その後の、一九〇七年より一九一一年までの五年間に於ては、この事情は著しく異なつて、初犯者は減じて年平均一、五八二名となり、三、四犯者は増加して年平均八一〇名となつてゐる。

戦争が始まるや統計の様子は變化して來た。まづ財産犯罪の絶対數が全體として減少し始めた。しかしこの傾向は他の犯罪に於ける減少傾向とは本質的に異なるものであることを注意せねばならぬ。その減少の程度が劣勢であつて、總犯罪に占むる割合は著しく高くなつてゐる(重罪及輕罪の有罪者總數中財産犯罪の占むる割合は一九一三年に四四・七%であつたが累年その割合は増加して一九一七年には七三・八%に至つてゐる)のみならず、一九一七年には既にその絶対數に於ても一九一四年時を凌駕するに至つてゐる。戦争は財産犯罪の増加を齎らした。竊盜とその「映像」である贓物犯罪がその典型的なものである。兩犯罪に於ては早や一九一六年に平和時の状態を越え、戦争の終結と共に驚異的な高度に達してゐる。贓物犯罪の如きは一九一八年には戦前の二倍半に至つてゐるのである。しかし、注意せねばならぬことは竊盜に於ける累犯者の數はこの開始と不變であつて平和時の高度以下に在るといふことである。竊盜に於ける初犯、二犯者の増加、贓物犯罪の増加に對して「驚くべき正しき割合」を保ちつゝ、竊盜の累犯者の割合は減じてゐるのである。即ち此處でも戦争は平和時と全く反對の事情を齎らしたのである。以上の現象を更に適確に浮きださしめるためにリープマンはさらに銃後者の竊盜犯罪への參加の割合を掲げてゐる。即ち「兵役關係がなく、従つて相對的に不變な量として犯罪曲線を明らかに反映する集團」として、十八歳未満の少年、婦女、五十歳より六十歳までの男成年をあげ、その集團は一九一三年には竊盜犯罪に四一・五%で關係してゐたのに對し一九一七

年には七四%となつてゐることを述べてゐる。

戦争によつて齎らされたかゝる財産犯罪の増加、そして又訴追せられぬ財産犯罪の暗数の増加、さらに戦線及兵站に於けるこの種の犯罪の増加、——それらの理由をリープマンはつぎの諸點に求めてゐる。第一に廣い範圍にわたつて速かに襲つて來た困窮、第二に食糧品、衣服、肌着の類に至るまでの商品の缺乏、第三に「感情的な・最初は刺戟的であつたが間もなくたゞ壓迫的に物質的になつたところの・戦争の影響の結果生じた精神上的の抑止不能」。抑止作用の弛緩。さらに戦線の心理が影響して齎らされた弛緩の増加。これらが財産犯罪増加の機因となつた、と共に、監視の手簿、市街の暗黒、證人の不在による刑事訴訟の未了などのために逮捕され若は訴追されることが多少とも減じ、それが又竊盜への強い動因となつたのである。

累犯者の比較的な減少傾向は、累犯者の數が戦前と大差なきに反して初犯者が戦争によつて著しく増加したことによるものであるが、戦前に比して累犯増加が意義を減じた理由には三つのことが求められる。前科者として次の竊盜に於て累犯の構成要件を充たすべきものが出征によつて犯罪統計の埒外に脱したことがその一。戦前に於て初犯が減少しつゝあり、累犯たるの前提が多くなつたことがその二である。かくて、戦時の竊盜犯罪に於て決定的なことは前科者でもなほ仕事に就き得る場合の多くなつたことがその三である。かくて、戦時の竊盜犯罪に於て決定的なことは前科者が犯罪を爲さぬやうになつたといふことではなくて、寧ろ、新しい從來罰せられなかつたものが踵を接して犯罪に加つて來たといふことである。

竊盜については上述したところによつて明らかであらう。つきに、贓物收受の犯罪は一九一五年に既に戦前を超え、その急激な上昇は出征による不在者によつて毫も影響せられなかつたことを物語つてゐる。戦争終結の年には殆ど戦前の三倍半になつてゐるのである。詐欺は財産犯罪のうちでも特殊な研究を必要とする。その總數は戦時に於て急激

に下降する。これと心理的に同一なるべき文書偽造も戦争の開始とともに減少し始め、一九一六年を底として又上向いてゐる。いづれも出征による不在者があることが幾分でもこの減少の理由となつてゐるものやうである。銃後者の集團のみにこれをとれば、矢張り戦時に於て増加をみてゐるが、竊盜及贓物犯罪と比較する場合にはその増加の程度は著しく劣つてゐる。殊に贓物犯罪の如きは戦前は詐欺、文書偽造より遙かに少數であるのであるが、戦争の最後の年に於ては著しくこれらを越えてゐる状況である。かくて比較的にいへば詐欺は減じてゐるとしななければならぬ。

財貨に對する直接な侵害として行はれる竊盜等の財産犯罪の増加、そして、多くの場合金錢に對してなされる詐欺の比較的な減少——これを説明することは必ずしも容易ではない。リープマンは詐欺のこの減少を「商工業の完全な不況沈滞」からは説明しない。寧ろヘルマン・ゾイフェルトの所謂「犯罪への敏感性」が詐欺に於て減じたこと求めてゐる。戦時に於ける經濟生活の異常な状態は、確固たる商業慣例に従つて打算の可能な平和時の經濟状態よりも、詐欺にとつて遙かに有利である。のみならず一方には困窮があり一方には傳説的な黄金陶酔があるといふ事情は詐欺師の活動の好地盤たるを失はない。にも拘はらず詐欺が比較的にいつて減少してゐるといふのは、詐欺を犯罪として受入れる感情とこれを告發する同意とに弛緩を來たしてゐた結果である。換言すれば、詐欺にかゝつても世間の人々から馬鹿げたことであるといふ罵詈雑言を受けはしないかといふ虞のため、被害者はこれを告發したり立證したりすることを躊躇するのである。それは又新しい形式の詐欺を發生せしめる原因でもある。リープマンはこの事情を明らかにしめるために、一婦女が爲した大がかりな詐欺を例示してゐる。

エックスナーは戦争犯罪は經濟的犯罪であるとなしてゐるのであるが、リープマンはそれは一には戦争犯罪の目指すところは經濟的財貨であること、二には財産犯罪が他の犯罪よりも優位であることを指示してゐるのであるとして

ある。そしてその理由を戦闘といふものが及ぼした心理的な影響に求めずして、ドイツを襲つたところの戦争の経済的影響、一切の豫備原料を消耗する戦時経済、封鎖、貿易の杜絶、貨幣制度の破綻といふごとく諸現象の結果に求めてゐる。このことを論證し補充すべく二の企てが爲されてゐる。一はドイツ以外の諸國の財産犯罪との比較、二はドイツに於けるインフレーション時代の財産犯罪との比較。

イングランドに於ては暴行を伴はざる財産犯罪は大體に於て不變であるが、暴行を伴ふものに於ては相當の上昇を示してゐる。これらのことは出征による者を斟酌するとき財産犯罪が平時よりも著しく増加したことを意味してゐる。出征者を全くみない中立國のノルウェイも竊盜に於て半數以上の増加をみてゐる。スエーデン、オランダも亦竊盜の増加をみてゐる。これらはドイツに於ける財産犯罪の統計上の數字の裏になほ銃後の者の犯した微罪が如何に多く潜在してゐるかを示すものである。同時に又財産犯罪の熱病的な増加は經濟生活が恐慌にさらされたところでは何處でも現はれるものであることを示してゐる。

同様に、インフレーション時代の犯罪をみることは戦争犯罪が經濟的犯罪であることを理解せしめる缺くべからざる手段である。戦争は終つたが經濟的困窮の立去らぬインフレーション時代は戦争犯罪をもつと端的に示すものである。封鎖は解けたが外國に對する購買力を失つたドイツの貨幣はドイツ國民を依然として孤立のうちに置いた。「マルクが下落するだけ不正への衝動が増加した」。戦後の財産犯罪の描く曲線は戦時のそれと似てゐるが、その程度は遙かに戦時を凌駕してゐる。一九二三年には竊盜は戦前の三倍半に至り、贓物收受は六倍以上に増加したのである。詐欺も増加したがその程度は僅かである。金錢の詐取は餘り儲けのある「仕事」ではなくなつてゐる。絶對數をみれば竊盜の累犯者も戦時より著しく増加してゐる。しかし、それも初犯者の壓倒的な増加の前には著しく劣勢である。

貨幣制度が安定した次の年即ち一九二四年には、しかし、この巨大な財産犯罪の波は引いていつた。初犯の竊盜犯人、贓物犯人の描く曲線は急激な下向線をたどつた。竊盜の減少と共に詐欺が増大した。詐欺は典型的なデフレーション犯罪としてあらはれた。貨幣價值の上騰は詐欺を再び儲けのある「仕事」に變へて行つた。同時に、「簡易な強制執行」としての告發が意義をもち始めたのである。のみならず、「犯罪の智識化」も戦後に始まつた根本的變化の如くである。犯罪のデフレーションへの適應のも一つの明らかな例證は放火である。貨幣價值の下落と共に減少し、貨幣價值の恢復と共に増加する。

強盜は特別な觀察を必要とする。それは財物に對するものであると共に個人の自由に對するもので犯罪心理學的な構造からしても複雑なものである。従つてその描く曲線は純粹な財産犯罪とは趣きを異にしてゐる。戦時戦後を通じてその頂點は一九二一年に在る（一三二七人）。一九二三年のインフレーションに際してはそれは既に下降し始めてゐる。これが説明は必ずしも容易でない。が、街路の照明が恢復し、警察の保護が徹底し始めたことによつて、財産犯罪の暴力形式が他の侵入その他の形式に移行し、強盜の數を減じて來たのであらう。（戦時中の強盜犯罪の増減についてはリープマンは何等語るところがない）

リープマンの財産に對する犯罪について説くところは大體以上のごとくである。

(一) 「詐欺は特に混然雜然たる市場の眞只中に猖獗する」(Bard)ドイツの官府統計は詐欺のこの場合の減少を商工業の不況沈滞に歸してゐるのである。リープマンはこれを否定する。この減少を産業の沈滞に歸すものにレースナーが考へる。(Roegner, Einfluss)

(二) 所謂戦時詐欺である。ドイツに於ては戦時詐欺として、慈善の目的乃至戦死者の遺族の爲にする寄附金詐欺、日常生活必需品の供給を名義とする代金詐欺、鐵十字章による詐欺、などが行はれた。

(三) Liepmann, M. Krieg und Kriminalität in Deutschland. 1930.

二 刑法的な犯罪分類と犯罪學的な犯罪分類とは一致するものでないことは前述したのであるが、アシャツフェンブルクのあげてゐる例によつて、このことを今少しく説明する。<sup>(一)</sup>ドイツに於て一八九二年より一八九五年までの間に竊盜は一七%乃至二〇%を減じてゐるのであるが、竊盜と同じく財産に對する犯罪中に數へられてゐる器物毀棄に於てはこの間に一五%を増加してゐるのである。同様な増加を示してゐるものに侮辱及傷害がある。かくの如く器物毀棄が財産に對する犯罪よりも人身に對する犯罪に似た動きを示す所以はその心理的過程を比較すれば自ら判明する。その心理的過程に於て器物毀棄は常に竊盜よりも傷害に似てゐるのである。しかるにも拘らず、一般に刑事統計は器物毀棄を財産に對する犯罪として數へてゐる。わが國に於てもこの點に何等異るところはない。「彙報」は財産に對する犯罪のうち「家屋物品ヲ毀壞シ及動植物ヲ害スル罪」を掲げ、のみならず、「決水ノ罪」「船舶ヲ覆没スル罪」までも含めてゐる。刑事統計年報も亦竊盜、強盜、詐欺及恐喝、横領、贓物罪に加ふるに毀棄及隱匿の罪を以て財産に對する犯罪としてゐる如くである。他方、放火及失火のごときは彙報は財産犯罪中に掲げるが、新刑法以後の年報はこれを財産犯罪とはしてゐない。のみならず、通貨偽造、文書偽造等のごときは兩者ともに全く財産犯罪としては之を取扱つてゐない。勿論、竊盜と雖も純粹に怨恨から發したるものなとはいひ得ないのであるけれども、その平均的な心理過程に於ては常に財物を目的としたものであることは否めない。心理的過程といふものを極端に貫くならば、それは結局刑事統計年報の今日採つてゐるところの甚だ觀察者の主觀に影響された「犯罪原因」に類似するものに落着いて來るであらうが、心理過程の平均さを基準として採るならば統計の客觀性も害することなしに犯罪學的犯罪分類に近きものを得ることが出來ると思ふ。

以上の諸點を考慮に入れて、わが國の、所謂「財産に對する犯罪」總數を各戰時につき採つてみると、それは左表の如くである。<sup>(二)</sup>

財産犯罪總數

明治26年	86,262
27年	88,454
28年	76,894
29年	75,908
30年	79,846
明治36年	55,556
37年	52,106
38年	42,360
39年	44,482
40年	42,672
大正2年	42,963
3年	36,931
4年	35,639
5年	34,887
6年	32,755
7年	34,381
8年	28,911
9年	23,758
10年	19,542
11年	17,891
12年	17,163

ドイツの戰前にみられた漸増の傾向は日清、日露の兩戰爭前には小程度であるがこれを見受けることができる。が、大正年間に於ては戰前の大正元年に既に急落の傾向があらはれてゐるので、戰爭の影響はこれを看取ることを得ない。たゞ各役ともに戰後（世界大戰については大正七年）多少の増加をみてゐることはこれを戰爭による影響であるといふやうな典型的な現象は存しない。竊盜についても、ドイツに於けるが如き戰爭の前後に於てその變動を反對に犯者の變動と累犯者の變動とはその描くところの曲線は殆ど相似てゐる。竊盜犯人に於ける前科者の割合をみて

- 明治二十年乃至二十四年平均は三五%なるに對し
- 二十七年 三三%、二十八年 三八%、二十九年 三六%
- 明治三十年乃至三十四年平均は三四%なるに對し
- 三十七年 四五%、三十八年四九%、三十九年 五二%、
- 明治四十年乃至四十四年平均は四四%なるに對し

大正三年 六三%、四年 五二%、五年 五二%、六年 五〇%、七年 四六%、八年 四九%、  
 であつて、比例數に於てもドイツに於けるが如く戦前の平均と相對した意味の強い累犯者の現象は存しない。世界  
 大戦中を除いては寧ろ累犯者の戦時における増加さへ考へられる。<sup>(三)</sup>  
 刑法犯の總數に對する財産犯罪の割合は、日清役にあつては戦前(明治二十六年)に五八%、戦後(明治二十九年)  
 に五四%で戦前に高く、日露役に於ては戦前(明治三十六年)に五九%、戦後(明治三十九年)に六七%で戦後に高  
 く、世界大戦時に於ては戦前(大正二年)に三六%、戦後(大正八年)に三二%で日清役時代と同様に戦前に高くな  
 つてゐる。  
 かくて財産犯罪の總數に關してはわれわれは殆ど各戦時に通ずる著しい特徴を發見することを得ないのである。然  
 らば、各個の構成要件については如何。便宜上これを左の一表にまとめてみる。但し彙報及年報の掲げるものからは  
 前述の理由によつて二、三の構成要件を除き、又それらの載せるところのないものでも、財産犯罪と認められる幾許  
 かの顯著なものは之を附け加へることにする。<sup>(四)</sup>

年次	有價證券造		
	文偽	書造	有偽
明治26		2,465	
27		2,482	
28		2,637	
29		2,500	
30		2,826	
明治36		3,161	
37		2,890	
38		2,075	
39		2,323	
40		2,181	
明治2	1,250		257
3	1,349		194
4	1,470		267
5	1,590		227
6	1,458		201
7	1,178		225
8	1,069		221
9		923	238
10		943	230
11		930	354
12		938	237

年次	竊盜	強盜	及喝		領物	貨造
			詐欺	恐		
明治26	60,475	1,082		12,472	5,661	415
27	62,002	869		13,101	5,892	385
28	52,799	714		12,065	5,428	344
29	50,988	548		12,386	4,993	190
30	54,003	656		13,577	5,008	183
明治36	38,606	635		11,246	2,436	219
37	37,393	636		9,531	2,071	419
38	30,707	505		7,342	1,758	379
39	32,190	474		7,819	1,900	219
40	29,780	421		8,064	1,979	141
大正2	24,718	501	10,149	5,652	1,690	105
3	21,264	532	8,773	4,777	1,360	78
4	20,806	574	8,215	4,498	1,324	123
5	20,263	551	7,791	4,441	1,613	133
6	18,775	410	6,441	5,062	1,859	49
7	18,981	404	6,854	5,775	2,000	35
8	16,569	568	6,121	4,182	1,183	54
9	13,121	343	4,849	4,369	873	15
10	10,720	326	4,442	3,429	449	22
11	10,088	341	4,111	2,858	361	14
12	9,714	126	4,044	2,771	336	43

以上の各罪のうち、まづ竊盜とその「映像」であるとされる贓物罪とを採つてみる。日清戦争時代に於てはこの  
 兩者は全く平行の状態を示してゐる。孰れも財産犯罪總數の變動と全く同様に明治二十七年を頂點として漸減し明治  
 二十九年を底として明治三十年には稍々増加の傾向を示してゐる。しかし、これら兩者の増加の傾向は永續すること  
 なく、翌三十一年以降漸減してゐるのである。この間に於て、明治二十八年、二十九年の減少は國民精神の緊張に加

ふるに豊作、戦後経営の旺盛などがその原因であることを推定せしめる。日露戦争時代についても、明治四十年に於て贓物罪が低落することなしに寧ろ増加してゐるといふ點を除き、兩者は殆ど平行の状態にある。財産犯罪總數の動きと等しく、戦争開始の明治三十七年に於て減少し始めて明治三十八年に至り明治三十九年に於て稍々増加を示してゐる。戦後の犯罪状況は殆ど日清戦争時代と等しい。明治三十八年末期にあらはれた通貨膨脹の傾向がこの種の犯罪の明治三十九年の増加に照應するやうに思はれる。

しかし、世界大戦時代に至るや、竊盜と贓物犯罪との平行な關係は破れてゐる。竊盜は戦争の開始するや大正七年稍々増加を示すの外殆ど各年減少の傾向を示すに對し、贓物犯罪は大正五年以後、六年、七年と漸増し、七年を頂點として以來漸減してゐる。この場合、竊盜と全く平行關係にあるものは詐欺であり、贓物犯罪と完全な平行關係にあるものは横領である。大正七年に於て各犯罪とも増加をみてゐるのは、大正六年以降世界大戦の影響を受けて貿易は大いに伸張し正貨の流入は増加し通貨の膨脹を來して遂に大正七年に所謂「米騒動」を起したところの經濟上の現象を反映するものであらう。大正七年に於ては、以上のうち贓物に關する犯罪を除いては、各罪につき初犯者の割合を増加してゐる。贓物犯罪が竊盜と異なつて大正五年、六年と増加してゐるのは、初犯者と累犯者との割合が左の如く依然として戦前と餘り異ならぬといふ點にも一因があるやうである。

竊盜、贓物、横領による男子有罪者中初犯者の占むる割合

年	竊盜	贓物	横領
大正三年	三五%	七五%	七四%
大正四年	四七% (一〇〇)	七五% (一〇〇)	七二% (一〇〇)
大正五年	四七%	七六%	七三%
大正六年	四九% (一〇四)	七四% (九九)	七四% (一〇二)

大正七年	五四% (一一五)	七四% (九九)	七七% (一〇七)
大正八年	五一%	七五%	七四%

戦争は初犯者を増加せしめるといふドイツの經驗は極めて相對的な意味に於てわが世界大戦時のみにあてはまる。横領のごとき初犯者の割合の比較的大なるものにあつてはこのことは目につくほど顯著にあらはれぬものであるが、竊盜の如き累犯者の占むる割合の大なるものにあつてはこの傾向は相當に著しい。(竊盜、横領の前掲比例につき大正四年を一〇〇とした指數を計算すれば思ひ半ばにすぎることがある。)

詐欺は前述のごとく竊盜と全く平行の關係にある。戦後の幣制安定後に、典型的なデフレーション犯罪として通貨の收縮に従つて増加するといふがごときドイツの經驗はわが國に於ては妥當しない。それはドイツのごとき超インフレあつて初めていひ得ることであつて、わが國の從來のインフレは多くの場合近頃の所謂「リフレーション」の性質を多分に有するものであつて、その後に来るデフレーションも犯罪に直接に影響するほどのものではない。のみならず、「犯罪の智識化」も戦時の好況も詐欺に對して竊盜以上の影響を與へてゐないのである。戦時に於て竊盜と相反的な動きを示すものは文書偽造、通貨偽造である。これが理由はリープマンが詐欺の減少の理由としては否定してゐる「商工業の不況」をそのまま、逆に商工業の戦時に於ける殷盛と「犯罪の智識化」から説明されはせぬであらうか。

強盜は、日清、日露の兩役ともに竊盜の曲線から小變動を除いた單純な曲線を描いてゐる。即ち戦時の減少に、戦後の小増、たゞ日露戦後は増加してゐない。世界大戦時に於ては強盜は稍々特殊の動きを示してゐる。それは大正四年と大正八年との二つの頂點をもつてゐる。恐らく偶然であらうが、その間に於て贓物、横領と全く對蹠的に動いてゐる。大正八年に於ける頂點は他の財産犯罪における大正七年の増加に照應するものであることは否定することを得

なり。

放火については財産犯罪としては特殊な考察を必要とする。放火は本來的には所謂財産犯ではない。それは保険詐欺を介して財産犯となるのである。(五)放火が「デフレーションへの適應性を示す」(ヘンチツヒ)といふのはかゝる意味に於てある。放火は各戦時につき次の如き變動を示してゐる。(六)

明治26	482
27	476
28	489
29	446
30	453
明治36	499
37	515
38	447
39	448
40	435
大正2	686
3	643
4	525
5	531
6	391
7	496
8	498
9	374
10	368
11	401
12	369

明治二十六年當時は除き、明治三十六年以降及大正年間に於ては放火は一般財産犯罪と大體に於て類似する曲線を爲してゐる。殊に強盜の描くところの曲線と相似してゐる。その示すデフレーションに對する適應性も、格別、一般財産犯罪と異なるものでない。それは詐欺に於て前述した理由に基くものであることは勿論である。

賭博も亦一般犯罪と等しく戦時に減少し戦後に増加する傾向をもつてゐる。しかも、その戦後に於ける増加の度合は一般財産犯罪よりも甚だしい。世界大戦時についてみれば、それは横領の曲線と著しい類似をみせてゐる。其處に兩者に共通する心理過程の存することを忖度できぬであらうか。即ち一般の財産犯罪ほどに切迫しない事情の下に主に精神の弛緩に基いて行はれることを推定できはせぬか。このことは贓物犯罪についてもいひ得ることのやうに思はれる。これらが同じ財産犯罪のうちでも、切迫した事情の下に常に能動的であるところの竊盜、強盜などと異なる動きを示すのはこの點にあるのではあるまいか。

最後に、戦時に於て平時と同様の不變な量として存在するリープマンの所謂「銃後者集團」はどういふ變化を示してゐるか。例を竊盜に採らう。それも日清、日露の兩役當時についてはこの種の統計材料が見當らぬので、世界大戦時につゞくのみ見ることにする。

年	十八歳未満の男子	五十歳以上の男子	婦女	計	總數一〇〇に對する割合
大正三年	一、五八四	一、二二三	一、一八〇	三、九八七	一八・七
大正四年	一、三九九	一、二〇四	一、一一五	二、六〇三	一二・五
大正五年	九六四	一、一七三	一、〇一四	三、一五一	一五・六
大正六年	一、五五八	一、〇七〇	九五六	三、五八四	一九・二
大正七年	一、一四九	一、一五一	八五一	三、一五一	一六・七
大正八年	九一八	九八五	七一五	二、六一八	一五・九
大正九年	六八八	六六八	四九二	一、八四八	一四・一

この集團部分の竊盜犯人數と竊盜犯人總數とを比較すると、大正四年乃至大正七年に於てはその變動の描く曲線は全く相反的である。總數に對するこの集團部分の犯罪は平年約一四%乃至一六%と推定されるが、この意味に於ては大正三年の激増、大正四年の激減は壯年者の不在が犯罪の變動に影響を與へてゐることを思はしめるものではあるまいか。かういふ狀況は贓物犯罪にもみられる。贓物に關するこの部分の有罪犯人數の曲線はその總數の曲線と平行してゐるが、その總數に對する割合は平均二四%位であるに對し大正三年に二九・七%、大正四年に二一・〇%を示してゐる。

- (一) Aschaffenburg, G. Crime and its Repression. (translated by Albrecht) p. 10. 尙本誌七月號拙稿第八頁參照。
- (二) 明治年間に付ては「彙報」により、大正年間に付ては刑事統計年報中竊盜乃至器物毀棄の計を採つた。因に、彙報

は第一審對席判決による重罪、輕罪の有罪被告人を掲げ、年報は大正六年までは確定裁判、大正七年以降は第一審有罪（通常第一審事件略式事件、陪審事件を含む）によつてゐる。彙報は人口十萬に對する財産犯一人の比例をとつてゐるが、この比例の描く曲線も實數の描く曲線と全く異ならぬ。

(三) 刑事統計年報要旨附録參照。

(四) 本表に於ては彙報の「詐欺取財ノ罪及受寄財物ニ關スル罪」を便宜上、詐欺及横領として掲げた。又彙報の掲げてゐる「官ノ文書ヲ偽造スル罪」「私印私書ヲ偽造スル罪」及「免狀鑑札及疾病證書ヲ偽造スル罪」の合計を文書偽造の項目下に置いた。

(五) グラスベルゲルはオーストリーに於ける放火に關して次の如くいつてゐる。「火災の數が保險關係の改善と共に増大をみてゐるといふことは放火の増加は根本的には保險詐欺の増加によつてゐるのである」(Grasberger, R. die Brandlegungskriminalität. 1928. S. 53) と。そしてオーストリーに於て一九二六年に起つた火災の少くとも九〇%は保險詐欺によるものであることを結論してゐる。(S. 59)

(六) 刑事統計年報要旨より採録。

# 行 刑 統 計 研 究 (其三・累犯の二)

公 文 彪

## 二、累犯の速度

釋放後四年十一月目に再犯するのも累犯なら、釋放當日假釋放證書を引裂きその手で竊盜するのも亦累犯。二度目も累犯であり、十度目も亦累犯である。さきに累犯現象を概観した場合は、凡そ再犯以上のものは釋放後再犯に至る期間をも、入所度數をも問ふところなく數へてきたのであつた。それは全く累犯者が量的に増加したことを教へた。私も亦それによつて直ちに質的なものをまで掘り出さうとはしなかつた。單に累犯増加の傾向のみならば何人も今日認めてゐるところであるから。こゝでは、累犯の速度を觀察して多少質的な結論へも近付きたいと思ふ。

### A、累犯期間の短縮傾向

累犯期間とは、釋放の時から再犯の時に至るまでの期間である、累犯の孵卵期とも謂はれるが、こゝでは平易に累犯期間と云つておこう。この期間が大體何年位であるか、換言すれば釋放者にして再犯する者の大部分は、大體どの位の期間内に再犯するかと言ふことは釋放後の保護或は豫防拘禁等の必要な期間を決定するための一つのめやすとなるものであり、刑事政策上重要なことは申すまでもない。

乍然更に、その再犯期間が一般に長くなりつゝあるか、又は短くなりつゝあるかと云ふ觀察は、行刑の効果乃至

第一表  
再犯人員表

年次	三月以内	六月以内	一年以内	一年以内(累計)	二年以内	三年以内	四年以内	五年以内	總計	出 人	監 員
大正	8	665	772	1,685	3,122	1,996	1,072	613	449	7,252	41,607
	9	1,877	1,333	1,716	4,926	1,657	901	643	539	8,666	46,040
	10	1,707	1,278	1,655	4,640	1,485	946	666	508	8,245	30,919
	11	1,880	1,180	1,377	4,437	1,486	928	612	414	7,877	27,534
	12	1,674	1,127	1,559	4,360	1,635	929	581	371	7,876	26,363
昭和	13	2,388	1,495	1,832	5,715	1,770	980	583	381	9,429	28,454
	14	2,312	1,300	1,625	5,237	1,578	744	510	370	8,445	27,049
	15	2,665	1,564	1,773	6,002	1,681	825	665	434	9,607	29,146
	2	3,485	1,924	2,256	7,665	1,909	1,167	754	450	11,945	32,366
	3	3,219	1,936	2,054	7,209	2,059	1,051	648	414	11,381	29,960
三 年	4	3,337	1,994	2,163	7,494	1,908	907	637	342	11,288	27,865
	5	4,083	2,002	2,045	8,130	1,866	989	577	366	11,928	29,122
	6	4,894	2,131	2,528	9,553	2,336	1,056	657	402	14,004	32,490
	7	5,553	2,694	2,572	10,819	1,934	975	556	119	14,403	31,816
	8	6,261	2,387	2,418	11,066	2,139	1,011	218	—	14,434	31,224
三 年	9	7,850	2,971	3,046	13,817	2,530	433	—	—	16,830	37,393
	10	6,177	2,501	2,434	11,112	755	—	—	—	11,867	32,687
	11	4,294	995	273	5,562	—	—	—	—	5,562	35,939

備考 出監人員ハ死亡者ヲ除算ス

司法保護の成果如何をも窺ふに足る一つの手懸りであつて、等しく重要さを失はぬばかりではない。寧ろこの累犯期間の長短如何？は、累犯者の増減如何と併行して、常に行刑の反省資料としてわれ／＼に直接的な重要さを感じしむるものである。

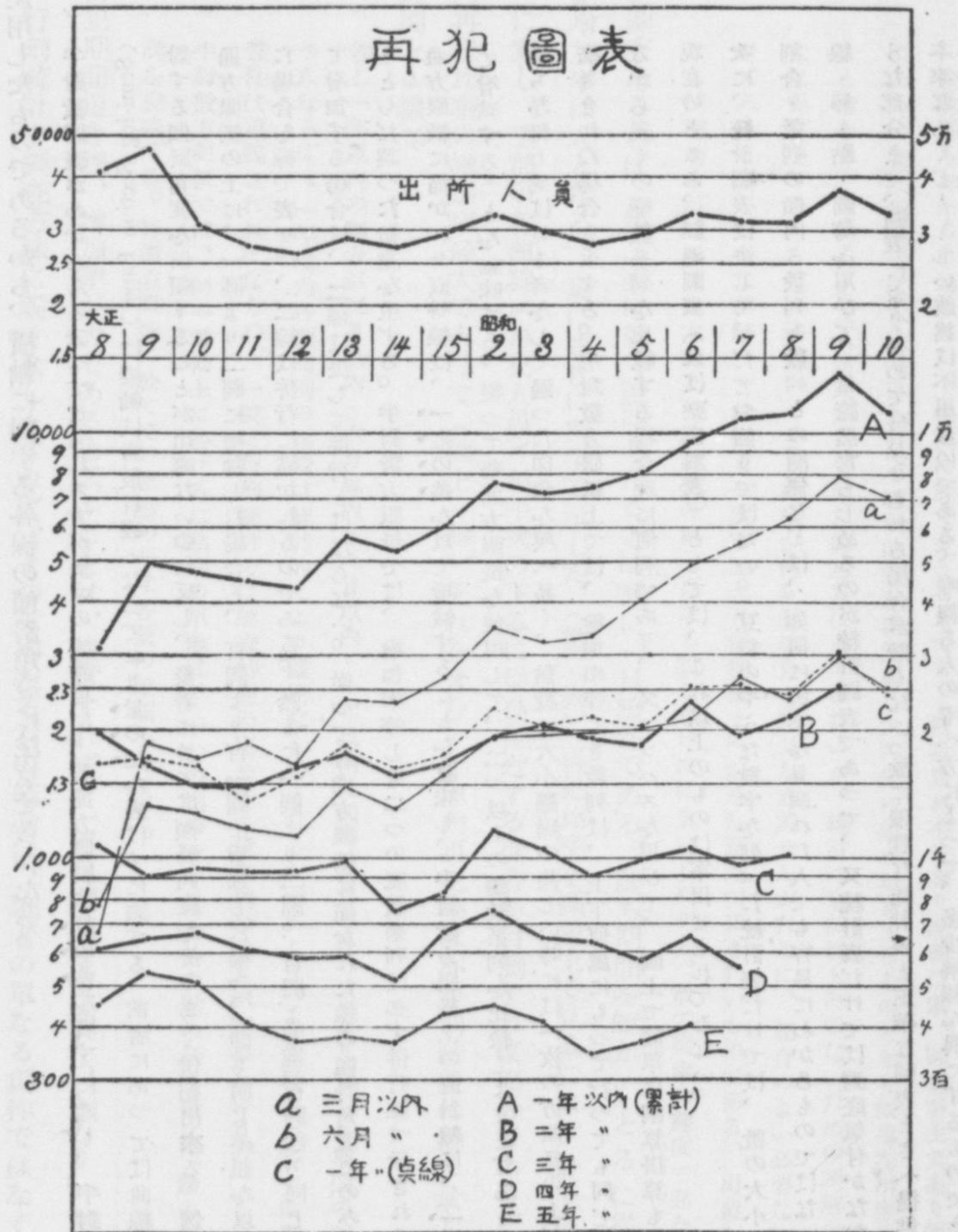
例の如く第一表「再犯人員表」を提供する。本表も行刑統計年報を基礎として作製したこと申すまでもないが、年報自身にも誤算ではないかと思はれる箇所もないではないから私の考へ通りに計算した。年報では、當該年度の釋放者の再犯は滿五年後まで調査せられてゐるから昭和七年以降の再犯人員は、今後の調査によつて年次の下るほど、猶増加するものである。

この表を眺めては何人と雖も眉をひそめるであらう。植字係と校正係はその煩しさに。無性者はその意味を讀みかねて。心ある者は再犯者の増加を憂へて。更に注意深い者は、一年以内再犯者の増加傾向を、次に三月以内再犯者の餘りにも急激な増加傾向をも讀み取られるであらうか？

第一表では、出監人員と再犯人員との關係を直接讀み取ることが困難であるから、煩を厭はず第二表を作製する。先づ再犯者總計に於て、大正九年までは、釋放者の二割以下であるが、大正十年には一躍二割六分に急騰し、十三年には早くも三割臺、五年を経て昭和四年には四割臺に達した。昭和八年には實に四割六分二厘の多きに昇り、猶今後二年の調査期間を剩してゐるのである。

五年以内再犯者は一分臺に止まり、稍減少さへ認められる。四年以内は二分臺、之も増加傾向を認めることが出来ない。三年以内は三分臺、同じく増加したとは云へぬ。二年以内に於てはじめて、多少の増加傾向を見ることが出来るのである。次に一年以内(累計)になると増加傾向は極めて顯著であつて、昭和九年に至つては三割七分を示してゐる。つまり總計に於ける増加傾向は、主として一年以内再犯者の増加傾向の反映であるのだ。一年以内を細分すると

第一圖



第二表

再犯比率表(千分比)

(出監人員千人=對スル再犯者ノ割合)

年次	三月以内	六月以内	一年以内	一年以内(累計)	二年以内	三年以内	四年以内	五年以内	總計
大正	8	16	19	40	75	48	26	14	174
	9	41	29	37	107	36	20	14	188
	10	55	41	54	150	48	31	22	237
	11	68	43	50	161	54	34	22	236
	12	63	43	59	165	62	35	22	299
昭和	13	84	53	64	201	62	34	20	331
	14	86	48	60	194	58	28	19	312
	15	91	54	61	206	58	28	23	330
	2	108	59	70	237	59	36	23	369
	3	107	65	69	241	69	35	22	380
	4	120	72	78	269	68	33	22	405
	5	140	68	70	279	64	34	20	410
	6	151	66	78	294	72	33	20	431
	7	175	85	81	340	61	31	17	453
	8	201	76	77	354	68	32	7	462
	9	212	79	81	370	68	12	—	—
10	189	77	74	340	23	—	—	—	363
11	119	28	8	155	—	—	—	—	155

三月以内再犯者の増加傾向が亦最も強い。  
次に第一表により實數のまゝ圖示すれば、第一圖となり再犯増減の傾向を最明瞭ならしめるであらう。本圖表も半對

數方眼紙を使用したものから、横軸に對する各線の傾斜角度に注意せられたい。

(註一) 半對數圖表がわからんと云つてこられる方が多いので簡単に。普通方眼紙は量の差を表すに適し、半對數方眼紙 (Semi-log Section Paper) は縦軸は對數目盛となつており量の比を表はすに適する。前者にあつては曲線の横軸に對する傾斜角度を信頼することが出来ないのに反し、後者に於ては傾斜角度をそのまま、信頼出来る。例へば、普通方眼紙の上に、一圓より二圓に増加した場合と、百圓より百一圓に増加した場合、即ち同じ差額を以て増加した場合を線で表せば、二線は併行に描かれるのである。然るに一圓より二圓、百圓より二百圓即ち同じ割合を以て増加する場合は、二線は決して併行とはならない。従つて普通方眼紙に描かれた線の傾斜角度にのみ注意するととんだ誤つた結論を生ずる。半對數方眼紙では、増加率等しき二つの度數系列は必ず併行線で示される。又普通方眼紙に描かれた直斜線は、一定の差を以て増減することを意味し、半對數方眼紙上の直斜線は、一定率を以て増減することを意味する。従つて普通方眼紙を使用して、二つ以上の變數系列を比較しようとすると思はざる過ちを犯し或は見る者をして過つた印象を與へ易く、猶數に大小懸隔の甚しい時には一枚の方眼紙の上だけでは描ききれぬ場合も生ずる。半對數方眼紙上では、増加率等しき數列は、上下何處にもつて行つても同じ曲線となるから多くの變數系列を比較する場合殊に便利であり、又コンパスを用ひて、圖上で簡単に割算掛算も出来る。現在のところ、經過圖表(又は歴史圖表)としては、これ以上のものは案出せられてゐない。

次に、統計圖表は決して、だてや飾りではない。豆粒のやうな數字を列べた統計表だけでは、數の大小・増減の割合・數列の傾向・數列と數列との關係などは、如何に數字を見馴れた人でも容易にわかるものではない。之を線・棒・點・圓等を用ひて一目瞭然たらしめるのが統計圖表であつて、又統計表だけでは到底氣付かなかつたやうな部分まで、圖表により初めて發見せられる場合が尠くない。故に確實な統計表と正確な圖表とをきへ提供すれば、本來ならくどくしい敘述は不用なのである。唯觀る人の考へ方によつて、多少解釋を異にするものであるから、

一應説明を加へるに過ぎない。拙稿に於てもどこまでも、統計表が本であり説明は末、圖表が主であり敘述は從である。實は拙稿では大分誤算した。統計的な基礎知識を大部分の讀者が有するものとして敘述を出發せしめたことである。そのため友人諸氏から受けた御忠言はありがたいが、統計に全然親しみのないための誤解から、過大な要求をせられるのは弱る。つまり拙稿が何か私獨自の意見を立證せんがために、都合のよい必要な統計を用ひてあると謂ふやうな誤解。これらも一度本誌九月號拙稿まへがきを讀んで頂きたいものである、出發を誤つたことは認めるが、まさか本誌上で統計學の第一頁から讀むわけにはまいらぬから、敢て従來の態度で進みたい。

第一圖再犯圖表をみれば、第二表に就て説明したことは實に一目瞭然である。即ち期間を短かくとるに従つて、(註二) 再犯増加率は大となる。更にさきに數字で示した(第二表) 再犯比率を圖表上で見るには、最上部の曲線(出監人員)に對し、下部の各曲線(再犯人員)が年次の下るに従ひ接近する度合を目測すれば充分である。(註三) 即ち三月以内再犯比率の増加率最大であつて(圖上の線)それを含む一年以内再犯率は亦年別階級に於て最大の増加傾向を示す(圖上A線)。

(註二) 若し一年以内の細分が三月以内・六月以内・九月以内・一年以内に四等分せられ、つまり等しき期間の調査であつたならば、一年以内各期間別の比較は統計的により嚴密なものとなつたであらう。動態統計に於ては期間の等質性は重視されねばならぬ。一般に行刑統計では調査特徴の定め方に就て無頓着さが認められる。

(註三) 半對數方眼紙では、同一縦軸上に於ける二點間の距離は、一つの點の示す量を他の點の示す量にて除して得たる商を意味する。普通方眼紙に於ては、二點の示す各量の差額を現はす。

要するに再犯期間短き程、増加率が大きであると云ふことは、換言すれば、「再犯期間は短縮しつゝあり」といふことに歸する。行刑統計の調査方法に誤りなしとすれば、よつて得たる右の結論は、筆者の單なる創作ではなくて、む

第三表

入監度数別累犯者累年比較

	二入	三入	四入	五入	六入以上	計	
大正	6	6,560	3,921	2,588	1,582	3,613	18,264
	7	6,372	3,728	2,445	1,531	3,123	17,199
	8	5,927	3,366	2,154	1,407	2,712	15,566
	9	4,956	2,759	1,728	1,125	2,174	12,742
	10	4,338	2,411	1,599	974	1,917	11,239
	11	3,951	2,361	1,456	960	1,872	10,555
	12	3,575	2,073	1,302	906	1,773	9,629
	13	3,830	2,701	1,635	1,010	1,875	11,051
	14	4,086	2,450	1,774	1,178	2,173	11,661
	15	4,147	2,395	1,629	1,086	2,121	11,379
昭和	2	4,543	2,826	1,954	1,271	2,347	12,941
	3	3,951	2,649	1,804	1,253	2,453	12,110
	4	4,353	2,831	1,921	1,335	2,608	13,048
	5	4,601	2,972	2,050	1,461	3,004	14,088
	6	4,927	3,056	2,117	1,494	2,991	14,585
	7	5,496	3,311	2,229	1,533	3,314	15,883
8	6,091	3,680	2,293	1,673	3,541	17,278	
9	6,786	4,298	2,860	1,808	3,902	19,654	
10	6,683	4,037	2,663	1,861	4,061	19,305	
11	6,579	4,159	2,727	1,845	4,038	19,348	

備考

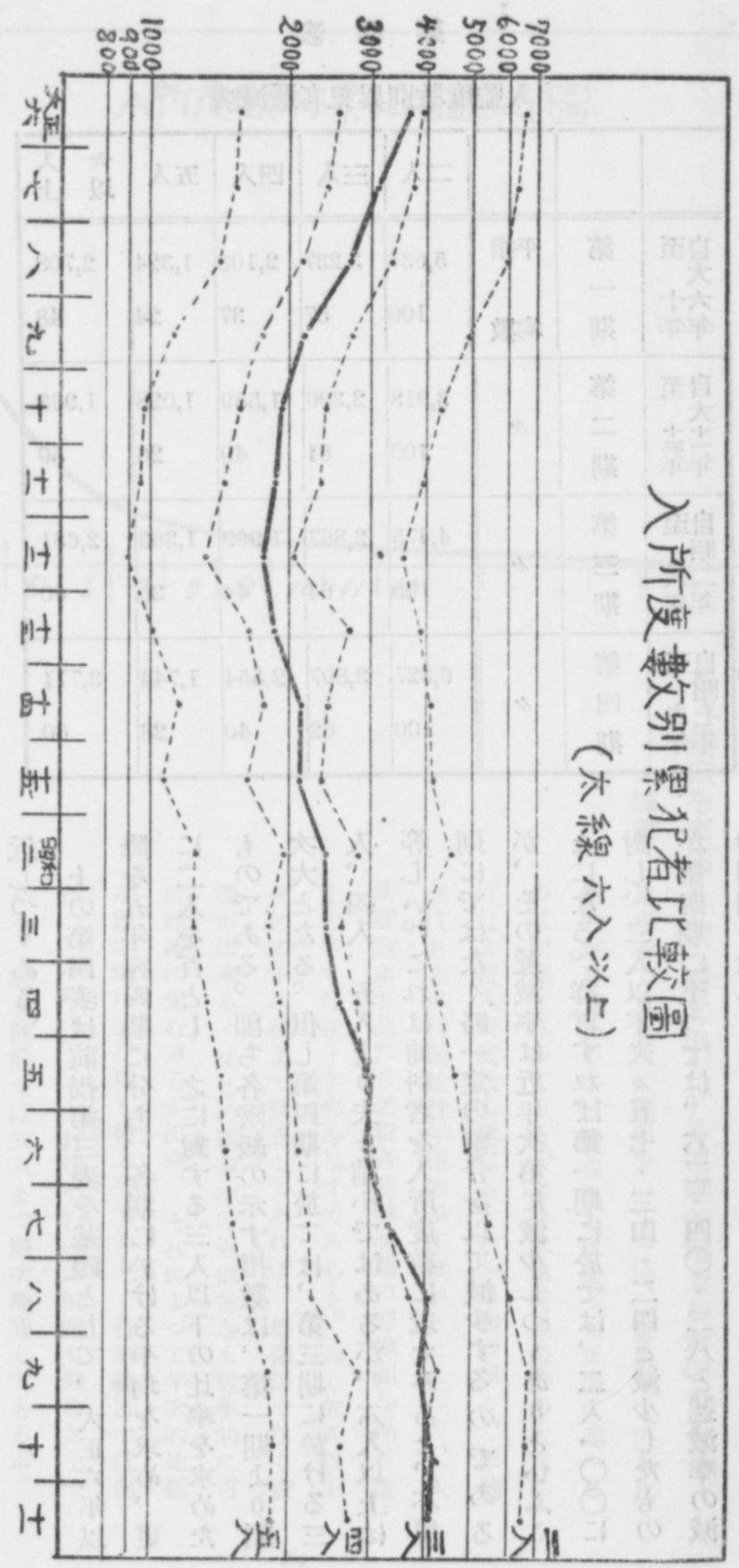
△十八歳以上ノ懲役禁錮ニ付調査シタルモノ  
△新受刑者中ノ累犯者ニ付調査シタルモノ

しる刑務官諸氏の自ら提供せられたものであると云ふことが出来よう。

B、入所度数の頻繁化

大正六年以降の新入受刑者中の累犯者に就て、其入所度数を見ると、第三表の如くであり、實數によつて圖示すれば第二圖となる。圖に就て説明すれば、二入、三入、四入、五入までは、その描く曲線は互ひに略等しき間隔を保つ

入所度数別累犯者比較圖 (太線六入以上)

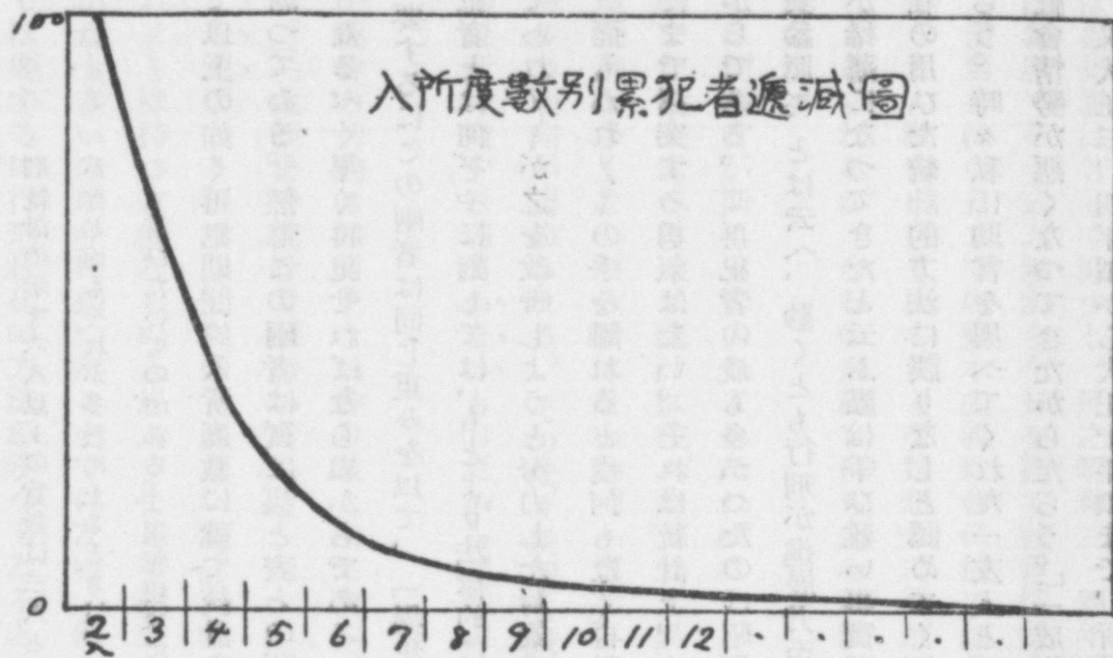


第二圖

てゐることが特徴である。即ち三入は二入に對し、四入は三入に對し、五入は四入に對し、年次の推移に不拘、略一定の割合を保つてゐる。即ち前科を累ねる者は次第に減少するのは當然ではあるが、その減少する割合には一つの規則的な傾向が存することを示唆してゐる。(註四)

然るに六入以上……勿論十入も、二十入をも含む……になると、大正八年頃に於ては、三入と四入との中間にあつ

第三圖



死にもせず、又容易に足を洗はなくなつてきたといふのである。監獄を素通りして而も出入する速度が増大したのである。

(註四) 累犯者でも入所度數の少いうちは、更生するの比較的容易であるが、度重なるに従つて正道に遡へるのは困難となつてくる。或は本來反規範性の大なればなる程入所度數も累なるといふ自明の理と、半端ではあるが行刑統計年報の示す數字によつて、入所度數より見たる累犯者遞減状態の想像圖を描けば上のやうな逆丁字形をなすであらう。若し五入以上せめて十入位まで調査してあれば、想像圖でなく實像が出来る。又この遞減率の近似値をも數學的に可成精確に求むることが出来、それによつて年次的比較を數字的に云ひ現し得る筈である。行刑統計では何故「六入以上」として打切つたのか根據も無さうである。刑事統計では五入まで順次調査してあるが、あとは六入以上十一入までを一階級とし、以後は十

二入以上で打切つてある。××以上、或は××以上××迄と云ふやうな、不同又は不定の階級標識を設けた點に就ては、兩統計書共に賛成し難い。殊に行

第四表

入監度數別累犯者遞減表

時期	平均數	二入	三入	四入	五入	六以	入上
自至 大六十年	第一期	5,631 100	3,237 57	2,103 37	1,324 24	2,708 48	
自至 大十五年	第二期	3,918 100	2,396 61	1,559 40	1,028 26	1,963 50	
自至 昭二六年	第三期	4,475 100	2,867 64	1,969 44	1,363 30	2,681 60	
自至 昭七二年	第四期	6,327 100	3,897 62	2,554 40	1,744 28	3,771 60	

たものが、次第に増加して、昭和十、十一年頃になると三入と略同量を示すまでになつてきた。前科六犯以上をも累ねるのに大體どれ位の歳月を要するかを想像すれば、僅かに二十年間位の調査期間内に於て、斯くもはつきりと増加を示してきたことは、輕視出来ぬことであらう。この現象を比喩的に謂へば、「六入以上といふゴールに飛込む速度が増大した」のである。「累犯街道から落伍する者が次第に減少しつゝある」のである。……(全體として各線は接近しつゝある)

上の第四表は前掲第三表を基礎として、大正六年以降を五年宛四期に分ち、各期に於ける平均を求め、更に二入を百とし、之に對する三入以下の比率を求めたものである。即ち各階級の示す指數は、第一期より順次大となる。但し第四期に於ては、第三期に於ける三入、四入、五入より夫々稍小ではあるが、六入以上は等しい。これは前科者を入所度數に就てみると、不規則にはなく略一定の割合を以て減少するのであるが、その遞減率は近年次第に減少しつゝありといふことになる。詳言すれば第一期に於ては、二入一〇〇に對し、三入以下夫々五七・三四・二四と減少したものが第四期に至つては、六二・四〇・二八と遞減率の減少傾向を示してゐるのである、この意味は累犯者が

刑統計の示す六入以上の實数は三入と同量位の膨大な數である。變數系列の中に斯る不完全集團 (Coffee Gruppe) が存し而もそれが多數に上るときは、統計觀察の本質を害することになるのである。猶數箇の等質階級を設け示して貫いたものである。累犯現象に關する調査は行刑統計の中心的なものであつてよいと思ふ。

倍て以上の如く再犯期間並入所度數に就て統計の示すところは、再犯期間の短縮化、入所度數の頻繁化といふ傾向を物語つてゐる。然しこの兩者は實は裏と表との關係に過ぎない。即ち同一の累犯者なるべく多く入所するがためには、なるべく早く再犯せねばならぬからである (勿論この場合刑期は甚だ一般化、平均化されて考へられてゐるが)。要するにこの兩者は同じ重みを以て、「累犯速度の増大」を結論せしめるのである。

累犯者とは何ぞやに對しては、もとより法律的にも、犯罪學的にも答へ得られるであらう。私はこゝでは、累犯者とは曾つてわれ／＼が之を改善しようとなつた對象であつたことを想起すれば充分であると思ふ。然しこの累犯者が増加し、而もわれ／＼の手を離れると幾何もなく再犯する傾向が強くなつてきたといふことを以て、直ちに行刑效果の否定にまで猪突する勇氣はない。それは統計上、未だ釋放者の半ばまでは再犯せしむるに至つてはゐない點に希望を抱くからである、(再犯者の最も多かつたのは昭和八年の四割六分二厘、それに次では昭和七年の四割五分三厘、第一表参照)。とは云へ、尠くとも行刑が進展乃至は充實してきた、といふ程樂觀的にもなれないのである。行刑の感銘が稀薄になつてきたと云ふ點は争ひ難い事實であると云つてもよからうと思ふ。このことに對しては然し、よしんば私の用ひた統計的方法に誤りなしと認めてくれる讀者に於ても、感情的には別として、尠からず反問せられる方もあらう。時々私に助言を與へてくれた一友人との會話を誌して反問に答へたいと思ふ。

「社會情勢が悪くなつてきたからだらう。」「成程社會情勢の故にすれば問題はわれ／＼の側から大部分吹飛んで了ふし、又大正三、四年頃から大正十年頃まで、所謂好況時代即ちたとへ物價は昂騰しても生活手段の容易に得られた頃には累犯者は著しく減少し、反之昭和三、四年頃の經濟恐慌以後累犯者は急激に増加してゐる。(本誌十月號拙稿第一圖参照) そう云ふ點から今日を觀て社會情勢主として經濟的條件の悪化の故に累犯増加を結論することも出來よう。又僕自身は今日までの資本主義社會に於てはそれが必然であるときさへ信じてゐる。然し吾々は理論上よかれあしかれそうした社會に送り出すことを豫想して行刑に當つてゐる筈だ。行刑部門以外の人が社會情勢の故にするならば黙つてもゐられるが、今日の刑務官自ら之を謂はんとするのはどんなものか。それは行刑の無力を自ら是認するものではないか。」

「では刑務官が斯くも努力してきたればこそ、再犯をこの程度に喰ひ止めてゐるのだとは云へないか。」「多少皮肉な意味でならば云へる。又統計は往々そう云ふ風に悪用され易い。」

「短期刑が多くなつた故ではないか。」「短期とはどの位であるか、問題であるが、六月以内位の刑期は相對的には却て減少の傾向が認められる。その代り長期も減り、一年以上三年位のところへ集注する傾向がある。」「そこが問題だ。累犯者に對する刑があまりものだから、近頃は若い奴でも四犯・五犯と累ねてゐる者が多い。」「その點は調べたさ。」

「保護會の活動は如何?」「會の數も増えたし、取扱件數も増加してゐる。」「數が増しても實際眞剣に面倒をみてゐるか。」「主觀まで統計ではわからん。」

「こそ泥ばかりが増加したのではないか。」「多少増加してゐるかも知れぬ。然し竊盜犯は改善し難いと云ふ先入主をわれ／＼は持つてはならぬと思ふ。まして竊盜が増加したから行刑の効果が上らぬと考へることは許されまい。竊盜犯が最も多いのは今に初つたことではない。然し罪質と累犯との關係は突込んで調べる必要は認める。」

「では要するに行刑教化の方法が誤つてゐるといふことになるのか。」「統計だけで、そこまでは行き過ぎかも知れぬ。」

が、尠くとも充分だとは云へまいではないか。今は唯一應消極的に行刑の感銘が稀薄になつたと謂つておく。」

一般に主たる累犯原因として

(イ) 累犯者の反規範性が本質的に大であること  
(ロ) 行刑方法の不完全であること及び監獄内で悪風の感染すること、社會適應性の喪失すること……行刑の無効  
(ハ) 行刑は一應有効であつたとしても、釋放後社會より排斥されること

等を擧げることができ、從て累犯増加は、(イ)に關しては科刑の無効が結論され之に對しては刑の加重が要求される。  
(ハ)に關しては免囚保護の充實が叫ばれる。(ロ……行刑の無効……に關しては、複雑な現代行刑機構の果して何處に缺陷ありて、如何に是正すべきかを以て對へねばならぬであらう。

更に翻つて累犯期間の極度の短縮化傾向を看取する時には、累犯者の尠からざる部分は、社會的試練を経る前に逸早く監獄に復歸してゐるのであるから、(ハ)に於ける「行刑は一應有効であつたとしても」と謂ふが如き想像は最早許されなくなる。又犯人の反規範性が本質的に大であること、謂はゞ性來の極悪人などと云ふ者がしかく多いものではないことはみなよく知つてゐるところである。更に釋放後再犯せざりし半數以上(再び第一表参照)の者は一應行刑の有効なることを證するものであるとしても、それ等の中には最初より監獄に於て刑罰を執行するまでの必要はなかつた者も決して無いわけではない。彼は思ひめぐらせば結局、今日の累犯増加傾向に對しては、眞先に、(ロ)に擧げた行刑の無効を結論せざるを得なくなるのではあるまいか。だがそれは行刑統計研究の直接の任務ではあり得ないし、又非力な私が過ちなくして爲し得るところでもない。而も拙稿では猶まだ、一般累犯現象と關係ある事柄、及び簡別

(未完)

### 明治 監獄作業變遷概観 (四)

辻 敬 助

D 明治二十二年監獄則時代 (乃明治二十二年七月 至明治三十二年六月)

監獄則改正、監獄則施行 細則制定並其作業組織 明治二十二年、千古不磨の大

典大日本帝國憲法の發布を見、越えて七月、監獄則の改正並に監獄則施行細則の制定があつた。先に十四年監獄則の第一次改正ありて獄制諸般の制度着々と改善の途に就いたが、駁々たる時勢の進運に伴ひ改廢を要する事項少からざるのみならず、一面又條約改正準備の必要上行刑施設改善の急務なるものありて、遂に今回の改正を見るに至つたのである。新監獄則並同施行細則に於ける作業組織は概ね左の如くであつた。

a 作業種類。作業種類に付ては新に制限主義を採り、左記指定の作業々種以外は認可を受けしめた。これは所謂懲戒主義を堅持せる山縣内務卿等内務上層部の意嚮を反映せる規定にして「懲戒感化に足らざる輕易簡

單なる便宜の作業を課し且其種類の地方に由り區々に互るの弊なからしめんが爲」に設けられたものであつた(一)。

(一) 男囚、(イ)監内作業Ⅱ春米、瓦工、煉瓦、石工、碎石、鍛冶工、油絞、耕耘、木挽工、抄紙工、木工、桶工、藁工、炊事、掃除。

(ロ)監外作業Ⅱ碎石、開墾、採礦、土方、石工、耕耘、運搬、監獄用務。

(二) 女囚、紡績、裁縫、機織、洗濯。

b 作業時間。最短十二月七時間、最長六月、七月十時間三十分とし、舊監獄則に比し著しく延長された。從來の作業時間は普通労働時間に比し短少に失するの憾ありて、所謂懲戒上の効果を薄弱ならしむるの嫌ありしを以て今回の延長を見るに至つたものと思はれる。  
c 休憩時間。正午十二時休役、午飯後休憩 (食事時間 共一時間)

乃至二)。舊監獄則に於ける午前の小憩を廢止せることは作業時間の延長と共に注目し値する。

d 免業日。法定免業日は舊監獄則に同じく、父母の喪に就ては一日を三日に延長した。

e 給與工錢。(一) 給與額 1 重罪囚十分二 2 輕罪囚十分四 3 無定役囚十分六 4 刑事被告人同 5 懲治人同(請願懲治の制) 6 科程外作業を爲す定役囚同。工錢給與の基準等には變更を見ざるも、給與率に付ては重罪囚、輕罪囚共に倍加せられた。

(二) 工錢使用許可。舊監獄則と大同小異にして特記すべき變更はなかつた。

f 科程。監獄則に於て科程の標準は内務大臣の認可を受くべき事を定め、次で認可申請に付ての下記標準を定めた。1 一時間の割合を掲ぐる事。2 科程等級は體力の強弱作業の熟否に依り五等に分つ事。(普通一人前と) 3 等外には技能の試験中又は病後者の科程を掲ぐる事。4 炊夫等の如き役業は服役時間内使役するを以て科程とする事。

g 作業賦課の標準。定役に服すべき者は其身體の強弱に分ちて業名を指定し、刑期五分の三を經過したる時

明治二十四年度の如きは藁工一日平均就業者一萬九千六百餘人を算し總就業人員の三分の一を超え、作業収入亦前期と同様に久しく六十三、四萬圓の間を彷徨するの貧さであつた。

(一) 作業は社會に於ける商業不振に伴ひ監獄内の諸製作業は打撃を受け殊に裁縫及び靴工製品の如きは非常の影響を受け多大の減價を爲して之を販賣するに至り受負業も總て緊縮の一方にして囚人使役に困難を生じ典獄は署員に對し懸賞を以て適當の業種を發見するのとを勸奨するに至れり、而して幸に糸繰を受負業として採用し漸く囚人をして休業せしむるに至らずして使役を維持せり。(徳島監獄沿革史)

(二) 群馬縣に於ては二十七年三月受負契約更改期に於て競争入札に付せしに一人の入札者なく一時悉く官司業と爲せり。(前橋監獄沿革史)

(三) 内務統計報告。

ゼーバツハ氏の監獄作業論 尙二十三年一月には我國最初の監獄官練習所設置せられ、前年來朝せる内務省獄務顧問ゼーバツハ氏主任教授として教鞭を執り、清浦氏の所謂「文明的學理の注入」に専心した、氏は教鞭の傍官命を受けて各地の監獄を査閲し、又中央當局の諮問に應じ幾多有益

は現に其監獄に在る所の作業の中に就き出獄後自活の道を得べきと認むるものを指定すべし。但刑期一年未満の者は此限にあらず。と規定し、刑期の終末期に於ては作業の賦課に付將來の生計を斟酌すべき旨を定めた。新に作業賦課に付ての標準を定めたる點は確に一進歩と認むべきではあるが、當時の當局が徒に應報觀念に囚はれ、作業の賦課に付ても刑期五分三の進行を條件となせるが如きは寧ろ改惡の誹を免かれぬ。

h 外役戒護。舊監獄則と同様であつた。

(一) 小河滋次郎日本監獄法講義。

財界不況と外 監獄則の改正に伴ひ監獄當局亦銳意作業の改善發達に努力する所ありたるも、恰も二十三年の恐慌來襲の影響を受けて受負業者の廢工、休工、工錢減額等の要求續出し、而も此期に入り引續き外役作業を制限せる爲、僻陬地の監獄に於ては困惑の末職員に對して懸賞を以て作業發見を勸奨するものあるに至つた。(一) 其後幾何もなくして財界恢復の曙光を認め得たるも、監獄作業は依然として沈衰の状態を續け容易に改善を見るに至らなかつた(二)。從て内役作業としては藁工を首位とし製紙工、煉瓦及瓦工、木竹工、織物之に次ぎ(三)

なる献策を爲す等東奔西走席温まらず、遂に病を獲て客死せられたが、氏の事務的才能と豊富なる學殖並國境を越えたる監獄改良の熱意とは我監獄改良の上に不滅の功績を遺した。氏の在任は僅に數年に過ぎざりしが、之が爲我監獄界が幾許の教訓、幾許の刺戟、幾許の光明を得たるや計り知るべからざるものがあつた。氏の監獄作業に關し抱懐せる意見は左の如きものであつた(一)。

一、監獄作業は行刑上囚人を矯正感化するの一手段なり、之を以て懲戒の具となさんとするは誤謬も最も甚しきものなり。若し作業を以て一の刑となし、之に由て懲苦する所あらしめんとせば、啻に矯正の目的を達する能はざるのみならず、囚人をして益々生業を嫌忌するの念を養成せしむるに至る。

二、作業の賦課は宜しく其個人的に適當なるものを選択せざるべからず。

イ、若し囚人にして其習得したる技能ある者は成るべく之と同一若しくは類似の作業に従事せしむる事を要す。

ロ、定職なき者に對しては、宜しく自活するに足るべき相當の作業に習熟するに至らしむべし。從て自活的作業を指定する上に於て必ずしも刑期の長短、刑

期の進行等を顧慮するの要なし。(二十二年施行細則)には此制限あり

ハ、從て作業を指定するの前に於て、一應囚人の請願する所を省察するを要す。

三、作業の旨義は矯正感化を第一義とし、次に經濟上の關係をも省察すべし。

四、囚徒の工錢は普通傭工錢と、差なからしむることを要す。然らざれば終に民業に影響を及ぼすの弊あるを免れず。

五、作業賦課及民業への影響を顧慮して、作業々種を成るべく多種多様ならしむべし。

六、作業工錢の給與に付ては放免後の監督を嚴にし、之が濫費に陥ることなき様注意すべし。

七、官司業は監獄作業に最も適したる所の管理法なり。尙官司業をして民業と競争するの弊なからしめんとせば、軍衙、郵便局、鐵道局、學校、鑛山局、警察署等の需要物を製作するを要す。

(一) 明治廿三年十一月華族會館に於けるゼーベツハ氏の講演(監獄雜誌第二卷第三、第四號)。

民業壓迫問題として記録  
我國監獄作業の民業壓迫問題として記録  
上明かなるものは、明治廿五年に於ける香川縣下の傘工

漸く落着したりと云ふ。(明治二十六年二月八日大阪朝日新聞)

(二) 雄勝濱石盤事業は從來村民の恒業となし依て以て口糊を凌ぎつゝありしに、近來其筋にては官山を借區し民有山を購入し、宮城集治監の囚徒二百名を使役して此業に従事せしめたるより石盤の價格非常に下落し村民はとても競争に堪へ得ず往々口糊の途を失ふものあるを以て、村民百二十四名連署の上従前の如く之を民業に委ねられたき旨内務省に出願せりと云ふ。(明治二十六年六月廿八日時事新報)

獄務概則に於ける 作業に關する規定

二十六、五月各集治監並各府縣典獄を内務省に召集して第二回典獄會議を開催し、行刑各般に互りて訓示並に諮問を試み且獄務概則なるものを内示し、以て各監獄の獄務統一を圖り、大に獄事の改良發達を促す處があつた。獄務概則は典獄會議決議訓示の形式を以て配布せられたものであるが、其實質に至りては當時に於ける監獄改良運動を背景とした監獄制度の一大改革―從て監獄則の實質的改正―であつた。

今其の監獄作業に關する條項中主なるものを擧ぐれば左の如くである。  
a 作業新設標準(一)。指定外の作業新設に付ては

(一) 及同廿六年宮城縣下の石磐工業者の陳情(二)を以て嚆矢とするのであるが、内務省は之に遡ること二年廿四年八月「過度に多數の囚人を同一工業に使役し若しくは大規模を以て開設し地方人民の營業を妨害するが如き事なき様」注意通牒を發せるの事實に鑑みる時は、當時既に何れかの地に於て此種問題の發生を推定されるのである。此等問題の起因は固より監獄作業の漸次的發展の結果と見るべきであるが、尙當時勃興せる民權思想の伸張の餘弊とも解せられる。

(一) (前略)廿四年四月頃より高松監獄に於て傘の製造を始め、地方税を以て廉く原料を買入れ囚徒百七十餘名を使役して盛に製造せしめ、其製造高一ヶ年凡八萬四千本に及ぶ上其販路は矢張大阪に開けるにぞ、民間の製造者が辛苦經營して擴張せし販路は幾ど此監獄署の製品を以て塞がるゝに至りしとて、同業者相謀り十五名の委員を選定して昨年來谷森縣知事に對し屢次監獄にて製造することを停止せられたしと出願したるも其甲斐なかりしかば、赤松高松市長は大いに配慮して昨年十一月以來田中典獄と種々協議を遂げ、結局双方其歩を譲り合ひ今後監獄にて製造せし傘は悉く市中の同業者に拂下げ、決して直ちに販賣せざることを約し此程事

(1) 監獄の紀律靜謐を害せざる種類なる事。(2) 生産的な事を條件とすべき事を命じた。

b 受負業に關する制限。(1) 受負契約に付ては新聞紙に廣告し、競争入札に付すべき事。(2) 科程の賦課、使役の方法及其の監督に付ては、受負人に委すべからざる事を命じた。

c 作業の督勵。(1) 作業表を各人に配布し日々其成績を考査し、尙 (2) 時間科程者の監督は特に嚴密ならしむべき事を規定し、作業成績の向上を圖つた。

d 外役作業に關する諸制限。

(一) 外役條件。(1) 刑期の半を経過したる者の中に就き個人的關係を省察して之を撰む事。(2) 初犯及偶發犯囚にして刑期六ヶ月以下の者は外役せしむる事を得ざる事。

(二) 外役場所制限。(1) 外役場所を實檢し、位置の適否檢束の便否を精査する事。(2) 人家稠密の地を避くる事。(3) 片道一里以内なる事。

(三) 其他の制限。(1) 規模稍大にして十日以上繼續すべきものなる事。(2) 監獄官吏の家事に使役すべからざる事。

e 雇工錢の料定。雇工錢は其土地の同種職業者の賃銀又は所得に對照し、少くとも三ヶ月に一回之を調査料定する事。

f 監獄需要の物品は成るべく囚人をして製作せしむる事。

g 監獄官吏は如何なる場合を問はず其家事の爲に外役として囚人を使役することを禁じ、尙監獄官吏需要の監獄製品購求及其注文に關しては豫め規定を設くべき事を命じ、以て其濫用を防ぎ且之に由て囚人と親昵するの弊なからしむることを期した。

是等は各れも既記ゼーバツハ氏の監獄作業論並獨逸監獄法の規程等を參酌導入せるものにして、我國監獄作業の施設經營に對し幾多の改善方針を示唆したものであつた。爾來各監獄は力めて此規程を實行に移さんことを期したが、府縣財政の困難、財界不況等に災されて容易に之が實現を見るに至らなかつたのは遺憾である。

(一) 明治二十三年十一月設置せられたる監獄評議委員會に於ては尙有害なる工業(例へば活版、製本、機寸製造等)巧緻なる美術に屬する工藝(例へば七寶工、陶器工、陶畫工、表裝工等)を禁ずべしとの議ありたるも訓令通牒等としては發せらるゝに至らずして止むだ。

本制度は作業資金を要せざるのみならず、製品販路の懸念なく手續極めて簡易なるを以て、各府縣(三)漸次受負本位の經營方針へ移行するに至つたのである。

(一) 明治三十二年就業延人員官司業五、八一六、九九二受負業一〇、五八八、九二九(三十一年以前に於ては官司、受負別就業人員統計を缺く)

(二) 群馬縣に於ては明治二十年受負工業の法を創設し漸次之を擴張して二十二年に於ては作業中製造に係る分は總て之を受負業と爲せり。

(三) 1 栃木縣監獄署二十七年十二月受負人工場出入手續を定む。  
2 警視廳は二十七年一月工業受負願書同契約書標準を定む。(司獄官必携)

北海道集治監の拓植事業の縮少

北海道集治監囚徒の拓植事業使用は此期に入り尙引續き續行せられ(一)就中北見、石狩横斷道路の残工事及大津、帶廣間の道路開鑿は各れも大規模の難工事にして、同道拓植上忘るべからざる功績の一つであつた。

然るに是等外役作業は檢束、戒護不完全なる爲多數の逃走者を出し(二)たるのみならず、ややもすれば犠牲者續出し(三)到底行刑の本旨を達する能はざるを以て漸次

(監獄雜誌二ノ八)

日清戰爭 越えて廿七年八月、日清戰爭の勃發を見るや民間業者を介して軍需品製作の委託頗に増加し、萎靡沈滞せる監獄作業も茲に再び活況を呈するに至り、加之戰

後各種産業の勃興に伴ひ監獄作業の經營亦一層有利に展開し(一)作業收入の如きも漸次増加の一路を辿り(二)明治三十一年には九十萬圓を超え、作業々種も輸出向花莖織、抄紙、挽物等に關する就業者著しく増加し(三)工場作業の面目は茲に一新せらるゝに至つた。

(一) 群馬縣監獄署三十年三月受負契約更改に際し競争入札に付したる結果契約工錢を四割四分増額せり、(前橋監獄沿革史)

(二) E明治三十二年改正監獄則時代参照

(三) 警視廳監獄署は竹彫工、陶畫工、七寶工、挽物工等徳島縣監獄署は花莖、抄紙、挽物等を施行す。(司獄官必携、徳島監獄沿革史)

受負業本位への移行顯著となる 尙此期に入るや前期に於て擡頭せる受負業は經濟界の發展に伴ひ其進出一層顯著となるに至り(一)徳島縣監獄署に於ては官司業縮少の結果製品陳列所を廢し群馬縣監獄署に於ては二十二年に於て既に製造業全部を受負業と爲すに至つた(二)。

之を縮少するの方針を採つた。即ち跡佐登の硫黃山は二十一年先づ解約し、幌内炭鑛の囚徒使用は北海道會等の輿論に鑑みて二十八年之を廢止し、道路工事も亦二十六年五月大津、帶廣間道路を最後として切り上ぐるに至つた。

(一) 北海道集治監創設以來北海道拓植上の業績を擧ぐれば左の如くにして同道開拓史上幾多の記念すべき功績を残した。(三十一年調)

1. 開鑿したる地積五、二七六、〇〇〇坪、内民間に拂下たるもの多數あり。

2. 道路開鑿一七八里二七丁、民間勞役に比し却て良好なる成績を収む。

3. 炭鑛業、幾多の弊害ありしも漸次民間業を刺戟せり。

4. 屯田兵舎の建築一、四七四棟。

5. 河川浚渫延長四二里。

(二) 北海道集治監本分監を通じ二十三年五〇三人、二十四年一三六六、二十五年六一一人、二十六年二三人、二十七年一七人、二十八年三人の逃走者を出した。

(三) 1. 二十四年中死亡者北海道集治監三八人、空知分監九八人、釧路分監五二人、網走分監一八八人。  
2. 釧路分監の手に依て施行したる北見石狩横斷道路

3. 開鑿の残工事は頗る難工事なりしと且之が竣工を急ぎたる爲、囚徒は過度の勞働に因り甚しく健康を害し、就中初夏降雨連日に互りたる爲一種の水腫病を發し、數ヶ月間に死者一百名以上を出すの慘狀を呈した。(網走監獄沿革史)

幌内炭山外役所囚人就業上死傷者累年統計

年度	十六年	十七年	十八年	十九年	二十年	二十一年	二十二年	二十三年
負傷	六八人	一五七人	二三七人	七二五人	一四〇人	二三一一人	四九三人	一、〇〇四人
死亡	—	—	—	—	二四人	一九一人	一三人	二〇人

E 明治三十二年改正監獄則時代  
(乃明治三十二年七月 至明治四十一年二月)

**監獄則、同施行細則一部改正中作業事項改正**

我國多年の懸案にして且監獄改良の目標たりし條約の改正も明治三十二年七月、漸く實施の運びとなつたのであるが、監獄則は明治二十二年の制定に係り既に幾多改正を要する事項あるのみならず、外國人の拘禁に關しては何等規定する所なく差當り之が實施に支障を感じし爲、條約實施と日を同ふして監獄則及び同施行細則の一部改正を行ふこととした。今次改正中監獄作業に關する改正事項の主なるものを擧ぐれば左の如くである。

a 作業賦課の標準を定めたる事。從來は作業賦課に付

其國の國祭及宗教的祭日に免業を認むる事としたのである。

e 日曜就役を廢せる事。從來教誨は免役日又は日曜日午後に行ふ旨を規定せるも、今回之を改め單に日曜日と規定し、監獄則施行細則説明通牒に於て日曜日の教誨は午前に於て爲し、日曜日の午後は面接、發信、理髮、書籍の看讀、衣類の洗濯、補綴其他の用務に充てしむべき旨の解釋を示した。(一)これ亦當時の監獄改良論の產物にして、收益主義作業經營に對する反動と見るべきものであつた。

f 作業課程は等一を以て定む。從來課程は五等に分ちたるを等一となし、未熟者に對しては習熟期限を定め、之が經過後は極力作業課程の勵行を期したのである。從來の方法は幾多の煩雜なる手数を要するのみならず反て不公平の結果を招くことあるに鑑み「普通一人の働高」を以て等一に之を定め、老者、幼者、病弱者、不具者、未熟者に付てのみ除外を設くることとしたのである。

(一) 1. 此の解釋通牒に依り全國的に日曜全休の制を採るに至りたるも、數年ならずして監内秩序維持並作業督勵上日曜日半休となすもの漸時増加した。  
2. 京都監獄に於ては明治三十四年以來日曜半休となし之が爲に三十八年度工錢の増額二、四八五圓を算した。

ては單に毎囚の體力に應ずべき旨を規定せるに過ぎざりしが、今回は尙此外刑名、罪質、年齢、技能、將來の生計等を斟酌すべき旨を定め、行刑個別化の理想就中作業の職業訓練的意義を明確にしたることは行刑制度の一大進歩であつた。これは當時ゼーバツハ氏等の影響を受けて作業の教化的目的が強調され、職業訓練を重視するに至れる結果にして、從來動もすれば收益主義若しくは懲戒主義に傾かんとする監獄作業制度の一大轉換を試みんとしたものであつた。

b 作業種類に付ては認可主義を採る。從來は作業種類を指定し指定外の作業新設に付ては認可を受くる事としたが、今回は更に作業の統制を強化し作業の新設に付ては總て認可を受けしむる事としたのである。

c 給與工錢計算規準の變更。從來に於ける重罪、輕罪に依る區分の外犯數、賞表箇數等に依り差別を設け、尙再入者にして刑期一年以上を経過し作業に勉勵する時は初入者の例に準ぜしむることとなし、傍ら囚徒の改悛助長を圖つた。極めて小範圍ではあるが就業者の行狀をも給與工錢計算の規準となしたるは作業制度の一大進歩にして、給與工錢は此時既に幾分作業賞與金的性質を帶ぶるに至つたのである。

d 臨時服役を免する規定を置く。外國人に對しては各

監獄作業に依る 次で三十三年十月監獄費國庫支辨實施となるや監獄改良の第一着手として監獄建築計畫を立て、明治三十四年度より鍛冶橋、千葉、長崎、鹿兒島、石川、奈良の六大監獄の改築に着手し、各れも専ら囚徒の勞力に依りて工事を進め三十八九年を以て全部竣工の豫定であつたが、途中日露戰役に會し事業繰延の爲之が全部の完成は數年後となつた。之が爲に使用せる營繕夫の延人員は毎年度七十萬人を上下し(一)延て監獄作業收入にも尠なからざる影響を來せることは又已むを得ざる處であつた。

(一) 明治三十九年度營繕夫延人員千葉一一九、九一三 金澤九五、九四〇 奈良一五四、二二〇 九長崎一九八、一五七 鹿兒島一三九、一一四人

**民業壓迫問題再燃**

明治二十五、六年に於ける香川及宮城兩縣の民業保護陳情以來久しく民業壓迫の批難あるを聞かざりしが明治三十四年二月東京に於て相前後して傘骨製造業者及煉瓦業者の民業保護の陳情を爲すものあるに至つた。仍て司法省は元司法大臣金子堅太郎氏を會長とする日本工業協會に對し監獄作業選擇要項の調査を依囑し、民意の暢達を圖ると共に作業施行上に付ても一層の注意を拂ひたる爲、爾來殆ど之が餘燼を留めなかつた。日本

工業協會の答申せる作業選擇要項は左の如くであつた。  
 1. 監獄作業の種類は手工業たるべく、機械工業たるべからず。

理由 (前略) 手工業の如きは最も出獄後の獨立自營に適する方法なりと信ず。彼の機械力を應用する工業に至りては巨多の資本を要し到底刑餘の徒の獨力經營し能はざるは勿論監獄にして斯る大装置の工業を試むるに於ては必ず民業を制壓して其發達を阻害するの弊を生ず。(後略)

2. 監獄作業の種類は成るべく多種多様なること。

理由 監獄の作業は囚徒の體力及び技能に應じて課すべきものなれば其種類は自ら多様ならざるを得ず。亦多様なを以て行刑の目的に添ふのみならず各種事業に對する生産高尠く隨て民業と競争するの虞少なしと信ず。

3. 監獄作業の種類は成るべく半製品なるべきこと。

理由 監獄の如き營利を目的とせざる者に在りては極廉なる勞力を用ひ旺に精製品を産出する時は其結果忽ち民業を制壓するの虞ありとす、若し之を半製品に止めん乎必ず一度民業者の手を経由して市場に出づべく隨て民間製品と其價格平均するを得て以て一方に於て民業阻害の虞を避け得ると同時に他方に於て監獄囚徒の作製品なりとして世人の之を嫌惡するの憂を觀ざるなり。

4. 監獄作業は監獄又は公私の慈善事業に關する病院等の需要品を供給するの方針を取る可きこと。  
 理由 歐米の監獄にては或は政府の需要品を製造するの方

針を取るものありと云ふ。然れども我國の現状を觀るに工業品の最大需要者は實に政府なり。殆ど我國の工業は政府の需要を俟ちて起ると云ふも過言に非らず、故に若し監獄に於て旺に此需要に應ずる時は民業の發達に影響する所輕少ならざるなり。(中略)然れども監獄自身若しくは慈善の目的を以てする公私の病院養育院等に於ける需要品の如きは固より此限りに非らずして寧ろ其適當なるを認む。(後略)

5. 監獄作業の撰擇は其地方商工業者に諮問して之を決す可きこと。

理由 工業は元と地方的性質を有するが故に作業の種類如何に依りては直接民業に影響を來すこと亦尠ならず、果して何種の作業が最も適應せるやは其地方商工業者に諮問して決するを上策なりとす。(後略)

本期當初の作業經營困難 日清戰役後に於ける產業界は幾多の波瀾を描き、明治三十四年の恐慌等ありて財界の景況必ずしも作業經營に有利ならざりしが、當局者の不斷の努力に依り監獄作業は概ね順調なる發達を遂げ、同年度作業收入は遂に百二十萬圓を突破するに至つた。然るに同三十六年に入るや日露間の風雲危險を孕んで事業界の不振一層甚しく、監獄作業又之が影響を受けて各監獄の作業經營困難を極め作業收入亦九十九萬圓に(一)著減するに至つた。

前項の民業保護陳情の如きも財界不況の一打開策とも

認むべきものであつた。

(一) 囚徒工錢、製作收入累年統計

年次	囚徒工錢及製作收入	作業工錢
明治三十二年	—	八八八、七六一
〃 三十三年	—	九六一、〇九〇
〃 三十四年	一、二四七、〇〇〇	一、〇〇二、〇四二
〃 三十五年	一、〇八二、〇〇〇	一、〇四二、二一九
〃 三十六年	九九五、〇〇〇	一、〇六七、九九〇
〃 三十七年	一、〇〇八、八九四	一、〇〇七、一四五
〃 三十八年	一、一四六、二六二	一、〇八四、四五三
〃 三十九年	一、一六六、六八八	一、一六四、二五四
〃 四十年	一、二四四、五六四	一、三〇〇、二四三
〃 四十一年	一、二五三、三四〇	一、三二八、四三三
〃 四十二年	一、三三三、六九六	一、四二六、四〇七
〃 四十三年	一、四二一、六〇三	一、四二一、六〇三
〃 四十四年	一、五三四、八三一	一、七二二、二〇三
〃 四十五年	一、五七四、六〇七	一、七〇〇、四一六

日露戰役の好影響

かくて翌明治三十七年二月、日露戰役の開始を見るや商工業界の打撃一層激甚にして、受負業の廢止、縮少、工錢の減額申出續出し作業經營は一時頗る苦境に陥り(一)たるも、同年下期に入り軍需品の注文著しく増加し(二)越えて三十八年打續く戰捷に伴ひ產業界は再び活況を帶び、受負作業の復舊、擴張若くは新設の申込續出し(三)作業收入又漸増して明治四十年度には百二十萬圓を超え一人平均十七圓七十錢となり殆ど三十四年度の舊に復するに至つた。

尙當時在監者は各れも振古未曾有の時局に感激し、自ら進んで就業時間の延長を申出で、或は免業日に自發的に就業を出願する等各れも銃後の熱誠を發揚し、就中軍需品の製作に従事する者にありては全力を擧げて奮勵し力めて良品を製出する等眞に涙ぐましいものがあつたことは特筆せらるべきである(四)。

(一) 1. 甲府監獄、作業は戰役以來一般商況の不振に伴ひ製品不捌の狀況に陥り受負業に付ては木綿織及足

袋底織を廢止し、寶石工は人員減少と工錢の減額を爲すの已むを得ざるに至れり、而して著しき影響を受けざるものは麥稈工のみなり。(三十七年監獄事務成績報告)

2. 青森監獄、從來作業の種類少く殊に時局以來燐寸葛細工の兩工を廢止するの止むを得ざるに至り、爾來作業の選擇に努力するも適當の業種を發見せず、已むなく農業を擴張し夏季は専ら耕耘、開墾に主力を注ぎ冬季は其收穫品を以て莞莖工、笠工、釀造工を興すの計畫を立てたり。(三十七年監獄事務成績報告)

(三) 1. 福島監獄、第二師團より夏服、軍靴、作業衣袴、徒步着袴、背負袋等の注文あり。委託製作賃三十八年度一、七九〇圓餘。(三十八年監獄事務成績報告)

2. 京都監獄、大阪及東京被服廠(但し受負人の手を経しものをも含む)より麻、草鞋、夏服、軍靴、角釦、天幕地織の注文あり。工錢其他收入三十八年度三、八六七圓餘。(同)

# 水戸藩の牢屋制度

細川 龜市

徳川時代においては諸大名がその自治権にもとづいておの／＼牢屋を設けて居たのであり、従つて牢屋制度の内容は各藩とも必らずしも同一であつたとは言ひ得ないが、しかし、基本的にはいづれも幕府の牢屋を模範として居る點は異るところがない。しかして、徳川幕府の牢屋制度に就いては兼てわたくしのやや詳細に論究したところであるから(一)、ここでは重複にわたるからその概要を述べることを省略し、以て本論の主題たる水戸藩の牢屋制度に就いてその大體の有様を記述して置きたいとおもふ(二)。

一 拙稿『徳川幕府の牢屋制度』(刑政、第四十九卷第五號、第六號)参照。但し、これは甚だ不完全なものであるので、わたくしは目下これを根本的に書き改める仕事を進めつつある。  
二 本稿の資料は『舊水戸藩刑法刑具ニ關スル書取 茨城

(三) 京都監獄、日露開戦の始は商工業界は俄然打撃を受け從て多大の影響を監獄作業に及ぼし廢業若しくは縮少、工錢の減額等續出の状況なりしに、本年春以來は商工業の状態活氣を帯び作業に於ても復舊若しくは擴張或は新業を興すの好況に進み、一面軍需品の製作範圍も擴大す。(三十八年監獄事務成績報告)

(四) 前橋監獄沿革史  
監獄作業規程の創定  
其他作業事務刷新  
これより先司法省は監獄作業の發展に伴ひ福島、秋田、茨城、北海道各地に作業に關する瀆職事件の續出せるに鑑み、作業事務整備の必要を認め

明治三十五年三月「監獄作業規程」並「監獄作業に依り製作する物品經費整理方」等(一)を定め作業事務の刷新を圖る處あつた。かくて作業經營方法として官司、委託受負の區分始めて明確となり作業諸帳簿の様式亦統一を見るに至つたのである。

(一) 其他此期に於ける作業事務整理上制定せられたる重要な事項は左の如くである。(明治監獄年譜参照)  
1. 三十四年作業種目別標準表。2. 三十五年六月官備夫の定員並其料定工錢。3. 同年十一月備工錢を支出せざる直營工事従事者其他の監獄備夫は製表の際朱書すべき件。4. 三十八年三月作業科程標準表記載例。

縣』(財團法人刑務協會所藏本)に據る。これは明治初年の筆録にかかるもの如くであつて、われわれは本資料を信用し得る。わたくしは、ここに切に刑務協會當局が常にわたくしの監獄史研究に對して寄せられる御厚意を深謝する次第である。

さて水戸藩の採用せる刑罰の基本體系は、生命刑、肉體刑、名譽刑および追放刑の四種であり、これらのものはそれ／＼次の如き内容を有つた。すなはち、死刑には磔・逆磔・火刑の三種があり、肉體刑には焼印刑・鼻刑および笞・杖による敲(三十・五十・七十・百の四等)の三種が見え、名譽刑には右方の片眉および片鬢を剃り落し、及び入墨があり、また犯罪人を一定の地域外へ追放するところの追放刑があつた。但し、幕府の追放刑においては重追放・中追放・輕追放・江戸十里四方追放・江戸拂・所拂・門前拂・等々諸種のものが行はれて居た

が、水戸藩の追放刑も亦このやうに多種の内容を有するものであるか、又それとも単一の追放刑のみであつたかは今ここに直ちに明言することはできないが、わたくしの想像にして誤りなき限り恐らく多種の追放刑を有したであらう。

ところで、刑罰の基本體系がかくの如きものである以上、それはおのづから牢屋制度を規制せざるを得ない。換言すれば、牢屋はかくの如き刑罰に相應した規模と内容とを有たざるを得ないのである。すなはち、前述の如く生命刑・肉體刑・名譽刑・追放刑などが刑罰の基本體系として行はれて居ると、ここに注意すべきは、これらの刑罰はその執行のために牢屋を必要としないといふことである。何となれば、生命刑にあつては受刑者の生命を斷つだけであるから別に牢屋内へ拘禁して置く必要を認めないし、肉體刑・名譽刑また然りであり、殊に況んや追放刑に至つては犯罪人を一定の地域外へ追放するだけのことであるから何等さだまれる場所への拘禁といふことを伴はないからである。

かくの如く、水戸藩においては——徳川幕府及びその他の諸藩におけると同様に——その刑罰體系の必然的所産として刑罰執行のために牢屋を必要とせず、ただ、(1)

刑事被告人を裁判の確定あるまでその逃走を防止するために拘禁して置くといふ、いはゆる未決監として、及び(2)ひとたび裁判により刑が確定せる者の内何等かの事情で直ちにその刑を執行し得ないやうな場合に、その執行に至るまで一時的に牢屋へ受刑者を拘禁して置くといふいはゆる假留監として——この二つの意味において存在したるに過ぎないのである。従つて、牢屋へ拘禁して置くことそれ自體は決して刑罰の執行ではなかつたし、また實に刑罰の執行ではあり得なかつたのである。故に、そこに近代的自由刑が存在しなかつたのは言ふまでもない。再言すれば、水戸藩の牢屋は未決監であり假留監ではあつたが、いはゆる既決監ではなかつたのであり、そこに現代の刑務所とは存在の目的を全く異にせるものあるに注意されねばならないのである。

以上の記述を以て緒論となし、次いでわれわれは本論に立ち歸つて水戸藩の牢屋に就いて説かねばならぬ。さて慶長十二年に下市赤沼町へ牢屋敷を設け、同時に大牢一棟を建設し、その一隅を仕切つて女監とした。(これは幕府の江戸の牢屋と同じであつて、大牢はすなはち百

姓牢に外ならぬ。)その後に至り新牢一棟を建て、次いで揚屋(これは主君に見參し得ざるところの地位低き武士及び神官僧侶を收容する監房)一棟、結牢(これは主君に見參し得る資格ある武士を收容せるところの、幕府江戸牢の揚座敷に該當するものであらうか)一棟を建てた。しかして、入牢者は町與力の指揮により、町同心がこれを赤沼の牢屋敷に引致して牢守(看守)に引渡し、

牢守は玄關前において入牢者に對し、『此の度入牢仰付らるゝに付、慎で居るべし』との申渡をなす。これは婦女の入牢者に就いても亦同様であつて、若し母の乳養を要するほどの幼児ある婦女は、その親類一同より携帶を歎願する場合に限り三歳までこれを牢中にて乳養することができると。この場合に、なぜ親類一同の歎願を必要としたかといふと、東西を辨ぜざる幼児をたとえ母の傍らなりとは言え在牢せしむることは、その將來への心身の影響を考へると餘り好ましいことではないから原則としてこれを認めず、ただ親類一同より歎願ありたるものを例外として認めたに過ぎないのである。それ故にこそ、三歳以上の者は如何なる事情があつても携帶入牢せしむることを許されない所以が理解せられ得る。

更に、十五歳以下の男女は幼年者であるから、たとえ

罪を犯しても入牢せしめることなくして、親または親類へその身柄を預けることとなつて居り、同様に盲人も亦かかる方法を取つたのであつた。これ等は矢張り幕府法の模倣であること言ふまでもなからう。

ところで、入牢の際には當人の身體検査を嚴重にやつた。すなはち、當人を二重鞘の中に入れ、外鞘の入口を閉鎖して裸體となし、牢守一人と町同心二人とが立合つた上、牢番をしてこれを検査せしめ、それが終了するとそのまま入牢を命じ、同所において着衣をことごとく捜し、若し隠匿の金品あるを發見したるときには、これを牢番に給與される。それは要するに捜檢を綿密にせしめ、以て禁制品の持込みなどなからしめむがためであつたのは勿論であるが、江戸の牢屋ではこれがために多大の弊害を醸したことであつたから、水戸藩の牢屋においても恐らく諸種の弊害を伴つたことであらうと考へられる。

牢内にて携帶を許可されたる物品は、一人につき筵一枚・莞一枚・四布蒲團一枚・外にカイゲと稱する曲物(丸形にして六七合入り)一個等であつて、洗面器・蚊帳・枕の類はこれを許さず、また帶、褌のごときはこれを外格子に結び付け置かしめて、常に携帶を許さな

い。かかる方法を採らしめたのは、恐らく縊死を豫防せむがためであつたであらう。

それから、在牢者には一日一人につき漉返紙一枚を給與し、食物は朝夕の二度にして一食二合、これを盛相飯となし、汁と鹽・菜の外は他の菜物を給與しないこととなつて居る。これらも大體において江戸の牢屋のやつて居たのと同じだと言ふことができる。ところで、この食料・菜代・炊事費は一日黒米一升の割合で以て在牢者の自宅より納付せしめたのである。これすなはち食料自給主義であり、經濟的牢屋經營方針を最も露骨に表現して居ると言はねばならぬ。但し例外として、在牢者が赤貧にしてこれを納付し得ないときはその親類より納付せしめ、若し又その親類も貧困なるか或は親類のなき場合にはその村費を以て納付せしめる。かやうにして、藩はあらゆる手段方法を講じて食料自給主義を貫徹しようと努めたのであつたが、ただ無籍者だけはどうすることも出来なかつた。それで彼等のみは止むを得ないから、すべて官費を以て賄つてやることとしたのである。

今この有籍者の牢扶持上納方法を具體的に述べて觀ると、入牢者が町人であるときは町役所より町年寄へ通達し、町年寄よりは更に町名主へ通達し、名主より本人の自宅または親類に通知し、一日玄米一升の割合をもつて

直ちに牢守へ上納せしめるのである。これに反し、在牢者が郷村に籍を有する者である場合には、町役所より御郡方へ通知し、御郡方はその村の庄屋に通達し、庄屋より本人の自宅または親類に達して、直ちに牢守へ前述の如く納付せしめることとなつて居つたのである。もちろん、この玄米一日一升宛納付せしめたものは、この内から藥代とか炊事費などを辨じたのであつた。

なほ、在牢者が蒲團または衣類を自宅より取り寄せむと欲するときは、先づその旨を牢守へ願ひ出る。さうすると、牢守はこれを町與力に届け出で、町與力は更にこれを町奉行に達し、在牢者が町家の者ならば町役所より名主へ達する。が若し郷村の者ならば町役所より御郡奉行へ通知し、郡方役所より庄屋へ達して、以てこれを牢内へ差入れせしめることとなつて居たのである。もとより、外部からの差入物に對しては嚴重な検査をなしたところと思はれるが、江戸の牢屋では甚だしく脱法行爲があり、差入物に托して外部から盛んに禁制品が搬入されて居たほどであるから、水戸の牢屋も亦おそらくその例外ではあり得なかつたであらうと思はれる。

在牢者は入浴することを禁止せられた（この點は幕府法と全く異つてゐる）が、牢内で談笑することは制限なしといふ有様であつたから、甚だ寒心に堪えぬ結果を招來したと信ずる。すなはち、先づ第一に、兇惡なる

者が牢内に威張つて輕微な行爲により拘禁されたむしろ

善良な人間は惡人によつて強迫せられ惡道へ導かれ、かくて牢内は正に犯罪人の養成所となつたのである。この意味において、牢屋は犯罪人を擴張再生産するといふ矛盾に陥らざるを得なかつた。殊にそれが少年に及ぼした影響に思ひ至ると、實に刑事政策上からもまた人道上からも牢屋は許すべからざるものであつたと言はねばならぬ。第二に、放談を許した結果、牢内の秩序は正しく行はれず、卑猥の談や他人の誹謗や等々のみ多く繰り返され、以て在牢することそれ自體により人々の人格を卑劣化して行つたのである。

次に在牢中の婦女が分娩するときは、監外の一隅へ葺下を設けて産婆を呼び出し、普通一般の出産手續をなさしめた。しかし、牢醫者は町醫者の中よりこれを四五人選定し、在牢者中に病人あるときは醫者を招き、その居房において診察の上投藥するも、曾て滋養物などを給與しない。それは、在牢者を法律上保護せらるべきものと考へられて居らなかつたからであつて、現行の監獄法が受刑者を保護せむとするところに根本目的が置かれて居るのは、そも／＼犯罪人に對する觀念において、さうして又刑罰に對する考へ方において根本的に異つて居るのである。要するに、在牢者をば『人』として遇するといふ觀念が確立されるにあらざれば、近代的な監獄

とはなり得ないのである。

牢の鍵は月番の町與力これを管理し、新入牢者のある場合、若しくばその他開閉の必要あるに際し、町同心一人が月番の町與力の役宅（赤沼町の角屋敷にして、牢屋敷から六十間（一町）ばかりの距離がある）に至り、鍵を受取り來りてこれを開閉し（開閉のときは必らず牢守一人・町同心二人の立合ひを要する）、その了りたるときは直ちに月番の町與力の役宅へ鍵を返納した。但し、非常變災用のため牢の鍵一個は町與力にて封印の上、常にこれを牢守へ預けて置くのであるが、もとより平常はその使用を禁止してある。

牢屋の取締りの方法は、牢守が晝夜をわかつた時々巡視し、若し破牢を認めたるときには直接に牢守よりこれを町役所に通知すべきであり、その通知を受ければ町與力および町同心若干名が馳せ付けて追跡する。かくして追捕せられたる脱牢者は上・下市を引廻しの上、御定め場所（長岡原・後公原・田彦原）において磔の極刑に處した。脱牢者に極刑を科せる點などは、やはり舊時代の牢屋制度の色彩を濃厚に示して居ると言はねばならぬ。

次に、病死者は牢醫者より診斷書を差出さしめ、その

遺骸は親類へ下付する。如何なる重罪人であつても刑の決定前に病死したる者はすべて親類へ下付することとなつて居た。しかし、變死者ありたるときは牢守より町役所へ通知し、御徒目付一人・町與力一人・同心一人・押一人立會の上、變死者を二重鞆の中へ出さしめ、ここで検死を遂げ、遺骸はその親類へ下付するのである。但し、若し遺骸の引取人が無い場合にはこれを野捨とした。

それから、入牢者が武士の身分を有する場合にはこれを御先手物頭へ預け、または揚屋入りを命じ、以て平民とその取扱ひを異にせる點において江戸の幕府法と同じく身分主義的・不平等主義的牢屋制度であり、更に、牢番の者たちが入牢者の親類より賄賂を受けて入牢者に對しひそかに金品の給與をなしたることを發見したるときは、その牢番を鼻刺の上、御領内を御構(御構とは居住禁止)とし、以て御定めの場合へ追放するの刑を行つたことに注意すべきである。

これまで述べ來つた事柄の外に、なほ色々知りた問題が少くない。がしかし、不幸にして今わたくしの手許に在る資料を以てしては、知り得ない事柄が多いのであるけれども、それも亦やむを得ないこととして諦めねばならぬ。幸ひに他日更に機會を得て新しい豊富の資料を手にする如きことに恵まれたならば、本稿の足らざる

を補ひ説かざるを説きたいと念願する。切に讀者諸氏の御後援あらむことを祈つて止まない次第である。

さて以上をもつて、粗雑ではあるが、われわれは水戸藩の牢屋制度の概要をほぼ明らかにすることが出来た。しかし、これに依つて考察すると、身分主義的なものである點は固よりのこと、牢屋は單なる未決拘禁所乃至假留監であつて自由刑の執行所ではなく、また何等の改過遷善の場所でもないのみならず、在牢者に對する處遇はまた苛酷なるものがあり、入浴を禁じ、病者に特別の療養を行はしめることもない。殊に食料自辨主義を採つて居るが如きは幕府法においても亦みられるところであつて、これ畢竟するに、犯罪は社會が生むだものなることを自覺せざる應報的思想の産物なりと言はねばならぬ。しかしながら、舊時代的殘忍な・陰慘な・非人道な・不潔な・罪人の養成所たる・牢屋制度改善の思想は幕末に至ると次第に醸成せられ來り、幕府の人足寄場制度に模倣して水戸藩も亦天保年間より懲役制を採用せざるを得ざるに至つた。がそのことは別の機會にゆづるとして、わたくしの目的は以上の所論を以て一應達成されたから、ここに筆を擱く。顧みて實に今昔の感に堪えざるものがあるのである。

A Director of a Nazi  
Prison speaks out  
Clara Leiser

### ナチスの一刑務所長は斯く語る

クララ・ライサー

この婦人はニューヨーク市のパーク・アベニューに住んでゐる人だといふことだけは分明らかつてゐるが、どういふ人で何をしてゐるのであるかは全然不明である。自分の想像であるが、或はドイツを逐はれたヂェウでもあらうか。それとも、ドイツ系のアメリカ人か。

めず全くりテラリー(文字通り)に翻譯したものである。

(一) 刑務所の管理並びに受刑者の處遇に關する何かまとまつた通則とか規程とかいふようなものがありますか  
(Is there any one set of rules and regulations prescribing the conduct of prisons and the treatment of inmates?)

「ありません、現在ドイツ全般に通じて有效なまとまつた規則はありません。司法部面の事は一切已に「ライヒ」化されてゐます(“verreichlicht”)。といふのは、ベルリンの司法省(Reichsjustizministerium)から中央集權的に處理操縦されてゐるのです。ナチス政權確立以前に個々のスタート(聯邦)にあつたかんこく規則といふものは、事實上一切無効とされて廢止

こゝに掲ぐるものは、極めて最近に自分がドイツの行刑事情に精通してゐるナチスの一刑務所長と取り交はした書簡の上でのインタビューで、現在ドイツで職に就いてゐる一官吏から出た最初のドキュメント(文書)であると信ずるのである。自分分は書面での質問に書面で答へてくれと頼んで其答を得たのである。彼は職に在つてナチスのレヂーム(制度)に反對の意見を抱いてゐる人であるから、自分が非常な迷惑、事によると人の生命にかゝはるような事態を惹起することなしには、刑務所の名も所長の名も茲處に明かすことは固よりできないのである。彼は地位を失ふ虞あるばかりではない、生命をすら賭してかゝつてゐるのである。

自分の質問に對する以下の所長の説明、評註は一字一句を改

せられたのである。その理由は、此等の規則が人情味のある行刑理論から生れたものであるがためであるのは勿論です。かういふ理論は全く排撃されてしまつたのです。現在ナチスの行刑に對する論旨は、根本に於て、刑罰は禍害を加へるもので、受刑者を恐怖せしめる手段として役立たねばならないといふに在るのです。従つて受刑者の處遇はこの信條と調和するものである。

次に、武斷主義的な色彩が濃厚で、刑務所の管理に重要な役割を演じてゐます。女子刑務所に在つても同様です。勿論武斷主義的でなければナチ的なものは一日も存在し得ないからです。目下ライヒの司法省では刑務所の管理並びに受刑者の處遇を取締るべき新規規則即ち「服務執行規則」(Dienst- und Vollzugsordnung—D.V.O.)の發布の準備中である。これが出来上がればすべての刑務所及びあらゆる受刑者はこの規則によつて支配されることになるのであるが、しかし、實際今後に起る所のものが如實にこの規則通りになると思つてはならないのである。何となれば、刑務官吏は要求せらるゝ目的に従つて「D.V.O.」を「解釋」しなければならぬからである。といふのも、勿論この規則はいざとなれば人道の裁きの前に置かれても差支ないよゝうに起草されてゐなければならぬからである。しかし、この「解釋」といふものは多くの場合極めて亂暴野蠻なものなのである。

(二) 糧食給與の情況はどうですか (How is the food situation?)

「現行の訓令をみると、相應なものであり得るのであるが、情況の良いのも悪いのも一つに刑務所長の利益、見解並びに意圖に依るのである。固より如何なる事情ありとも失業者又は最低賃銀を支拂はるゝ労働者のそれよりも長くあつてはならないのは當然である。一日一人宛ての糧食費は四十二ペンニツヒである。短期受刑者を收容する刑務所の場合にはこれよりも稍々悪いのである。これは、其處の所長が、普通極めて平凡で無教育な官吏であるが、一日分幾何といふ分量の糧食を彼の欲するがままに使用し得ることを許可されてゐるといふ意味で、一種の「モノポリ」(獨占權)を有してゐるからである。固より彼が自分のために餘まされたものに興味を有つことは當然であるが、この餘分を出すと云ふことは受刑者の給養の一部を犠牲にして初めて可能になるのである。普通受刑者は各自一オンス四分の一の黒パンを受ける。女子はこれよりも少ない。朝はマルト・コーヒ、午食にはラードで料つた大麥とポテトとキャベージと、英豆とのスープが附くが、固より味つて食ふほどの物ではない。長期の受刑者を收容する正式の刑務所に於ては、所長の自由裁量によらず、もつとシステムらしいものがあり、情況ももつと良好である。一人一日約一リットルのスープを受ける。パンは普通ドライ(バタのつかぬもの)である。甚だ稀れに少量のチャ

ム又は人造バターがつきます。」

(三) 政治犯人と普通の犯人とは糧食が異ひますか (Does the food differ for political and criminal inmates?)

「かゝる差別のあることは氣付いたことはありません。勿論、所長はいつでも受刑者Aは屏禁にしろといふ決定を下すことができます。屏禁といへばパンと水とが與へられるだけです。また、病舎へ送られる場合もある、病舎では薄いスープが與へられるだけで、堅いものは何も食へないのです。この事に關しては別に正式の訓令といふものはない。この事は常に施設の醫務主任の司る所で、實に、所長の頼みで彼によつて定めらるゝのである。」

作業並びに自由時間についても同じ事が言へるのである。如何なる場合に於ても、普通犯人及び政治犯人を一緒に收容する施設では後者を隔離しなければならないことは、茲に斷つてをかなければならない。政治犯人は獨居房で就業し、寢て食ふのである。只だ毎日の散歩は一緒にやるのであるが、遠く引き離してをくのであつて、監視は極めてきびしいものです。受刑者間に於ける交通を企てるものはひどい懲罰を受けるのである。しかし、刑務所はいつも收容數が超過してゐるので、全然兩者を隔離するといふことは必ずうまく行くとは限らないのである。

現在、政治犯人の大部分はビーベルフォルシャー(聖書信奉派)(舊教)の會員中から出るのである。共產派は甚だ少ない。しかし、普通の公民にしてナチスの新理想を信奉する能はずして處罰せらるゝものが甚だ多いのである。彼等の大部分は、政派的の背景がないわけではないが、體裁上、文書偽造とか、經濟國策に對する違反とか、雇傭規則違反とか、誹謗とかいふ普通の犯罪で有罪の宣告を受けたものである。地理的に政治犯人の分布を示すわけにはいかないが、司法部も檢察部もライヒの到處に爲すべき仕事を有つてゐるのである。例へば、プロイセン、バイエルン及びテュウリンゲンに於ては、起訴はザクセンに於けるが如く峻烈ではない。之に反して、ザクセンに於ては、非常に多くの青年政治犯人が出るのである。

團體としての違法運動の事實上消滅した今日、政治犯としての有罪宣告の根據は、大抵の場合、單に禁制文學の閱讀又は購買といふことに存するのである。しかも、この違反は、どういふわけで犯罪になるかといふことも知らずに行はるゝ場合が多いので、罪のない馬鹿な人間が多く檢舉せらるゝのである。自分のしてゐることが何の事だか解からずに、單に好意から二〇ペンニツヒ(五仙)を寄附したために、二年の禁錮に處せらるるものが多い。政治犯人の親族を扶助したり、搜索中のものをかくまつたり保護したりした場合も同様である。ナチスの社會事業部(National Socialist Social Welfare Division)を除いて

は、何人も政治犯人の親族を扶助することを得ないのである。もし、何人たりとも扶助したものは罪となるのである。今まで現存した受刑者援助の私設のプリズン・アソシエーションは事業を打ち切らなければならなくなつたのである。警察で捜索してゐるものをかくまうものは叛逆罪の準備なりと看做されるのである。

いかなる受刑者も、もし當局でそうしたいと思へば、釋放の後不定期間豫防拘禁として「寄せ場」(concentration camp)へ送られ得るのである。ビーベルフォルシャー(聖書信奉派)は必ず送られなければならないのである。ビーベルフォルシャーは捕つたら最後いつになつても自由は得られないのである。コンミュニスト(共産派)は、黨の役員を除いては、「轉向」の明かに證明された數年後には釋放されることがあるが、ビーベルフォルシャーはむづかしいのである。禁錮刑に服する以前にコンセントレーション・キャンプ(寄せ場)に置かれるものが甚多く、而して、プリズンに於て正規の刑に服した後再び寄せ場に送り歸さるゝのである。受刑者は悉く寄せ場に於ける短期の刑よりもむしろ、長くともプリズンに於ける刑期に服したがるのである。」

(四) 疾病にかゝつてゐる受刑者又は疾病に罹つた受刑者の處遇はどうでせう

(What happens to prisoners who is or who become ill?)

ン・ライブラリーの書籍は主としてナチ・ブックス(ナチオナルゾチアリズムスに關する著述)である。作業についても亦た所長其人の裁量に依る所が多いのである。行狀佳良のものにして作業による自分の所得(一日一仙から三仙まで)の中から材料を購ひ得るものは、日曜日に自分の利益のために仕事を使用することができるのである。作業の稼高の半分は好むまゝに勝手に使用することができるのである。

一日一時間の戸外の運動は明白な各受刑者の権利であつて、拘置所に於ては許されてゐる時間もつと短いのである。體操は許可されてゐるが、競技さへも時々は許される。」

(六) 現在共産派の政治犯人は労働者であるか、はた又、智識階級のものであるか、話していただけますまいか

(Will you tell me, please, whether the communist political prisoners now are laborers or intellectuals?)

「共産派の受刑者は、主にも、工場で働いてゐた女をも含めて、以前の労働組合の組合員だつたものである、しかし、もはや元のようにプリズンにゐるものは多くはありません。彼等の大部分は事實上全く釋放されたものもあるし或は確かだと思はれて釋放されたものもあり、又は、他國に移住したものもあるし、然らざれば、彼等は現在、希望を失つて、空しく寄せ場に坐つてゐます——恐らく其數はプリズンに在るものと同じ位

「受刑者は何人も醫師の診察を受けることを乞ふことができます。固より之に對する處置は多分は醫師其人に依ることであるが、もつとも、彼は司法省に對して責任があり、自分の勝手に定めるわけにはいかなないのである。重症のものは病院へ送られる。其處では勿論醫師は自分の自由で嚴重の監視を加へて規則を實行するのである。刑務所で病むものは何人でも「疾病糧食」を受けるのである。これは別に特別の飲食を意味するわけではなく、單に普通の淡泊なスープのことである。滋養食は死の間際に與へられるだけである。

受刑者中には梅毒を有つてゐるものが多い。特に青年のものに多い。實際感染を豫防する手段はないのである。梅毒にかゝてゐるものは醫務でも治療してやらうと骨を折るのではあるが、給すべき薬品と正當な食物の手に入らないために困つてゐるのである。」

(五) 受刑者は働くことを許されてゐますか (Are prisoners allowed to work?)

「彼等は作業もやるし且つそれに對して國家から金錢を受けもするらしいのである。彼等は皆な喜んで働くのである。作業のない拘禁は更らに一層堪えがたいもので、それだけでも一種の刑罰である。一日の自由時間中及び日曜日にはプリズン・ライブラリー(看讀書籍)の一冊を読むことができる。但しプリズン

でせう。彼等がナチ政權に對して敵意を挾さまい限り、共産派は別に異つた處遇を受けることはありません。如何なる場合に於ても、職員が彼等と政治について善いとか悪いとか議論を交はすことは絶対に禁じられてゐます。所長は機會のある度毎に受刑者に對してナチオナルゾチアリズムスについて講義をしなればならないのであつて、これは共産派のものに藥になると思はれてゐるからであるが、別に彼等の中から反駁するものもあれば質問をかけるものもありません。勿論彼等に對する警戒は他に比して一層嚴重で、彼等の書籍は一層細密に檢閲せられ、彼等に貸し渡される書籍は一層慎重に撰擇せらるゝのである。

しかしながら、現在では、政治犯たる受刑者の大部分はビーベルフォルシャーで——全く下層の人達で、農民と普通の職工かである。次に多いのが、智識階級の思想の潔白な人達で、彼等は初めには新しいイデオロギーに折合はふと試みたのであるが、しかし終にこれに堪えられなくなつて、氣力の張りのなくなつてゐる時に、或る拍子で、何か罰せらるゝようなことを言つたり爲たりしたものである。新しい教育理論を承認することのできなかつた教師達、良心の要求でナチスの全體主義的國家(Totalitarian state)の權力を否定することを餘儀なくせしめられた牧師達、戰爭は害悪なりといふ自分の信念を闢くことのできな

かつた人間、又は、ナチスのシュタート（國家）の法律上の許可なくして、不幸な隣人の困苦窮乏を救はふとした唯だの市民達——此等が今日の政治犯受刑者の大部分を成してゐるのである。コンセントレーション・キャンプに收容せられてゐるものも同様である。場合によつては、全く頭の單純な人とか、智能の活潑な人とか、名聲の極めて高い人とかいふものは等しくシュタートにとつて堪えがたい人種なのである。」

(七) デュウは澤山ゐますか  
(Are there many Jews?)

「事實上一人もゐません。たしかに政治的犯罪人としてはゐませんが、「血の汚辱」、高利貸、誹謗を理由とする刑法上の犯罪のために禁錮されてゐるものはある。且つ、デュウの若い婦人に受刑者は一人もゐません。しかし、寄せ場は別で、茲處に收容せられるには公判が必要でないのです。デュウはデュウとして勿論アリアン種族とは異つた處遇を受くるのである。デュウに對して侮蔑的態度を取るのには、權利であるばかりでなく、一個の義務であるからです。しかし、それにも拘らず、かくし終せることができるのでなければ彼等を虐待したり又は餓死させたりすることはあります。何となれば公の意味でデュウはわが國のものではなく、お客であるから。」

(八) 青少年受刑者についてはどうでせう  
(What about youthful prisoners?)

「ために殉難者となるのである、しかも、殉難者といふ語の最も悲惨な意味での殉難者なのである。彼等は等しく皆好い母親で、これまで宗教的に子供を育ててきたのである。そして今や子供達の信念が汚化されつゝあるとすることを思つては、多くの母親は病らひついたものさへあるのである。」

(十) ナチ・レジーム（政權）の確立されて以來其のメンバーの禁錮されたために不幸な目に逢はされた家族がどの位あるでせうか、何かお考へつきがありますか。

(Have you any idea how many families have been unhappily affected by the imprisonment of their members since the Nazi regime began?)

「かゝる鬭争のために幾何の人の生活が挫敗せしめられたかを申上げるとは不可能です。しかも、家族の廣い縁つゞきの中に少くも一度も政治的災害を蒙らなかつたといふ家族は唯の一つもありません。一家族に於て幾度かかゝるケースにぶつかつたものも甚だ多いのである。世間ではこの事について黙してゐるから、そつゝいふ家族のことはよく分りません」

(二) ナチスに人質に取られた婦人のために多くの抗議が出たといふことですが、それについてどうお考へになりますか  
(There has been a good deal of protest on the score of

「彼等に關する規則はむしろ人情味の多いものである。これは、あらゆる手段を盡くして彼等をナチ國家の味方にしようとしてゐるからである。政治犯の場合には特に然うである。しかし、また、政治犯でなく普通の犯人の場合にも大なる自由行動の餘裕が與へられてゐるのである。十五歳と十七歳の間のガール（娘）が驚くべき數に上つてゐて、彼等はみんな已に私生兒を産んでゐて、梅毒にかゝて居り、已に久しくあらゆる顛倒墮落の弊習に染みきつてゐるのである。インセスト（近親相姦）の悪風も亦た漸く普遍的である傾きがあります。彼等に對して人倫の大義を説くのは全く無益です。何となれば此等のガールは一人残らず悉くマザーフッド（母たること）は女性のいさほしであるといふナチスの倫理觀を楯にとつて自分の辯護にとめてゐるからである。而して、この倫理觀に反對して彼是言ふものは、ナチ國家の叛逆人なのである。」

(九) 夫婦が同時に禁錮せらるゝことがありますか  
(Are husbands and wives ever imprisoned together?)

「政治犯に關する限り、夫婦がそれゝ相當の施設に禁錮せらるゝケースは非常な數に上つてゐます。彼等が未成年の子を持つてゐれば、此等の子供は普通ナチ黨である家族に引渡さるゝのである。ビーベルフォルンシャーは法律によつて親たるの權利を奪はれてゐるのである。彼等の中でも母親は自分の確信の

women being held as hostages by the Nazis. What can you say about that?

「人質を取るといふことは認められてはゐません。かゝる理由では何人をも刑務所に拘禁することはできません——が、しかし、寄せ場には入れられてゐるものもある。しかし、この寄せ場について誰れが眞個の事を知つてゐませう。寄せ場に入れられたもので誰れがまだ生きてゐて誰れはもう生存者の中にはゐないといふことを、誰れが知つてゐるでせう。それはそれとして——人質とは一體どういふ事だせう。よし國家の要求があつても、夫や兄弟を裏切ることを欲しないものはスタートを向ふにまはして抗争する、そして、かくして自分が叛逆者となる。女が單に愛情から自分の夫を助けるとすると——また多くのものがそうするのであるが——彼と同じ刑罰を受けるのである。夫が國を逃れると、妻も子も國を去ることはできないのである——これが人質といふのでせうか。もしそうだとすると、ドイツには實に多くの人質があるのである。若し一人の男が市民權を奪はれるとなれば、彼の妻と子は相續權を失ひ、ドイツに居住する權利を失ふのである——それは人質に取られると同じ事になるのではないでせうか。」

(三) 政治犯の受刑者が暴動を企てることがありますか  
(Dose it ever happen that political prisoners revolt?)

「勿論、時々ではありますが、大したものではありません。それに、精神過勞のためなら仕方がないが、どの點から見ても、受刑者のやることで是位愚かな事はないのです。政治犯人の賢いものは壁の如く静かで、また、測り知れないものである。彼等は有事の日の爲めに精力を蓄へてゐるのです。以上述べ來つた通りですが、つけ加へて申し上げたいのは、今迄は凡ての受刑者は悉く信教の自由を有つてゐることです。共產主義者は普通何の宗教をも有つてゐません。

次に斷種の件であるが、これは、男女共に、頻繁に適用されます。若し欲するならば、「誤つた」意見を改むることを拒む人間を病的に精神耗弱の甚しいものであると宣告するのは極めて容易な事である。これが最も頻繁に引用せらるゝ斷種の理由なのである。斷種の手術を施されたものは只だ他の斷種せられたものとのみ結婚し得るのである。女は斷種された後は歡樂の生活に走れるものが甚だ多いのです。

最後に、寄せ場と刑務所とは極度の武斷主義で管理されてゐることを申し上げてをきまします。態度行動一切が軍隊式です。釋放者の世話をするのは、たゞナチスに屬する團體即ちナチ社會事業部 (National Socialist Social Welfare Division) のみの仕事であつて、私設の團體には決して手をつけさせません。」

Journal of Criminal Law and Criminology, October, 1938

海外時報

メキシコに於ける行刑制度

Penal System in Mexico

ヨーロッパに於ける我がドイツの隣接國とはちがつて更らに一層遠い文化を有つてゐる國々の行刑制度といへども、縁の近い文化を有つてゐる國々のそのやうに直接とは言へないが、我々にとつてこれを考察し參酌するの十分の意義と價值とを有つてゐるのである。で、それ等の國々には、行刑制度についてどんな基本觀念が一般に有力であるか、而して、この基本觀念が實行に移された場合に、我々の國に於けるとはどんなに異つた方向を取ることになるか、といふことに注意するのである。かくして、我等は、已に久しく、南アメリカ及び中央アメリカの諸國が刑法の領域に於て孜孜として努力してきた科學的に極めて基礎の固い建設事業を眺めてゐたのである。しかし、其等の國々に在つては、この事業のためによく地均らしのできた地盤が見出されなかつたので、基礎となつた學說の實現せらるゝに至つては、我がドイツに於けるとは多少異なる所があるの

スウイスの刑法統一

昨夏(一九三八年)スウイスに於ては、國民の一般投票により二十二個のカントン(州)の個々別々の刑法に代るべき國民的な單一刑法を採用したのである。この刑法の統一については、統一案の支持者等は今日の勝利のために過去二十五年間努力を盡してゐたのである。投票戦は最近數年間に於ける尤もはげしいものゝ一つで、三一〇、一〇八に對する三五七、七八四の僅少の多數でこの決定をみたのである。

投票は大體國民系で分たれてゐて、この統一案を支持したカントンは凡てドイツ系で、反對したものはラティン即ちフランス系に屬するものである。統一案に反對するものは殆んど悉く彼等の論據を國民系とステートとしてのカントンの權利の上に置き、而して、ナチスのドイツの例を引いて中央集權の危険を力説したのである。之に反して、新しい刑法々典の支持者等は、刑法の情味化を理由とし且つスウイス一國としての和合統一を隣接諸邦に示すの手段として刑法の統一を力説してゐたのである。

已に久しく、スウイスはその進歩的な刑法を以て世界に知られてゐたが、今やこの方向に於て更らにまた一步を進めたのである。新しい統一刑法に於ては、今日猶ほ依然として科してゐた二三のカントんに於ける死刑を廢止し、且つまた、ゼネバ及びフランス系のカントンによつて最近採用されたアンテイ・コムミニスト・ロー(反共法)を取消してしまつたのである。

Journal of Criminal Law and Criminology, October, 1938.

である。其等の國々の學說は——たしかに刑法の領域に於ては——わがドイツに於けるとは全く異つた方向を取つて實現されてゐるのである。此等の國々の學說の大部分は全くフエリ、イタリヤの實證學派の大家、及び其他の社會防衛派の思想に追隨してゐるものである。即ち、贖罪の思想は全く棄てられてしまつて、社會の防衛を以てその本質となさんとするものである。故に、キューバ及びメキシコに於ても、刑法は只だ偏に受刑者を社會的に教化し而して秩序的な社會生活に更生せしめんとしてゐるのである。

メキシコでは「註——メキシコ(西班牙名は Méjico 又は Mexico)は公式にはメキシコ合衆國 (Estados Unidos Mexicanos) 及びメキシコ共和國 (República Mexicana) と兩様に名づけられてゐて、政治的には二十七個のステート(州)、一個の聯合區(Federal District)及び三個のテリトリ(領)に分たれてゐる。聯邦區は十三個の都市 (Municipios) より成るものである。既に一九二九年に注目の價值ある新刑法々典が制定せられたのであるが、後直ちに改正が施されて、一九三一年八月十四日現行の刑法が施行されたのである。しかし、多くのメキシコ人は、これを刑法と呼びたがらないで、むしろ社會防衛法と呼ぶことを欲してゐるのである。しかし、この刑法は只だ僅かに聯合區の範圍内に實施されるもので、他の個々のステートには依然として昔時の稍々時代後れの刑法が保存されてゐるのである。

る。この法律には、自由刑として三日より三十年までの禁錮と本来時間的に制限のない流刑 (Relocation) との二つがあるのである (第二十五、七條)。聯合區では一千人を收容するために設計された大きな刑務所を有つてゐるが、一九三七年までは殆んど二倍の人員が收容されてゐて、従つて管理處遇全く其宜しきを得ず、前の検事總長イグナチオ・ガルチア・テレッツの如きは、この刑務所を「犯罪の學校」と名づけた位である。この施設は全く「刑法改良の汚點であつた」のである。所内は不潔を極め受刑者は怠惰放縱で、外部から職工を招いて作業の維持を謀らなければならなかつた程である。一九三六年新たに任命せられた有爲の所長は受刑者相互間に政治上の敵愾心の満ちてゐるのを發見したのである。で、其後、一九三七年夏大統領ラツアロ・カルデナスはこの聯合區の行刑施設のために新たに監獄規則を發布したのである。この規則はメキシコ法律家連によつて非常に稱讃されてゐるものである。この規則の全文はヨセ・アンゼル・ツエニツエロスの編輯してゐる「クリミナリア」誌に掲載せられてゐる。

これによると、この規則には刑罰執行官吏の身分と任務とが詳細に規定せられてゐる。監督官廳は社會防衛局で、この局はメキシコに於ては大きな役割を演じてゐるものである。更らに裁判所、検事及び局の代表委員は斷えず行刑施設に對する觀察とこれに基く建議とを局に提案することが出来る。この社會防

衛局は一時的でなく常置の代表委員をこの施設内に派して置くのであつて、この委員の長となるものは精神病學者で、猶ほこれには其下に別の精神病學者と社會事業技師が附屬してゐる。是れを以て見ても、メキシコに於ては受刑者の生物學的、心理學的並びに精神病學的の考究精査に大いなる價值が置かれてゐて、かゝる精査を以て處遇方法の基礎となさんとする意圖が自ら分明的なものである。所長は大統領によつて任命せらるゝもので、檢事であるか、醫師であるか、又は、クリミノロジーに於ける教授其他の専門家でなければならぬのである。彼は施設内のあらゆる生活經營に對し主たる責任を有ち、斷えず受刑者を慰問してやらなければならぬのである。彼は採用された刑務官吏に職任を指命する。所長に副として一人のセクレタリー (事務官) がゐて、施設内部の一切の管理事務を管掌してゐる。其下に各課の主任 (Ortename) がゐてセクレタリーを助ける。戒護吏員は特別のコムマンダント (司令) の下に屬してゐる。別に醫務の職員及び一人の教師がある。各課の主任は定時を誤らず社會防衛局に報告を出さなければならぬのである。かく報告義務を負ふものゝ數を多くしたのは相制肘せしむるの意味と思はれる。總じて此等の全體の職制の關係安排は詳密嚴正を極めてゐるのであつて、これをみても、メキシコに於て、いかに刑務官吏の職に重きが置かれてゐるか分明的なのである。

この聯合區の行刑施設に於ては、刑事被告人と受刑者とは嚴

重に隔離さるゝのである。男女の受刑者の區別せらるゝのは固よりである。女子の爲に是非特別の施設の建設せらるべきであるとの要求が提案せられてゐるのは勿論である。このかんごく規則の第一條から九十三條までは、職員の任務に關する規定であつて、之に比べると、第百〇六條より百二十七條に至る受刑者の處遇に關する規定は簡に過ぐるものといふべきである。この受刑者の處遇に關する規定は現行刑法の第七十八條—八十三條に規定するものを敷衍し詳敘したものである。これに従へば、刑罰は受刑者の矯正、教育、社會適應性の養成に役立つべきもので、受刑者は彼等の素質其他の個性的な關係によつて分類せらるべく、而して、各クラスに於ては、彼等の特殊性にかなつた個別處遇を施すべく、かくして、犯罪に導くべき要素を除くべきであり、行刑施設は「受刑者の社會的更生の手段としての作業を基礎として」建設せらるべく、作業に在つては職業の訓練と協同精神の發達を促すことを期すべきである、といふに在る。——かゝる意味の語句は我々の耳には極めて親しげに響くのである。しかし、メキシコに限つたことではないが、この主旨を實行に移すことのいかに難く、職員に良材を得ることの更らに一層難いかを、吾人は熟く知つてゐるのである。

送られ、残りの三(三)パーセントは受刑者の小遣錢となるのである。受刑者は先づ初めに長くて四十日間觀察所 (Beobachtungstempel) に收容せられ、然る後クラスに分類せらるゝのである。作業工場は成るべく多く設けらるゝ筈で、且つ、一個の工藝學校が設けられるのである。普通の小學程度の學校は文盲者のためにのみ設けられてゐる。一日の中一時間は休養時間で、他の一時間は讀書に費される。一週一回「修養の夕」が催され、劇が上演されるのである。興味のあるのは、受刑者が幾班かの作業班に分たれてゐて、各班は、この作業に於ける進歩改善に力を致すべく且つ右につき思ひつきの案を建議し得、修養の夕に参加し、雜誌を發行し、且つまた、各受刑者の處遇につき建議を爲し得るといふ規定である。建議については只だその権利を有つてゐるだけである。

更らに受刑者は行狀の良否により三級に分たれ、各級それぞれ異つた特權が與へられるのである。懲罰は下級への貶謫と二週間までの屏禁である。懲罰については獨り所長の決する所による。

以上のかんごく規則は第二百二十七條を以て終つてゐるが、この百二十七條は、所謂受刑者の性欲を幾分でも満足せしむるため、特別の規定を設けて「夫婦逢ひ」(Ehebesuch visita conyugal) を許可すべきであるとの規定である。

メキシコに於ては、フランスに於けるが如く、今猶ほ行刑制度を補充するものとして普通一年から二十年までの流刑 (No. Legation) が存してゐるのである。しかも、フランスと同様、全く缺點だらけの状態に在るのである。メキシコの一九三一年改正の現行刑法第二十七條に従へば、あらゆる種類の常習犯人及び法律の明文を以て規定されてゐる犯人即ち第二百五十五條の危険な浮浪人は、流刑に處せられるのである。後者は三ヶ月より一年まである。流刑場はメキシコの西海岸に近く横れるトレス・マリヤス (Tres Marias) 嶋である。茲處には現在一千人の流刑囚があるが、大部分は政治犯として送られたものである。

しかし、このプリズン・コロニー (流刑場) はあらゆる點から見て全く不満足なもので、これが弊を革むるには、いつそ思ひ切つてこの施設を廢止するより外に道はないとまで言はれてゐる位である。流刑囚は流刑期間の経過した後は只だ其まゝメキシコの海岸に放つて置かれるだけで、誰れも顧るものはないのである。流刑といふ理論上には極めて 想的に見ゆるこの施設も、從來致る處で經驗したやうに、メキシコに於ても亦た、實際に於ては全く失敗してゐるのであつて、非常に高い代價を拂はなければならなかつたのである。フランスも南米ギアナに「悪魔の島」 ("Devil's Island") と稱せらるゝ、世界的に有名な流刑場を有つてゐるが (この「悪魔の島」については本誌上

で屢々紹介したことがある)、同様失敗で、世界の指彈を受くること久しいのであつて、今日ではフランス人も其非を覺つたらしく、本國に於ける犯罪問題に深い注意と強い努力を拂ふ力が大きい効果を期待し得るものであることを漸次認むるに至つたのである。

(ハイデルベルヒ大學教授ミッテルマイヤー)  
Blätter für Gefängniskunde, Mai 1938

資 料

プロシヤ 刑務法 (五)

第五節 收容者ノ動作

第一款 動作一般

第七十條 收容者ハ所内規程並ニ其他管理上ノ命令ニ服従スルコトヲ要ス。收容者ハ眞摯ニシテ紀律正シキ行狀ヲ保ツモノトス。刑務所ノ靜謐及紀律ヲ害スル行動ハ總テ之ヲ禁ズ。

收容者ハ刑務所ノ官吏ニ尊敬ヲ以テ對シ脱帽ノ上會釋ヲ爲シ官吏ノ命令ニハソノ命令ニ情苦アルトキト雖モ抗言スルコトナク服従スルコトヲ要ス。質問ニ對シテハ收容者ハ實ニ答フルコトヲ要ス。

收容者ノ端正ナル舉止ハ刑務所ノ紀律ノ一ナリトス。官吏居房ニ立到リタルトキハ收容者ハ作業ヲ中止シ起立ノ上適當ナル姿勢ヲ採リテ官吏ノ質問又ハ命令ヲ待ツコトヲ要ス。

ス。大ナル雜居ノ工場ニ於テハ話シ掛ケラレタル收容者ニ限り之ヲ適用ス。

收容者ハ其ノ相互間又ハ外來者ト明カニ許可セラレザル交通ヲ爲スコトヲ得ズ。雜居シテ作業ニ従事スル間ハ作業上必要ナル交談ハ之ヲ許ス。雜居拘禁中ノ收容者ハ靜ニ相互ニ交談ヲナスコトヲ得。但シ不道德ナル又ハ人ヲ使曠スル言語又ハ犯行ニ關スル交談ハ之ヲ許サズ。收容者ハ相互ニ靜穩ヲ保チ罵詈、口論、暴行並ニ禮拜中、作業中、教育中、及睡眠中ノ妨害ヲ慎シムベシ。睡眠時間中ハ寢房内ハ絶對ニ靜謐ナルコトヲ要ス。

第七十一條 收容者ハ緊急ナル場合ヲ除キ許可ナクシテ指定ノ居房ヲ離レ又ハ作業時、休憩時、雜居寢房其他ニ在リテ指定ノ席ヲ變更スルコトヲ得ズ。收容者ハ居房ノ窓ニ寄り又ハ窓ニ物件ヲ掛クルコトヲ得ズ。

七十二條 所長ハ適當ナル遊戲、殊ニ板上ノ遊戲、忍耐的

及熟練的遊戲ヲ許スコトヲ得。射侍的遊戲ハ之ヲ許サズ。アルコール飲料及煙草ハ之ヲ禁ズ。所長ハ構外作業場ノ受刑者ニ對シ火災ノ危險ナキ場合適當ナル程度ノ喫煙ヲ許スコトヲ得。所長ハ成年受刑者ニ對シ適當ナル程度ノ嚼煙草及喫煙草ヲ許スコトヲ得。但シ購入ノ條件(第九十三條)ノ存スル場合ニ限り其ノ許可ヲ與フベシ。

七十三條 收容者ハ如何ナル種類ノ取引タルヲ問ハズ之ヲ相互間、官吏又ハ第三者ト爲スコトヲ得ズ。刑務所ヨリ貸與セラレタル物件、例ヘバ被服、書籍、器具ハ之ヲ他ノ收容者ニ貸與スルコトヲ許サズ。收容者ハ所長ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ刑務所訪問者ヨリ物品ヲ受領シ又ハ之ニ物品ヲ交付スルコトヲ得ズ。

七十四條 收容者ハ朝起床ノ合圖ト共ニ起床シ寢臺ヲ整理シ洗面シ髪ヲ梳リ、衣服ヲ清潔ニシ着衣スベシ。石鹼ハ之ヲ充分ニ給與スルコトヲ要ス。充分ナル共同洗面所ノ設備ナキ場合ハ各收容者ニ櫛及洗面器ヲ交付ス。疾病ニ際シ特別ナル處置ヲ要スル場合其ノ程度ハ醫師ノ定ムル所ニ依ル。

夜間ハ脱衣ノ上就寢スルコトヲ要ス。收容者ニハ口腔衛生ニ留意セシムベシ。携有ノ齒刷子及齒

磨粉ハ之ヲ使用セシムベシ。拘禁期間比較的長期ニ涉ルベキ收容者齒刷子ヲ自辨シ能ハザルトキハ之ヲ官給ス。簡易ナル齒磨材料ハ之ヲ官給ス。

七十五條 居房、備品、被服、作業材料、作業器具及書籍ハ注意深ク丁寧ニ之ヲ取扱フベシ。收容者國有ニ屬スル財産ヲ故意又ハ過失ニ因リ毀損シタルトキハ法律ノ定ムル所ニ依リ自己ノ財産ヲ以テ賠償スルノ責ニ任ズ。故意又ハ重過失ニ因リ與ヘタル損害又ハ逃走ニ際シ與ヘタル損害ニ付テハ第一ニ小遣錢(第八十九條)ヨリ之ヲ賠償セシム。

第二款 願出及情願 (Gesuche und Beschwerden)

七十六條 收容者願出事項ヲ有スルトキハ先ヅ看守官吏ニ之ヲ願フベシ。收容者所長又ハ其他ノ刑務所ノ官吏ト訪問又ハ引見ヲ期待スベキ時間以外ニ面談スベキ事項アルトキハ看守官吏ヲ經テ之ヲ願出ツベシ。願出及情願ハ所長又ハ他ノ權限アル官吏ノ居房訪問並ニ監督官廳ノ巡閱ノ際ニ直接之ヲ爲スコトヲ得。巡閱ノ際願出又ハ情願ヲ爲サントスル收容者ニ付テハ之ヲ明細書ニ記載スルコトヲ要ス(第四條第三項)。收容者ハ自己ノ受ケタル行刑上ノ處置ニ關シ情願ヲ爲スコトヲ得。情願ヲ爲サントスル處置ト情願ノ提出トノ間ニハ

抄クトモ二十四時間ヲ經過スルコトヲ要ス。但シ收容者ガ情願ニ依リテ健康ノ危險ヲ主張セントスル場合ハ此ノ限ニ在ラズ。多數收容者ノ共同情願ハ之ヲ許サズ。收容者情願理由ヲ知りタル後一月以上ヲ經過シテ情願ヲ爲ス場合ハ其ノ情願ハ事實上ノ審査ヲ爲スコトナクシテ之ヲ却下スルコトヲ得。屏禁ノ懲罰ノ執行セラルル間又ハ收容者過失ナクシテ右期間ノ遵守ヲ妨ゲラレタル場合ハ右期間ハ進行セザルモノトス。形式不當又ハ侮辱ニ互ル情願ニ付テハ第二百二十條第一項ヲ參照スベシ。

刑務所ノ官吏ノ處置ニ對スル情願ハ所長之ヲ裁決ス。但シ純粹ニ宗教上又ハ醫療上ノ處置ニ關スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ。所長ノ處置又ハ純粹ニ宗教上若ハ醫療上ノ處置ニ對スル情願ハ監督官廳之ヲ裁決ス。情願ヲ却下シタル裁決ニ對シテハ收容者ハ二週間以内ニ裁決ヲ爲シタル官廳ノ直接上級官廳ニ第二次情願ヲ爲スコトヲ得。其ノ情願ニ對スル裁決ヲ以テ終局トス。情願及第二次情願ニ對スル裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス。情願者ニ對シテハ口頭又ハ書面ヲ以テ之ヲ告知スベシ。

情願ノ手續ハ制規ノ通之ヲ履踐スルコトヲ要ス。管轄權ナキ廳ニ提出シタル場合ハ刑務所ニ於テ之ヲ管轄權アル廳ニ

回付スベシ。情願書ハ時機ニ應ジ其ノ攻撃スル處置又ハ裁決ヲ爲シタル廳ニ回付スベシ。所長又ハ裁決ヲ爲スベキ監督官廳ハ秩序及安全ニ支障ナキ場合收容者ガ情願ヲ爲シタル處置ヲ延期又ハ中止スルコトヲ得。

第三款 懲罰

七十七條 收容者罰セラルベキ行爲 (eine strafbare Handlung) ヲ爲シ又ハ慣習、作法、紀律若ハ其他課セラレタル義務ニ違背シタルトキハ懲罰ヲ科ス。輕キ違反ハ戒告スルニ止ムルコトヲ得。第七十八條 懲罰トシテ之ヲ適用スルコトヲ許スモノ左ノ如シ。

- a 叱責
- b 拘禁緩和 (Haftentlassungen) 及優遇 (Vergünstigungen) ノ制限又ハ禁止
- c 三月以内ノ接見、書信發受ノ制限又ハ禁止。緊急ナル事件ニ付テノ接見並ニ第一百八條第三項ニ掲ゲタル種類ノ書信ハ此ノ限ニ在ラズ。禁止又ハ制限ノ期間ハ禁止又ハ制限セラレザレバ接見ヲ受ケ又ハ書信ヲ發受スルコトヲ得ベカリシ日ヨリ起算ス。必要ナ

ル場合ニハ利害關係人ニ此ノ旨ヲ通知スルコトヲ許スベシ。

d 三月以内ノ書籍看讀ノ制限又ハ禁止

e 三月以内ノ小遣錢ノ使用制限又ハ禁止

f 一週間以内ノ戶外運動ノ制限又ハ禁止

g 一週間以内ノ臥具ノ禁止（夜間屏禁）

h 一週間以内ノ減食。減食ハ朝食、晝食又ハ夜食ヲ禁止スルコト又ハ糧食ヲ水及ビ麵麩ニ制限スルコトニ依リ之ヲ爲シ隔日ニ之ヲ執行スルモノトス。

i 四週間以内ノ屏禁。屏禁ハ屏禁房ニ收容シ作業、戶外運動及ビ臥具ヲ禁止シ糧食ヲ水及ビ麵麩ニ制限シテ之ヲ執行ス。

右ノ禁止及制限（die Beschränkungen）ハ四日目、八日目及ビ次ニ三日目毎ニ中斷ス

k 重懲役受刑者ニ付テハ一週間以内ノ重屏禁。重屏禁ハiノ屏禁ト同様ニ之ヲ執行ス。但シ禁止及制限ハ禁期 中行ハル。

i 及kノ執行期間中ハ總テノ拘禁緩和又ハ優遇並ニc、d及eニ掲ゲタル權利ハ之ヲ停止ス。

(g) (i) (k)ノ懲罰ニ於テハ季節及天候ノ事情ニ依リ收容者ニ夜間一枚乃至三枚ノ上被（Decken）ヲ與フベシ。

(f) 乃至hノ懲罰ニハ同一ノ犯則ニ依リ同時ニ屏禁又ハ重屏禁ヲ科スルコトヲ得ズ。其他ノ懲罰ニ付テハ併課スルコトヲ妨ゲズ。

(f) 乃至kノ數個ノ懲罰ヲ執行スル場合ニ於テハ醫師ノ必要ト認ムル限リ醫師ノ必要ト認ムル適當ナル間隔ヲ置クニ得。

(c) (d) 及(f)ノ懲罰ハ其ニ關スル權利ヲ濫用シタル事犯ニ限リ之ヲ科スベシ。

單純拘留ノ收容者ニ對シテハ第四百四十七條第八項ヲ參照スベシ。

第七十九條 懲罰ノ決定ハ所長之ヲ爲ス。犯則ノ當時收容者ノ屬スル刑務所ノ所長管轄ス。收容者一刑務所ヨリ他ノ刑務所ニ移送サルルニ際シ犯則ヲ爲シタルトキハ行先地ノ刑務所ノ所長懲罰ノ決定ヲ爲ス。刑ノ執行後其ノ刑ノ執行中ノ犯則ニ付懲罰ノ決定ヲ爲スハ其ノ收容者ガ他ノ事件ニ因リ引續キ刑ノ執行ノ爲ニ拘禁ゼラルル場合ニ限ル。

監督官廳モ亦懲罰ノ決定ヲ爲スコトヲ得。監督官廳ノ官吏巡閱ニ際シ亦同ジ。

犯則ニシテ所長個人ニ對シ爲サレタルトキハ其ノ懲罰ハ之ヲ監督官廳ニ委管スベシ。此ノ場合所長ハ收容者ガ更ニ犯則ヲ重メルコトヲ防止スルニ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ

得。

法規ニ依リ監督官廳又ハ司法大臣ニ宛テタル提出書類ノ内容ニ付懲罰ヲ科スルハ監督官廳又ハ司法大臣ノ認可ヲ得タル場合ニ限ル。内容ノ侮辱ニ涉ル提出書類ニ付懲罰ヲ爲ス場合ハ右ノ外第二百二十條第一項ヲ參照スベシ。

法廷ニ於ケル不當ノ行狀（Ungehoer）ニ付懲罰ヲ科スルハ裁判所ノ請求アリタル場合ニ限ル。

同一ノ行爲ニ付告發ノ爲サレタル場合ト雖懲罰ヲ科スルヲ妨ゲズ。

第八十條 反則ノ行爲アリト認メラレタル收容者ハ所長之ヲ訊問スベシ。收容者ノ訊問及搜查ノ重要ナ結果ハ之ヲ調書ニ記載スベシ。

懲罰決定シタルトキハ所長之ヲ收容者ニ言渡スベシ。決定ハ調書ニ之ヲ記載スベシ。

治療中ノ收容者、刑務醫師ノ診察ニ依レバ精神ノ低格ナル收容者、妊娠又ハ授乳中ノ婦女又ハ分娩後三月ヲ經過セザル婦女ニ對シ懲罰ヲ科ス場合ハ刑務醫師ノ同意ヲ要ス。

戶外運動ノ制限又ハ禁止、臥具ノ禁止、減食、屏禁及ビ重屏禁ノ懲罰ハ刑務醫師其ノ通知ヲ受ケタル後二十四時間以内ニ考慮ヲ要スベキ事情ナシト申述シタル後ニ非ザレバ之ヲ執行スルコトヲ得ズ。此ノ旨ハ之ヲ調書ニ記載スベシ。

屏禁及ビ重屏禁ノ執行中ハ醫師ハ少クトモ三日毎ニ一回收

容者ヲ訪問スベシ。醫師執行ヲ繼續スルコトニ因リ收容者ノ健康ヲ害スト認メタルトキハ懲罰ハ之ヲ中止スベシ。此ノ場合ニ於テハ醫師ノ意見ニ依リ本人ノ健康ガ懲罰ニ堪フルニ至リタルトキニ之ヲ再行スベシ。右ノ處分ハ總テ之ヲ文書ニ記載シ置クベシ

七日以上ノ屏禁罰ニ付テハ其ノ執行ヲ終リタルトキ直チニ醫師ヲシテ本人ヲ診察セシメ所見ヲ調書ニ記載セシムベシ。

第八十一條 懲罰ハ原則トシテ決定後直チニ之ヲ執行スベシ。收容者懲罰ニ對シ情願ヲ爲シタルトキハ紀律及安全ヲ害スル虞ナキ場合ニ限リ執行ヲ延期スルコトヲ得。

懲罰ノ執行ハ長期間ノ善行ニ因リ懲罰ヲ免除スルノ見込アルトキ其ノ全部又ハ一部ヲ猶豫スルコトヲ得。

懲罰ハ收容者ヲ現ニ收容スル刑務所ニ於テ之ヲ執行ス。此ノ規定ハ他ノ刑務所ノ所長懲罰ヲ決定シタル場合ト雖モ之ヲ適用ス。

懲罰ハ刑期終了後ト雖モ收容者ヲ引續キ拘禁スルトキハ之ヲ執行スルコトヲ得。引續キ未決拘禁ニ付セラレタルトキハ懲罰ノ執行ハ之ヲ判事ニ通知スベシ。

懲罰ハ總テ之ヲ懲罰簿ニ記載スベシ（第六十八條參照）懲罰簿ハ次ノ巡閱ニ際シ之ヲ提出スベシ。檢閲アリタル場合ハ其ノ旨ヲ最後ノ記載ノ下ニ署名ノ上記入スベシ。



# 遠洋漁撈船少年報國丸の回航を了へて

大村海上刑務支所長 英 保 初 生

まへがき

昭和十三年六月一日西日本の海上刑務所として、長崎縣東彼杵郡大村町前船津郷の沿岸に於いて孤々の聲を上げた大村海上刑務支所は其の後明け暮れの毎日を全職員が愛撫育成の努力により、僅かな月日に虫氣もなくスクスクと見違へる様な發育を遂げて来た。

そしてこれならばどうやら獨り歩きも出来さうになつたので、豫ねての望み通り漁撈訓練作業の第一歩を踏み出す事になり、其の第一着の小手調べとしての近海漁撈用の小型發動機船も立派に新造され、又之に乗組む少年達も浦賀海上刑務

支所から移されて来てどしどし訓練實施の準備を初めたのである。

其處で今度は其の本來の使命とする遠洋漁撈を實施する事になり、之に就航せしむる船は當局の御配慮により浦賀海上刑務支所に於て活躍を續けてゐた、少年報國丸が同所より當大村に管理替さる事となつた、其の御嫁人の期日を十一月九日の吉日と定め、其れ迄に大村からも其れれ、軍門家の技手が派遣せられて、浦賀の人達と共に細部に渉り引繼を受け、之が大體完了するのを待つて、其の他の回航員十一名も派遣され、豫定通り九日には日出度く其の受渡しを完了して浦賀

を出港長途の旅を了へて十一月十六日午前九時半に無事大村に回航されたのである、今其の記念すべき回航の様を書いて讀者の皆様にも御披露する事にしました。

## 一、お別れ

昭和十三年十一月九日の朝神奈川縣浦賀港の空は心憎い迄に澄み渡つてゐた、港内には軍艦北上が燃ゆる様な軍艦旗を翻して其の威容を浮かべてゐる、其のお隣りには此處の浦賀船渠で進水したばかりの驅逐艦「シラヌヒー」が赤ん坊其のまゝの姿で繋留されてゐる、其の他大小無

数の船舶が處せまき迄に碇泊して、賑かな港の風景を書き出してゐる。

浦賀海上刑務所舊軍艦大和も港内に一異彩を放ちて艦尾の大國旗を朝風にハタメかしてゐる、其の大和の左舷に並行して繋留されてゐる白鳥の様なスマートな船之が即ち我等の少年報國丸である。

今日は愈々大村へお嫁入りする日として船體の御化粧も念入りに出来て新造當時の様に若返つて見える。

船引渡の方式に就ては昔から難かしい儀式があるのであるが、今回の御嫁入りは御互ひに親類間の事として七難しい儀式を省略する事にした、そして定刻前に渡す方と渡さるゝ方との者が上甲板に整列してメインマストに掲げられた舊船旗が合圖と共にスル／＼と降され之に代つて、新船旗が鮮かに掲揚された、之で引渡しの式は終つたのである。

て下さいと頼んで歸つて行く。

午後二時出港用意、別れに来てゐた人達も皆下船した、既にエンジンは軽いエキゾーストの音を立て、起動し始める、勇ましい掛聲と共に錨鋼が徐々巻き揚げられて行つた。

午後三時三十分出港だ、テレグラフがチリン／＼と鳴つて前進微速の信號と同時に、船は進行を始めた、大和の上甲板には職員も收容者も全部堵列して登舷禮式をしてゐる「氣ヲ付ケ」の喇叭が鳴つた、と同時に燈の光の合唱、……サヨナラ／＼互に交す別れの言葉もエンジンの響にかき消されて船は靜かに港を離れて行く、千切れよとばかりに打ち振つてゐた帽子も次第に小さくなつて遂には見えなくなつてしまつた、浦賀の港に飛んでゐた鷗の群だけが何所迄も残り惜しむかの様に船を追つて飛んで来る、船は速力を増して、船首に物凄く白泡を飛ばせ、エキゾーストの音は秋晴れの空に愈々高く響き渡る。

何時の世にも別れと言ふものは淋しくも亦悲しいものである。

## 二、鳥羽入港伊勢神宮參拜

相模灘で夜に入つた、海は靜かで十七夜の月が水平線に上り黄金の玉は波間に碎けて海の者のみが知る雄大莊嚴な景色に恍惚となる。

遠州灘で夜が明けた、今日も亦靜かな海だ、船は迂る様に走る、船尾に三本航海中の樂しみにとり引釣りの仕掛けをしてゐた、午前九時頃誰れやらが「釣れたぞー」と叫んでゐる、皆ドカ／＼と船尾に走つて来た、成る程「シイラ」と言ふ魚が二尾釣れてゐる、長さ約二尺餘り偏平な魚體、而し相當美味な魚なので晝の食膳を賑はすに充分である。

午後二時伊勢灣に入つた、二時三十分鳥羽港の奥深く投錨、直に半舷に別れて伊勢神宮に參拜心から航路の平安無事と、今後の漁撈作業の伸展を祈願した、そして休む間もなく先の旅を急ぐので、午後九時月の出を待つて鳥羽を抜錨太平洋に乗出したのである。

十一日の朝潮岬の燈臺が遙かに見える、船は紀州灘に入つたのである、紀之

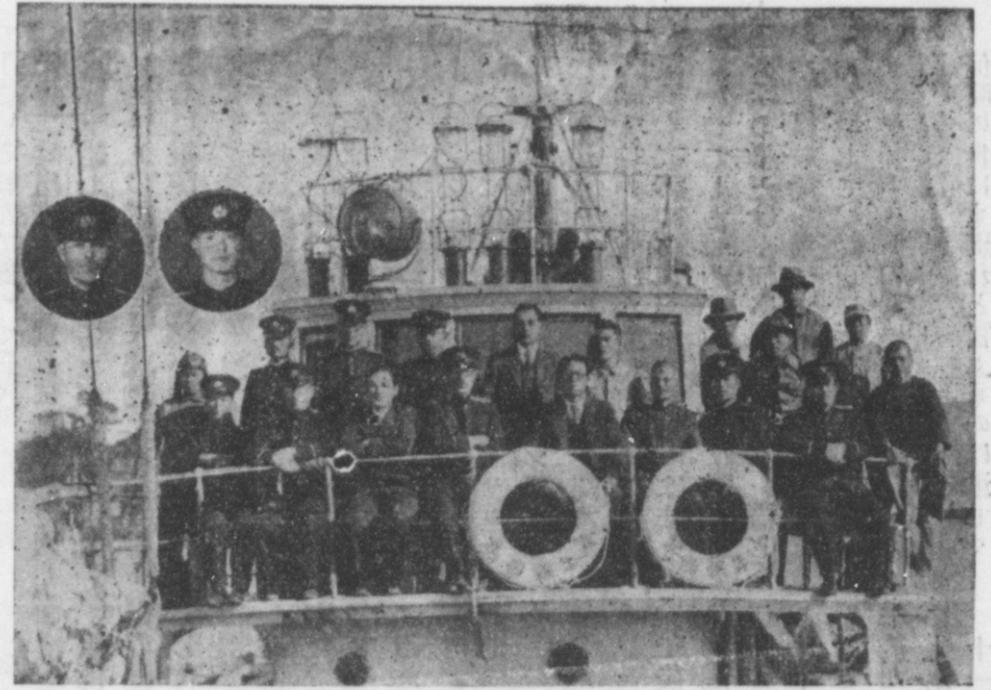
國屋文左衛門が白装束で嵐を突き切り蜜柑船を出したと言ふあの俗語にある沖の暗いのに白帆が見ゆるあれは紀の國蜜柑船、この歌を思ひ出して今は蜜柑船にあらざる漁船、暗夜にあらで下弦の月に照し出された白鳥の姿、帆はなくとも機械の力で船は金波銀波を碎いて矢の様に進む、今更乍ら文明の世に生れた幸せを感ずる。

三、嵐と戦ふ

十一日の午後船は紀伊海峡を横断してゐた、煙の都大阪も神戸の街も沖から見れば雲煙模糊の間唯一握の小山にしか見えない。

瀬戸内海の風景を觀賞しつつ、船を進めるか？又は土佐沖に出て太平洋を突き切つて一直線に宮崎縣油津に行くか？此の二つの航路に暫し迷つてゐたが、時間的に考へると瀬戸内海を通れば二、三拾時間の損になるので思切つて外海を走る事にした。

夕陽の沈む頃から少し宛風が出て浪が



荒立つて来た、而し氣象通報を聴けば低氣壓は附近になく従つて嵐になるなんて誰が想像するだらう？而し自然界の目まぐるしい大變化は未だ／＼現在の科學で征服する事が出来ない、午後九時室戸岬の燈臺が遙かに明滅してゐるのが見ゆる頃、風速がグン／＼加つて来た、其の度に浪の層が大きく高くなり而も船の眞向から叩きつけて来る、回航中の船とて漁船は空のまゝなので船足が二、三尺も浮き、船體の前半が赤い腹を剥き出しである爲激浪の襲撃を受くる毎に船體の前部はゴムマリの様に跳ね上げらるゝ、何の不足か思ひがけぬ海神の激怒に驚いて部屋から飛出して見た、其の出會頭にドカンと一つ大きな浪に見舞はれて頭から飛沫を浴びズブ濡れになる、思はずハンドレールに獅噛みついた、ブリツヂに上つて傾斜を調べると二十度以

上傾斜してゐる、風速は二十米、マストのアンテナがヒューヒューと物凄いな唸りを立て、今にも引き千切れそうになつてゐる、當直の操舵員は兩足を踏ん張り前方をグット睨むだまゝ一生懸命波と戦つてゐる、而し珍らしい事にこんなにも海が荒れてゐるのに空は氣味の悪い位晴れ渡り利鎌の様な下弦の月が中天に懸り一層凄絶さを増してゐる、こんな時に機關の故障が有つては大變なんだどうか故障のない様にと誰もが心から念じてゐる。

不安な長い／＼夜が明けて十一月十三日の黎明が訪れた、遙から水平線上がオレンジ色に彩られたかと思ふ間に見る紅の色濃く眞紅の太陽が浮き上つた、言語に盡せぬ雄大太平洋の日の出、餘りの莊嚴さに心打たるゝ、而し夜は明けても依然嵐は止まない昨夜九時頃に足摺岬の燈臺と並行してゐた等なのに今朝見ればやはり同じ様な位置に見える、逆風逆浪の爲どんなに機械を廻しても船が進まないからだ、斯うした難航を続ける事約三十時間漸くにして豊後水道を乗り切り都井岬燈臺が見えて来た、もう大丈夫だ

一同の顔にも安堵の色が見える、午後零時宮崎縣油津港に入港投錨した、流石に灣内は浪一つ立たず油を流した様な静けさ、昨夜の嵐が夢の様にししか思へない。

瀬戸神社へ参拜

油津へ入港してから直ちに船體の各部を検査して見た、而し幸ひにもあの嵐にも不拘大した損傷はなく唯だ右舷錨鎖の引込座金の鐵板が激浪の爲八分通り剥ぎ取られてゐただけである、其れで之が應急修理を爲さしめ一方から實施するに必要な漁目類（大村に無きもの）を購入して、尙食糧（野菜類）も仕込み大體の用事が終つたので、半舷に別れて油津より遠からぬ官幣大社瀬戸神社に参拜した

瀬戸神社は海岸の浪打際にある大きな自然の岩を切り抜いて岩屋としたもので、其の岩屋の中に神社が建てられてゐる、従つて神社の家屋の上に今一つ大きな岩石が神社の屋根一體を覆つてゐると言ふ實に珍らしい構造になつてゐる、殊に其の附近の海岸は、何れも奇岩が屹立し人工を以つてしても容易に出来得ない様な

面白い格好をした巖ばかりである。参道は幅二間位白い砂と敷石が美しく敷き詰められ莊嚴の氣自から起るの感じがある、参道の傍に點々として茶店があり名物の御乳の餡を賣つてゐる、試に一つ食つて見た、麥と白米とのみで出来たと云ふに實に甘くそれのみで胸につかへる事もない不思議な味を持つた餡である。土産に一箱を買取つて歸る。

其の夜は一晚港で悠くりと休養明日の風を神に急じて寝る。

油津出港

明くれば十一月十四日神に祈願した甲斐があつてか昨日迄の嵐は嘘の様逃げ去り空は一點の雲もない迄に晴れ渡り、海上は青疊を敷詰めな様な風である、準備萬端終了正午を合圖に愈々油津を抜出した、港を去るに當り宮崎縣の水産指導船日向丸から別れの旗を船が見えなくなると迄振つてゐた。

沖合遙か迄今日の風を幸ひに眞帆片帆の小船が點々として無数に出てゐる、嵐に苦しんで来ただけ今日の平穩な航海は

尙一層身に沁みて愉快に感ずる右に都井岬を過ぐれば有明海、種々島も霞の中に呆んやりと見える、エンヂンの音も朗かに船は這る様に進む、十四日の夜が訪れそして又十五日の朝が来た南國の海は殊更に温かく襦袢一枚でも寒さを感じない、佐田岬も過ぎた、頼山陽が雲耶山耶吳耶越耶と嘆賞した天草灘も鷗の群と共に通り過ぎ午後五時頃には遙かに五島列島が見えて来た、明日は愈々大村に入港出来ると思へば自然に嬉しさが胸にこみ上げて来て知らず知らず口元に笑が漏れる。

午後十一時五十分寺島水道を通過佐世保の海口に向ふ十六日午前四時軍港佐世保の海を通過幾多の艦輪が威容を誇つてゐる、流石に夜の軍港は静かだ、之から愈々心配な針尾の瀬戸である、午前六時が一番潮のたるむ時丁度その時刻を計つて午前六時瀬戸口にかゝつた、名にし負ふ急灘針尾の瀬戸夜目にも渦巻き返す水勢が見ゆる、全神経を集中して最徐行裡に無事通過出来た、之で安心だ瀬戸を通り抜ければ廣々とした大村灣が一望に展

開する、サアー・フルスビードだ船足も軽く大村灣を縦断して突き進む。

お、懐しの笠島が見えた、白鳥も見えた、時に午前八時五十分双眼鏡を手にして前方を凝視すれば黒一點黒胡麻の様に見える小船が白波を蹴つて霧らに突き進んで来る段々レンズの神界が大きく近くなるに従つて黒胡麻はハツキリと其の全貌を現した、マストに日の丸の國旗と五色の吹き流しを風に靡かせてゐる、近海漁船の赤誠丸だ、迎へに来て呉れたのか？有難いぞ、A部長の顔が見える、ア手旗信標をやつてゐる「御苦勞様」御目出たう？返信「出迎へを謝す」艦艇二つの船は相寄つた、赤誠丸はクルリと一轉して本船に並行笠島を通過するJOC Kの船名信標旗を掲揚した、宇治が見える、甲板に列列してゐる少年達や職員の方々の顔も見える、宇治の右舷から傳馬船が出て来た、一杯乗つてゐる、近づいて見れば牛島所長の瀧瀬幸田典獄補の御顔をして本所幹部の方々の顔も見える、わざ／＼早朝から出迎へに来て下されたのか？殊に病後の御身と聞く牛島所長が小

船に乗つて此處迄来て下されたのか？と思ふと熱い涙が胸にこみ上げて来る機械停止宇治の前甲板から登舷儀式で迎へて呉れる喇叭の音が感激に満ちた胸に響き渡つて来る、艦で少年報國丸は宇治の左舷に舳を並べてピツタリと横着けされた、沿岸には土地の住民が多勢立ち並んでこの港に珍らしい本船をしげ／＼と見迎へてゐる、御苦勞様、御目出度、交々

思へば浦賀を抜錨してより七晝夜航程八〇〇哩の海路茲に無事任務を了へて記念すべき回航の旅は完了した、時に昭和十三年十一月十六日午前九時三十分、收容者一同も今日の記念すべき日に牛島所長御贈與に關する赤白の大福餅に舌鼓を打ち乍ら隠し切れぬ悦びを満面に浮かべてゐる、土地の名物が亦一つ増へた、少年報國丸の勇姿は大村灣に一異彩を放つてゐる、愈々大村海上刑務所も整備完成、今後は東浦賀に對抗して西日本の海上に其の覇を争ふ事にならう？待たるゝものは少年報國丸活躍の日である。(寫眞ハ少年報國丸回航記念ノモノ)

### 戰場より教壇へ歸りて

小笠正義

この記事は七月中名控管内刑務教誨研究機關六七會第二八回研究會席上に於ける講演の大意であるが記事の都合上削除せる箇所も有り御諒承を乞ふ。  
(編輯部)

私は昨年九月應召し北支に出征したのであります。司法保護記念日に應召致した事も恵まれたる因縁と存じます。

教職にあつて軍籍に關係ある身是非御奉公申上げねばならぬと覺悟は決めて居りました。それに戰爭とはどんなものか幾分好奇心より命を的の戰場を一度経験して見たいとも思つて居りました。昨年の九月頃は事變高潮の時で今迄の上海事變や滿洲事變とは質に於ても形態に於ても全然違ふと考へて居り、日清日露の戦と同様であらうとも考へて居りました。ところが戰場とは如何なる所か、専門家

でない私が如何なる順序でお話したらよ

り解つて頂けるか？問題であります。軍規と時間に制限がありますから簡単にその一部分を拾つて擲げた戰場の様子を申上げ、銃後の皆様の出陣將兵勞苦御想像の一端にも供へ、又私の皆様への御禮の詞にも代へさして頂き度いと存じまして、無理に主催者の方々の御需めに應じさして頂いた次第であります。何卒この點御了承の上御聞取りを頂ければ幸甚と存じます。

#### (一出發と出征列車)

丁度その日は珍しい晴天にて東方より光は輝いて居りました。常時御禮を申し

今も耳底に残つてゐる様に感じられます。「如何な不逞の支那と雖も何時かは皇軍の御仁慈に浴せぬ筈はない」と地方見送りの方々に御挨拶申した事も記憶して居ります。出征の當日は夜でありました

申した程静かな航海でありました。こゝに一つの滑稽な話があります。〇〇〇を通る時には海が荒れて出征兵士はみな船酔のため御飯を食べないだらうと云ふ見込、糧食に加減がしてあつたらしいが、それが豫期に反して皆よく食べたので後で食物を調節されて面喰つたことがあり

ました。然しこの船が何處に着くかと云ふことは上部の命令があるまでは解らないのであります。航海中は對空監視の任務も續けて愈々我々は北支へ上陸したのであります。

宿營中にも命令をうけて奉仕させて頂きましたが、その間にも私が僧侶であることが解つてゐたと見えまして小笠一つ士氣を鼓舞する爲に話をせよとの命令で、私が鼓舞せられねばならぬの之には閉口致しましたが、船の中でも宗教的な話をさせて頂き眞宗の信念に立脚して安心立命の現益を強調致しました。

私は花々しい敵前上陸ではなかつたのであります。第一線の戦争が済んだ直後の所へ上つたのであります。濟んだ建物のみな爆破され避難民や農民の群があちこちとたまつて居るのを見受けて誠に殺伐な氣が致し、あゝ戰場は悲惨なものだと感じた次第であります。そこに駐屯して居りましても始終警戒して居らねばならぬのであります。その後我々は津浦線の○○○に行けと云ふ命令が出ました。そこへ行きますには天津までは汽車の便があります。ところが敵が鐵道を破壊したので途中で汽車を降りて三十里ばかり行軍したわけでありまして。二日目の晩宿る所がないので露營を致し

ました。吾々はそこで始めて敵の大砲の音を聞いたのであります。天幕の中に三十人も露營し背藪枕の感想は之だと思つて緊張したわけでありまして。呑む水とてはないので、そこらの泥水を呑みそれで御飯を炊いて行軍するのであります。後で一番辛かつたのは何かと皆に聞きますとやはり其時の行軍であると云つて居りました。勿論それ以後は戰鬪や討伐等重壓の下に置かれたとはありましたが、かくして目的の目的の處へ無事着くことが出来ました。到る處に何々部隊奮戰の地と墓が立つて居ります。そこを通ると我々は今度は必ず仇を打つてやるとい

きました。吾々はそこで始めて敵の大砲の音を聞いたのであります。天幕の中に三十人も露營し背藪枕の感想は之だと思つて緊張したわけでありまして。呑む水とてはないので、そこらの泥水を呑みそれで御飯を炊いて行軍するのであります。後で一番辛かつたのは何かと皆に聞きますとやはり其時の行軍であると云つて居りました。勿論それ以後は戰鬪や討伐等重壓の下に置かれたとはありましたが、かくして目的の目的の處へ無事着くことが出来ました。到る處に何々部隊奮戰の地と墓が立つて居ります。そこを通ると我々は今度は必ず仇を打つてやるとい

と聞いてゐたので弾を打たずに命令を受けるまで待つて居りました。ある時の如き丁度夜の二時夜襲の號令が聞え、その聲が聞えた時は、泊つてゐた家屋の前の道で弾が飛び交されました。そこで一人でも多く道路の方へは出ず城壁の方へ腹這になつて行つたのであります。敵が夜襲をしたならば書類を取るの目的なんだそうでありまして。曉の四時城壁へ着きました。銃聲が聞えて参ります。敵は隣の部落まで来て居ります。各自部落に對し應戰してゐました爲来る事が出来ず退却しました。支那の部落は全部城壁によつて圍まれて、東西南北に門がありません。それを占領するのですが城壁高く日章旗を翻へした愉快は又格別です。敵が夜襲をして来る時には樂隊のない場合があると云ふ事も考へられます。この様にして敵にぶつかる度合が多い時、戦争の度合が増え犠牲者が増える事になるのであります。私等の部隊でも隊長始め澤山の戰友をなくした事は終生忘れられませ

んと必ず赤痢かコレラをやりますので、私は辛棒して水は一杯も呑まないで済ませました。又水は鹽分と泥を含んでゐますので沸かして取ると云ふ始末で、こゝでもきれいな水の國に育つた私を大變幸福に思ひました。私共は泥の運河の水を汲んで御飯を炊くのであります。上の方からは俵のやうなものがどん／＼流れて來ます。よく調べて見ると敵の死骸で今考へるとゾツとしますが、こゝは戰場であると思へば皆その水で御飯を炊いて食べた様な事もありました。暫くは顔を洗ふと云ふ様な聲澤は夢の國の話でありました。

とやつて来ては帯をほどいて裸になる者もあり、こゝなる支那人も親しいものだと思ひました。検査が済むと部隊名の記された札を興へて通行を許すのであります。實際は便衣隊で兵隊か何か少しも解らないものだつてあります。まあ實際の戦争は彈の下をくぐるのであります。始めは不安な氣持もありますが、段々とそんな氣持はなくなるものと云ふ事を味ひました。北支の大陣戰の壯絶さはすばらしいものですが、中支の花々しい市街戰の突撃などは又趣の異つたものだと思ひます。戰鬪後「明日」を約せぬ戰場で生還して戰友と再び語り合ふ事ほど嬉しいものはありません。各々衣食住を自分で造りつゝ、戦争を續行して行かねばならぬ事なども戰場の辛苦の一つに數へられる事です。

(三) 敗殘國のみぢめさ

更に私は敗殘國が如何にみぢめなものであるかを痛切に感じました。住民は仕事につかれず、婦人は逃げ惑ひ、中でも可愛想なのは子供であります。故に我々はその子供等に御菓子などをやつて勞つてやるわけであります。内地に歸り、遊んでゐる子供達の幸福さを見ますとこゝにも日本の「有難さ」が顯れてゐると思ひます。

(四) 氣候風土

次に北支と云つても河北のことですが氣候風土を申し上げます。土地は想像以上に廣々としたもので上陸して二百里ばかり前進しましたが、河北から山東省の涯まで山は一つもなく涯なき曠野に驚きました。この涯なき曠野はみな高粱畑となつて居ります。其中で我勇士が激戰されたであらうことをつくづく憶んだのであります。そして到る處に運河がありま

くが道路より高く、河底より低い處に道路があるといふ状況です。半年の間向ふに居りまして雪は度々降りましたが、雨の降つたのはたつた二日でありました。ですから空氣は大變乾燥して居り氣温は〇下二十度乃至三十度の間を往復してゐると云ふ始末であります。之が即ち大陸的な氣候とでも申すのでありませう。御承知の通りですから戦争に出かけます時は水筒も飯も皆氷つてしまひます。寒さについては何々申上度いと思ひますが今は

(五) 戰場より祖國を眺めて

戰場より祖國を眺めて見ますと有難く感ずることが澤山あります。第一に御稜威の普きこと、どんな苦しい時でも日章旗を仰ぐと不思議な精神力が湧いて参ります。實に日本軍の殉國の熱意には敬服の外ありません。之も悠遠なる皇國に生れた幸福感からであると御國の尊さを痛感致しました。第二には銃後の皆様の御熱誠であります。色々な手紙や慰問袋をもらふと非常に感激して子供の様に喜ぶのであります。それらを見て勇士達は慰められ明日の奮戰を待つのであります。

之ある故に日本は強いのだなあと思ひました。大きな背景に国力をもたぬ支那は格段の悲哀がある様に思はれます。第三には文明國の誇りであります。文化の遅れたる土地を見るにつけよくも進んだものだと思ひました。然し今少し大陸的にならねばならぬとも感じました。

(六) 皇軍將士の勞苦

皇軍將士が屯してから難儀してゐる主なるものを擧げてその勞苦を偲んで頂き度いと思ひます。第一には言語が通じないことと云ふこととあります。即ち意志の疏通が出来ないこととあります。第二には自治會を組織する様命ぜられてゐると云ふことで、之は日が経つにつれ北京などに出来ましたがその下準備をやつて行くのであります。即ち占領地域の治安維持に當るのであります。匪賊が来たならばどう云ふ風に連絡をせよ、吾々は良民を傷つけぬから出來得る限り便宜を計る様にせよと自治觀念を訓練するのであります。いはゞ日本軍に對する信頼性を培つて行かうと云ふこととありますから、並大抵のことではありません。そしてあらには紅槍會の様な團體がいくつもくありますからうっかり手がつけられませぬ。第三には相手が徹底して個人主義利己主義であることです。たとへ占領地の

者でも放任して置けば只自分の都合ばかり考へて居て膺懲を受けた原因を考へる様にも見えません。呑氣な點では隣の者が首をとられても平氣で見つてゐると云ふことです。妻子より歸順を勧めても決して歸順しない者もありました。又歴史に示された通り只今でも軍閥政治に虐げられて五十年先の税金を取り立てられてゐると云ふ様な土地もありました。宣撫工作をやつて行くには特に注意せなければならぬ點でなからうかと思ひます。斯様な次第であります。たとひ占領地が定つてもそこに駐屯してゐなくてはならぬと云ふ事情がこゝにも潜在してゐる様に思はれました。

(七) 排日狀況

之は誠に徹底して居ります。鐵路より何十里の奥地に行きましても部落の學校や役場の揭示雜誌と云ふ雜誌には排日一點張で書かれてゐたのには驚きました。城壁の門には悉く大きな排日ビラが貼つてあり田舎に參りましてもかくの如く徹底してゐるのであります。排日の狀況は推して知ることが出來ると思ひます。(八) 宗教の分布について  
私の見た場處では宗教はクリスチャンに押されるのではないかと思ひます。佛教の大きな寺院は餘り見受けません。之

は勿論支那全土にキリスト教的色彩を持つ學校が多く、之は第三國が莫大な財産と献身的な宣教師の努力の結果と思はれます。キリスト教會ではどんな田舎でも避難所に當てられて居ります。それが第三國の權益内である爲日本人とても一中に入るとを許さない」と云ふビラが貼つてあります。一寸教會内を見ますと教會の中は支那人が收容され支那人と荷物でギツシリ詰つて居ります。佛教を宣撫に須ふるにはこうした色々な事情を調べてからでなくてはならぬと考へさせられました。佛教的宗教心は全然ないのかと云ふとそんな事はありません。「南無阿彌陀佛」と書いて解るかと思へば手を合し「ナムオミトフア」と云つて説明して居りました。果して佛教は今後の支那民族に大きな役割を演じうるや之は吾々への課題でなければならぬと存じます。以上申上げました事は私が戰場へ參りましたホンの一部分の經驗であります。この事が受刑者に時局認識を指示せらるる一の參考になり又出征して居られる同僚荷葉千葉兩教誨師の戰場に於ける御苦勞を偲んで頂く縁ともなりますれば幸甚に存じます。詳しくは皆様の御賢察にすがり御靜聽を感謝致します。(文責在記者)

第二區武道會の記

第二區第一三回武道會は府中支部の主催で十一月二十三日午前八時卅分から同所樹徳殿で盛大に開催された。

次第

開會の辭 (府中支部長)、優勝旗返還、審判長訓示、柔劍道試合開始 (午前九時) 同再開 (午後〇時三十分)、審判長講話、優勝旗及賞狀賞品授與、閉會之辭  
柔道部  
審判員 三船九段、佐藤七段、白井六段。  
參加刑務所 小菅、東拘、府中、横濱、千葉、水戸、宇都宮、前橋、甲府

成績

一等七點 小菅  
二等四點 府中  
三等四點 宇都宮

劍道部

審判員 高野範士、柴田勸範士、奥田教士、大村教士  
參加刑務所 小菅、東拘、豊多摩、府中、横濱、千葉、水戸、宇都宮、前橋、甲府、小田原、川越、八王子

成績

一等一〇點 府中  
二等一〇點 豊多摩  
三等八點 横濱  
大將伊藤幸江 (小菅)、中堅松本知一 (府中)、堀籠 (横濱)、先鋒田

概況

午前八時卅分各選士府中刑務所職員及來賓入場、先づ神前に禮拜し、宮城遙拜及出征將兵の武運長久祈願並に靖國神社の英靈に對し默禱を行ひ、開會の辭及審判長の注意があつた後、午前九時試合を開始し、各選士は千變萬化の妙技秘術を盡し、力戰奮闘眞に火華を散らす壯絶さを展開し、非常時局に相應しき刑務官の質實剛健の精神を遺憾なく發揮した。午後三時廿分終了、審判長講話及優勝旗、賞狀、賞品等の授與をなし、午後四時閉會し記念撮影をなす。

中作太治 (豊多摩)、高橋 (府中)、關口 (前橋)

# 懸賞論文募集

## 一、趣旨

吾等亞細亞の指導民族が、廣漠にして四億に餘る人口を擁する支那大陸に、史上比類なき壮大にして悠久の理想を打樹てんと決意してから早や第二の新年を迎へた。此の間、強力なる皇軍は敵の經濟的中樞上海を陥れ、次いで敵都南京を抜いて早や一年、近くは武漢三鎮の要衝を屠つて、さしも頑強にして執拗なる蔣政權を西北、西南の僻地に喘かしめてゐる。

さあれ聖業は未だその半ばにも達してゐない。吾等に解決を迫る問題は、國際的に國內的に重慶を圍む重疊たる山岳の如く、吾等の眼前に聳え立つてゐるのである。さればこそ吾等は生き甲斐があるのである。働き甲斐があるのである。近衛首相の云ふ如く此の課題は、吾等が果さなければ何時の時代か吾等の子孫が果さなければならぬ義務である。吾等は渾身の力を致しても此の荊棘の道を切り拓き、實り多き大陸を次代の子孫に引繼がねばならない。

その義務を負ふ者は日々營々としてその戰場を守つてゐる吾々以外の何物でもないのである。

依つて吾等の雜誌「刑政」は、新春劈頭聖戰下第二年目の重大性の認識を強め、刻下緊切の題目を掲げて懸賞論文を募集し、各位の體驗に涉む研究に依つて物された深切なる理想と熱意の披瀝を聞かんとする。願くは會員各位、活潑にしかも緻密に應募されん事を！！

## 二、課題

吾國に於ける行刑の指導精神を論ず

## 三、審査員

委員長 刑務協會長

委員 行刑局高等官 其他刑務所長

## 四、應募規定

- 一、應募資格 刑務協會員
- 二、文體 隨意、平假名
- 三、枚數 四百字詰原稿用紙五拾枚以内
- 四、應募原稿提出先 各支部長の手許に提出のこと
- 五、締切 昭和十四年三月末日但し原稿は返還せず

- 一等 壹百圓……一名
- 二等 五十圓……貳名
- 三等 貳拾圓……五名
- 佳作 拾圓……若干名

## 刑務協會

## 時局對應全鮮思想報國聯盟

### 新義州支部結成狀況

從來思想轉向者間ニ何等ノ組織モナカ  
ツタ新義州保護觀察所管内ニ今回思想報  
國聯盟支部ノ成立ヲ見タコトハ一般ニ非  
常ニ好感ヲ以テ迎ヘラレタ。以下之ガ組  
織結成ニ至ル迄ノ經過ヲ略述スル。

地方法院會議室ニ於ケル新義州地方在住  
者ヲ中心トスル轉向有志ノ參集トナリ審  
查會委員、囑託保護司「オブザーバー」  
トシテ聯盟結成ノ準備委員會ガ開催セラ  
レタ。

東京ニ於ケル時局對應全國委員會ニ出  
席ノ朝鮮代表ノ報告會ヲ兼テ聯盟結成ニ  
關スル打合會ヲ開催スルニ付上城スベシ  
トノ命ニ接シ李錫浩、張龍浩兩代表ヲ決  
定シ岡保護司ト共ニ列席セシメタ。

兩代表歸來後京城ヨリノ聯盟規約草案  
ノ到着ヲ待チ茲ニ廣ク管内轉向者ニ呼ビ  
カケ文書ニ依ル經過報告ヲナスト共ニ各  
自ニ之ガ忌憚ナキ意見ヲ徵シソノ提出ヲ  
求メタ。

當日米原觀察所長ヲ議長ニ選出、岡保  
護司ノ司會ノ辭及ビ聯盟結成ノ趣旨經緯  
ニ付テノ説明ニ次イデ張龍浩、李錫浩兩  
名ヨリ京城ニ派遣セラレタル經過報告ヲ  
ナシ引續キ規約草案ヲ中心ニ種々意見ノ  
交換ガ行ハレタガ結局米濱主任書記、岡  
保護司及ビ轉向者七名ヲ準備委員ニ學ゲ  
之ニ一切ヲ一任スルコトトシ聖壽萬歲ヲ  
三唱シテ散會ス。

第一回準備會  
越エテ七月十七日午後一時ヨリ新義州

尙當日京城ノ聯盟結成式ニ派遣ノ四代  
表ヲ選出シタ。七月二十四日米原所長ト  
共ニ右四代表ハ京城府民館ニ於ケル結成  
式ニ參列セリ。

四代表歸來後數次ニ互ル準備委員會ガ  
開催セラレタル結果愈々支部結成式ハ九  
月四日舉行ニ決定シ八月二十日別紙ノ如  
キ所長ヨリノ案内狀ヲ管内全轉向者ニ向  
ケ發送スルト共ニ支部長、顧問、幹事等役  
員ノ内詮衡ハ進メラレタ。準備ハ着々進  
行シ遂ニ結成式前日ヲ迎フ。此日準備打  
合會兼親睦會ヲ開催スル旨通知シタル爲  
之ニ出席スル轉向者續々地方ヨリ來新シ  
所定ノ平安旅館ニ合宿スルモノ總勢四十  
二名ノ多數ニ達シタ。斯クテ九月三日午  
後六時ヨリ當地產業獎勵館階上ニ聯盟新  
義州支部結成準備會ヲ開催ス。參集スル  
モノ轉向者七十餘名、囑託保護司、觀察  
所職員等合計九十名ニ及ブ。先ヅ米原所  
長ノ開會挨拶ニ始マリ一同野戰料理的ナ  
極メテ簡素ナク食ヲ共ニシ以テ遙カ皇軍  
ノ辛苦ヲ偲ビ銃後ノ堅キ結束ヲ誓フ。場  
内爲ニ團欒ノ裡ニ一沫ノ緊張味ヲ帶ブ。  
次デ岡保護司立ツテ本日迄ノ經過ト聯盟  
ノ本質ヲ述ベ時局ノ重大性ニ及ビ各人ハ  
自分一個ノ利益ニノミ拘ハルベキ秋デハ

ナイ。日本精神ノ旗ノ下ニ獻身的銃後奉仕ノ生活ニ生キヨト自覺ヲ強調シ更ニ張龍浩代表ヨリ一層詳細ナ経過報告ヲナシタル後翌日ノ結成式ノ式次第ヲ岡保護司説明シ注意ヲ與ヘ且準備委員會ヲ詮衡中デアツタ支部長卓昌河、幹事十七名ノ選任發表ヲナシタル處滿場異議ナク了解茲ニ役員ノ内定ヲ見ル。次ニ聯盟本部ヨリ派遣ノ幹事橋京城保護觀察所主任書記ヨリ京城ニ於ケル詳細ナ情況報告ト暗示ニ充チタ感想談アツテ一同ニ感激ヲ與ヘ、協議ニ入り岡保護司ヨリ支部成立後ニ於ケル活動方針ソノ他ニ付一同ニ詢リタル處結局會費各人一人ニ付年額一圓以上トナスコトニ決定シタル外具體的事項ハ擧ゲテ幹事會ニ一任スルコトトナシ最後ニ米濱書記ヨリノ挨拶ト事務上ノ注意アツテ午後九時散會、地方ヨリノ來會者ハ一同合宿場ニ引擧ゲタ。右終ツテ準備委員及ビ内定幹事居残り結成式ノ件ニ付更ニ打合會ヲ開キ式及ビ合宿ニ於ケル事務分

擔ヲ夫々決定シ同九時半散會三日ノ式ニ對スル準備ヲ完了シタ。九月四日合宿員一同未ダ仄暗イ午前五時「起キヨ」ノ號令一下一齊ニ起床、齋戒沐浴ノ後五時半小雨ソボ降ル中ヲ神社參拜ニ向ヒ既ニ待機シテ居タ府内班ノ一隊ト合シ米原所長ヲ迎ヘ平安神社々頭デ嚴肅ナ禮拜ヲナス。當日社頭ノ淨掃ニ勤勞奉仕ヲナス豫定デアツタ雨天ノ爲中止ス。ソレヨリ同淨土寺ニ赴キ同六時半ヨリ同寺ニ於テ朝ノ勤行ニ參ジタル後住職北出囑託保護司ヨリ短時間克ク佛教日本ノ眞精神ヲ喝破シ半島同胞ノ奮起ヲ促シテ深キ感銘ヲ與ヘタ。支部結成ノ首途ニ相應ハシク覺悟ヲ新タニシタ一同ハ折柄前途ヲ祝福スル如ク何時シカ小雨霽レテ燦燦ト降り注グ朝ノ陽光ヲ浴ビ歸途ニ就イタ。愈午前八時二十分頃ヨリ一同府公會堂ニ參集所定ノ席ニ着キ朴聯盟總務閣下並

ニ官民多數ノ來賓ヲ迎フ。轉向者集ルモ八十餘名、來賓百餘名豫定ヨリ遅レ式ハ午前九時二十五分岡保護司ノ開會ノ辭ニ始リ別紙ノ通りノプログラムニ依リ嚴肅緊張裡ニ次々ニ進行シ最後ニ皇國臣民ノ誓詞齊唱ニ次ギ朴總務閣下ノ誓詞デ聖壽萬歲ヲ三唱シ滯リナク式ヲ閉ヂタ。時ニ午前十一時三十分。時局對應全鮮思想報國聯盟新義州支部ハ斯クシテ芽出度秋空高ク呱呱ノ聲ヲ擧グルコトトナツタ。當日府民ヨリ多大ナ關心ノ裡ニ轉向者一同頗ル熱烈眞摯ナ態度ヲ以テ終始シ銃後報國ノ堅イ決意ヲ眉宇ニ浮ベ家路ニ就イタ。式後引續キ當日正式決定ヲ見タ幹事一同法院會議室ニ會合支部長副支部長ヲ圍ミ今後如何ナル方法デ何ヲ爲スベキカノ具體方針ニ付テ種々協議シ最後ニ詳細ハ府内在任常任幹事ニ一任スルコトニ決定シ午後二時半散會ス。

殉國の英靈

宮崎刑務所看守部長 陸軍歩兵曹長

故 河野 年氏



君は資性剛直郷里高鍋農學校を卒業後現役志願として昭和三年一月歩兵第二十三聯隊に入

隊。熊本教導學校を卒へ歩兵軍曹に累進し同六年十一月滿期除隊同八年五月宮崎刑務所看守を拜命精勵恪勤刑務官として前途有爲の士であつた。本年五月應召して〇〇部隊に編入せられて征途に上り中支〇〇附近の戰鬪後〇〇西方地區に轉戦、去る九月〇〇日敵を急追して〇〇嶺南方高地の峻を抜き、其夜之を奪回

せんとして襲撃した敵大部隊を僅か〇〇名の手兵を以て十米突の地點に引寄せ一氣に手榴弾の雨を降らせた後突撃又突撃凄絶なる白兵戦を演じて之に大損害を與へて撃退し赫々の武功を樹て部隊最初の感狀を授けらる。去る十月〇日〇〇附近の激戦に於て遂に壯烈なる戦死を遂げられた。可惜享年三十一歳。

宮崎刑務所看守部長 陸軍歩兵伍長

故 榎木 林氏



君は本年五月〇〇日充員召集〇〇部隊に編入せられ、中支〇〇に上陸後〇〇

山系の峻嶮に據れる敵を掃蕩更に敵を急追中、去る十月〇〇日攻略を目前にして同地附近の激戦に壯烈戦死を遂げられた旨公電があつた。君は東諸縣郡八代村の出身、大正十三年一月徴兵として都

城歩兵第六四聯隊に入營、上等兵に進み、同十四年十一月歸休除隊翌年八月宮崎刑務所看守を拜命し爾來精勵恪勤資性温順の氏は古參刑務官として上司同僚の親しみも深かつたのに、可惜三十六歳を以て散華せられたのである。尙公報と同時に復職看守部長を命ぜられ伍長に任せられた。家庭には愛妻と十二歳を頭に四男一女がある。

三重刑務所看守部長 陸軍歩兵上等兵

故 桐生 勝美氏

故人は昭和十二年六月當所看守に任せられ、資性温厚職務に忠實にして、恪勤精勵前途春秋に富む青年刑務官として將來を囑望せられてゐた。氏は昭和九年十二月一日歩兵第三三聯隊に入營、同年十二月滿洲派遣討匪及國境警備に赫々たる武功を樹て、昭和十一年七月歸隊、



同月附を以て歩兵上等兵に任ぜられ、善行證書を附與せらる。支那事變勃發するや同十二年八

月充員召集を命ぜられて勇躍征途に就く。爾來支那大陸各地に於て奮戰中、同十三年九月〇〇日〇〇地に於て壯烈名譽の戦死を遂げらる。同日附を以て復職看守部長に陞進せらる。享年二十五歳。

臺南刑務所看守部長  
陸軍歩兵准尉

故 本多常敏君



客年十月應召直に聖戰に参加した同君は江南の各地に於て赫々たる武勳を樹て皇國軍人の本領を發揮しつ

つありしが、昭和十三年六月江西省〇〇附近の戰鬪に於て壯烈極まる戦死を遂げらる。本多君は明治三十八年七月熊本縣天草郡新合村に生れ高等小學卒業後家業農に従事中大正〇〇年一月徴兵として臺灣歩兵第二聯隊に入營し、昭和二年十二月には早くも伍長に任ぜられ、翌三年十二月軍曹、同五年勳社事件起るや選ばれて番人討伐の任に當り同事件の功により勳八等に叙せられ、同六年十一月現役満期、同八年七月臺南刑務所看守に任ぜら

れたるものにして、資性剛健、職務の傍には武道に精勵し我南刑團の柔道選手。眞によき刑務官であり將來を囑望せられて居た。嗚呼可惜。

臺南刑務所看守部長  
陸軍歩兵伍長

故 牧添春海君



故牧添伍長は上海戰線以來勇往邁進赫たる武勳を樹てつゝありしが過ぐる六月〇〇日〇〇附近の戰鬪に於て腹部に貫通銃創を負ひ治療中の處七月〇〇日護國の華と散つた。同氏は鹿兒島縣川邊郡の出身にして昭和五年十二月現役志願として臺灣歩兵第二聯隊に入隊し、同八年當所押丁を拜命し、同九年二月臺南刑務所看守に任ぜられ爾來一意職務に精勵し、昨夏事變の勃發を見るや直に應召。尙同君は武道に精勵し柔道初段の剛の者、年跡未だ二十七歳にして春秋尙豊なりしを思ふ時哀

惜の情に堪へない次第である。

臺南刑務所看守  
陸軍歩兵上等兵

故 升田正男君

同君は明治四十二年九月山口縣大島郡久賀町に生れ高等小學校卒業後私立周東中學校に入り第四學年にして退學し、昭和五年一月十日徴兵として山口歩兵第四十二聯隊に入り軍務に精勵し、同六年七月歸隊除隊となるや家業農に従事、同九年八月渡臺し同十二年八月二日臺南刑務所看守補に就職。間もなく應召勇躍征途に上り中支方面の戰鬪に参加し、同十三年〇月江西省〇〇附近の戰鬪に於て不幸敵彈に的り遂に名譽の戦死を遂げらる。同君は資性温順にして勤務の成績もよく



將來を囑望せられたるに齡僅か三十にして江南の華と散る。



刑務所だより

出征勇士武運長久祈願並家族招待慰安會

橋通刑務支所

當所出征勇士ノ家族ハ只奈良居住ノ一名ヲ除キ他ハ全部市内居住者ニ付、時々訪問、慰安、用達等遺憾ナク遂行シ來リタルモ是迄職員ト家族ノ會合等ナシタルコトナキヲ以テ、明治節ノ佳キ日ヲ選ビ當所ニ招待慰安會ヲ開催スルコトトシ、前以テ案内狀ヲ發送ノ處市内居住者全部出席ノ回答ヲ得テ準備ヲ進メ、當日ハ出征勇士ト同期生或ハ附近ノ居住者ニシテ懇懇ノ問柄ナル職員ヲ案内ニ差向ケ自動車又ハ電車等ニテ同伴、定刻前迄ニ參集セ

ルモノ親子合セテ二十名。先ヅ俱樂部ニ於テ茶菓ヲ呈シ、子供ニハ豫テ用意セル向ノ玩具ヲ贈呈セルニ親子諸共恐悅至極。勇士ニ送ルベキ寄セ書ニハ親モ子モ進ンデ記・終リテ、職員及家族打チ揃ツテ程遠カラヌ湊川神社ニ武運長久祈願ノ



爲メ參拜、神前ニ額ヅクコト稍久シ。夫レヨリ境内ニ於テ家族ヲ前列ニ一同記念撮影後當所ニ引キ返シ、會場支所長室ノ天井ニハ萬國旗中央ニ食卓ヲ設ケ出征勇士ニ席次ヲ定メ、席脇ニハ「祝出征何々君」ノ立札ヲ掲ゲ御夫婦御同席ノ氣分ニナル様計ヒ、午前十一時着席スルヤ、室内ノ裝飾ト卓上ニ充ツル西洋料理ニ先ヅ子供ハ滿悅、親ハ急ニ主人ニ相會セルヤノ感アリ。支所長ヨリ挨拶ヲ終リテ箸ヲ進メ、其間座談的ニ留守中ノ出來事ヤ勇士ヨリノ便リノ狀況又ハ用向等ヲ承ハリ、支所長ヨリ勇士ノ身上給與等ニ就イテ詳細説明安心ヲ乞フ等、有意義ノ中ニ時間ヲ經過スルコト二時間。午後一時過ギ和氣藹々ノ内ニ散會御土産ヲ贈呈、案内係ヲシテ夫々住宅迄同行セシム。門出ヲ見送ルニ子供ハ土産ノ玩具ト國旗ヲ親モ亦土産品ヲ手ニ安堵ノ色ヲ浮ベテ嬉々トシテ家路ニ急グ後姿ヲ眺メ職員モ家族モ只滿悅アルノミ誠ニ意義アル一日トシテ終リヌ。

### 乙亥會第七回研究會 開催狀況

#### 廣島刑務所

廣島控訴院管内教務研究機關乙亥會第七回研究會は晩秋の十一月十一日午前九時より廣島刑務所教誨堂に於て開催せられた。時恰かも中國司法保護事業聯盟發會式並第一回大會開催の好機に際會したるを以て同大會に出席中の江藤(廣島)長谷川(岡山)米倉(松山)三宅(岩國)山中(鳥取)の各刑務所長、田丸社會部長、北島贊事、宇野安藝教區管事等多數の來賓と會員二十餘名の出席を得て稀に見る盛大なる會合であつた。

定刻に至るや鑑教誨師は開式の辭を述べ宮城遙拜、國歌合唱、戰死教誨師に對し追弔勤行(三誓偈)を修して式を閉ぢ次いで堀川常任幹事の閉會の辭江藤廣島刑務所長の挨拶、田丸社會部長の訓示ありて講演に移り元龍谷大學教授司教武田龍柄氏より眞俗二諦論を開き會員の質問

に懇切なる教示あり、かくて午前の日程を終了し休憩に入り記念撮影、午餐、所内見學をなし午後一時三十分再會鳥取刑務支所出中利禎氏の肇國精神の發揚と眞空妙有觀と題する研究發表あり、次いで廣島刑務所教務課長堀川實然氏を議長に推し各所教務課提出の左記協議事項を協議した。

#### 協議事項

- 一、保護委員制度實施に際し教務課との聯絡上特に注意すべき點如何 (岡山)
  - 二、司法保護委員制度實施に伴ひ司法保護委員と教誨師との聯絡上重要事項ありと思料す、各刑務所の意見承り度し (尾道)
  - 三、保護委員制度實施に際し教化上特に留意すべき點如何 (山口)
  - 四、保護委員制度實施に關し教化上考慮すべき點如何 (鳥取)
- 以上一括併合上提、意見交換に止む、左記意見の開陳あり

イ、教務課に課せられたる責任の重要性を認識すると共に所期の目的達成の爲め努力すること

ロ、刑務所職員に行刑保護一體の思想を啓培すると共にこれが實踐にとむること

ハ、作業賦課に就ては保護の關係を考慮する様要望すること

ニ、教務課を擴充し保護活動を充分ならしむる方法を講ずること

尚江藤(廣島)所長より有益なる意見を聴取せり

- 五、受刑者釋放時相當額の作業賞與金を有する者に對しては戰時經濟國策に則り適當額を据置貯金其他の方法により貯蓄せしむる要なきや(尾道)趣旨としては可なるも個々の場合に應じ適當善處すること
- 六、各員に於て取扱はれたる受刑者各個の場合に於て時局反映の美談等あらば其狀況承り度し (岩國)

狀況聴取

七、鮮人教化につき特殊施設をなし居らるゝところあらば狀況承り度し (山口)

#### 狀況聴取

八、各刑務所に於ける食事前後の教化的行事狀況並に意見承り度し(松江)狀況並意見聴取

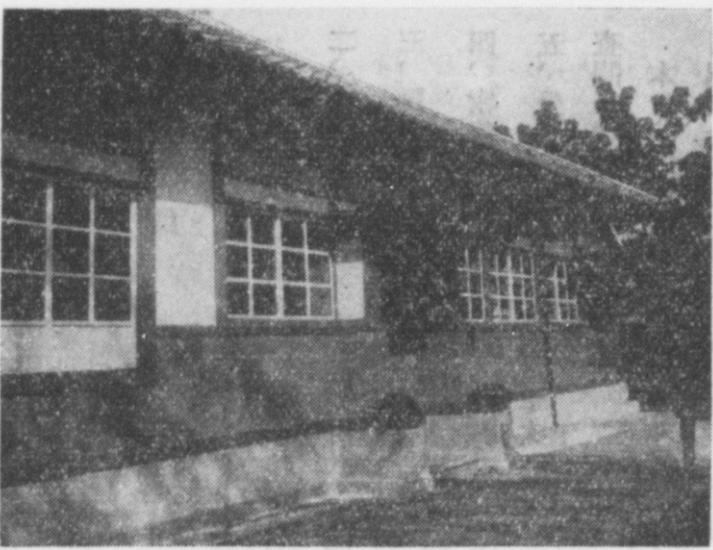
### 演武場落成式典並 武道會狀況

#### 高知刑務所

當所演武場は腐朽荒廢使用に堪へず、大正十三年以來舊教誨場の一部を假道場として使用し來りたるが、場内の狹隘に加へ中央に支柱ありて訓練上支障尠からず、之が改築は多年の懸案なりしも其機運熟せず荏苒十有五星霜を経たるが、武藤所長着任以來國民精神作興上武道訓練の緊要を主張せられ、特に現下戰時態勢下に於て一層其必要を痛感せらるゝ所あり、此に演武場改修の計畫を立てたるも、國費多端豫算増額申請は自重すべし

となし、技術者を督して經費少額にして明朗なる道場たるを條件とし設計せしめ、主務省に稟申せしに其必要を認められ直に許可せられたるを以て、六月二十

#### 演武場外觀



日起工、關係職員は勿論就業者も熱心工事を進め、工費六百五十餘圓と約百日の日子を以て十月末竣工、此に職員多年の

宿望は達せられ、面目一新頗る明朗清楚なる新道場を見るに至れり、而して従前道場には土佐大神を奉齋せしが祭壇貧弱にして新道場に相應しからず、依て神殿を新たにし武の神、鹿島、香取兩神宮の御分靈を迎へ、土佐大神と合せ三柱の大神を奉齋すること、し、菊花薫る十一月六日早且神職上田直幸氏奉仕諸員參列の下に神輿奉遷の儀を嚴肅裡に執行、次で午前八時三十分より所長以下全職員並に來賓參列、神前式並に落成式を舉行、引續き落成記念武道會に移り、先づ教師、助教の居合術、柔劍道型、日本刀試斬等眞に息迫るものあり場内肅として聲なく水を打ちたる如く、續いて柔劍道の仕合は開始せられ、エーヤーの掛聲新道場に鳴り響き特に昨年暴支膺懲の聖戰に参加し上海敵前上陸に赫々の武勳を輝かせ、凱旋復職の勇士は戰線を偲びて銃劍を戦はせ全看守の外、看守長、雇員の老練者、給仕、小使の少青年の参加ありて眞に火花を散らす熱演にて午後四時三十分無事終

了、武蔵所長の訓承、武道教師の講評、白濱戒護課長の閉會の辭ありて和氣藹々裡に散會せり。

因に當日は參會者一同に赤飯に薩摩汁の晝食を供し尙記念品を贈呈せり。

### 軍事教練査閲狀況

#### 岩國少年刑務所

昭和十三年十月二十四日その日はまことに秋晴れの好天氣で空には一點の雲も見なかつた。わが岩國少年では三宅所長の先導を以つて山口聯隊區司令官小野大佐殿の教練査閲を實施した。少年行刑の樞機を爲す教練に力を注ぎ少年の將來性に向つて指導邁進しつつある岩國教練の效果に就ては既に定評のあるところである。今日の査閲に際しても少年達は日頃の訓練を遺憾なく發揮したのであつた。あの規律ある行動、輝ける眼指には陰慘な過去の罪惡の影すら見出すことが出来なかつた。その狀況に就ては大佐殿の講

評がよく物語つてゐるやうである。彼等少年にこの強き印象を與へたことは將來の更生に向つて如何ばかり糧資を與へたことであらう。克く日本精神を培ひ時局下の行刑に華を添へたことであつた。

#### 左記狀況

#### 教練課目及人員

教練ノ課目	年次別	出席人員
一、閱 兵	第二次上	一一五
二、各個教練	第二次前	六四
三、戰團教練 <small>(小隊對 小隊對 攻陣地)</small>	第三次前	五一
四、密集教練 <small>(小隊)</small>	第二次後	二八
五、分 列	第二次上	

#### 査閲官講評の概要

本日諸君の教練を査閲して非常に好く出来たことを喜んで居ります、動作と云ひ態度と云ひ誠に申分なく殊に元氣のあるのに感心しました。御承知の如く今日吾が國は有史以來の重大時局に當面して居り事變は今後尙

信じます。突撃の時の元氣行進中のあの意氣を忘れず日常生活に於ても仕事に働く場合脇目を振らず其目標に向つて邁進し、假令途中に如何なる障害があつても決してそれに惑はされるとなく努力して行つたならば皆立派な人になることが出来るのであります。どうか諸君も重き使命を自覺して一層修養に盡されんことを希望して止まぬ次第であります。

#### 收容者感想の一例

二年次前期生 Y 生

本日は御多忙なるにも御いとひなく山口聯隊區司令官小野大佐殿には、寸暇をさいて當所の教練を査閲して頂き、其の御講評には、元氣であつてよろしい。とのお賞めの言葉にあづかり私共としては喜びに堪へないところであります。尙有益なる訓話をもして頂き、得るところ大なるものがありません。謹んで山口聯隊區司令官殿に對し感謝の意を表するものであります。私共は一たびは過れる考へよりかゝる

二年や三年にては決して終るものではないと思ひます。支那本部の重要地たる漢口や武器彈藥の補給を受けて居た廣東も攻略されたとするも又蒋介石政權は倒れても平和なる新支那を建設するまでは決して油斷はなりません、其の新支那の建設進んでは東洋の平和を確立せねばならぬ大きな責任を負つて居るのが諸君である。將來諸君が軍人となつた暁は必ず滿洲か支那の方面に於て奮闘せねばならぬのであつて實に大きな使命を負つて居るのであります。吾々は世界に類ひなき皇國に生れたことは非常な幸福であります、支那にて一寸悪い事でもしたら直ぐ殺されて終ふのであるが諸君はここに居ても教練や其他色々な事を教へられて居ることには實に喜ばしい事と申さねばなりません。

諸君が本日は行はれた教練のあの元氣を日常生活に具現し應用して行つたならば決して人より落伍することはないと

受刑の身になるやうな事になりましたものゝ、やはり 陛下の赤子であります。燃ゆるが如き烈々たる愛國心もあれば何事にも屈せざる大和魂も所有してをります。近頃「日本精神」といふ四文字が喧ましく叫ばれ、人雜誌の上にもよく見受ますが、日本精神とはどんなものでせうか、私の考へでは即ち正義と愛を申すのであらうと思ひます。勿論忠孝の二字上に立脚せるものであつて正義の爲には萬難を排して事に當る勇猛果敢なる意氣、これが世界人類の平和の爲愛するが故の意氣である事は申すまでもありません。司令官殿の訓話にもありました如くこの度の事變は、隣邦支那の幸福のため、延ては世界人類の平和のための聖戰であつて、ソ國の言ふやうな侵略なる意味は少しも含んでゐないのであります。私共はこの他國にない美しい日本精神をもつた國民である。そして現在の時局はこの日本精神を中外に宣揚する又

となひ好機會であります。明治維新の大業は當時の若き青年によつて成し遂げられました。昭和維新の大業は我等若人の手によつてなされるべきものであることは申すまでもありません。この時になさなければいつの日にかなきときがありませうか、さすればこのときに生れた私共の幸福は此の上ないものであると思ひます。「確固不動の信念をもつて目的に向ひ勇往邁進せよ。健實なる日本青年たれ。君達の背には重大使命が負はされてゐるのだぞ。」司令官殿は斯ふ申されたのであります。私は御教訓をよく守つて、教練を通して日常の行住坐臥にこれを應用し意氣と熱を以て事に當り健實なる日本青年たらんと誓ふのであります。

### 秋季運動會

#### 久留米少年刑務所

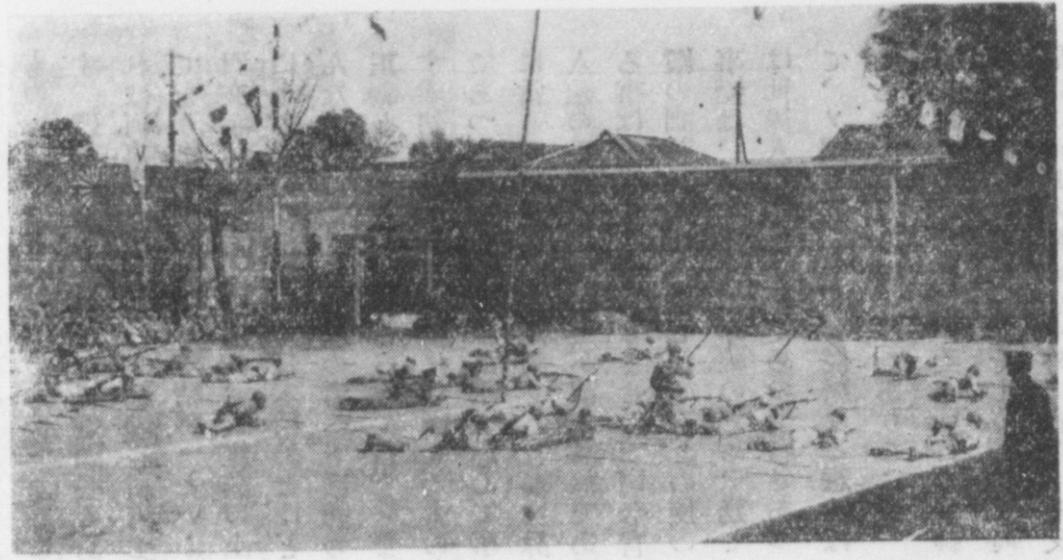
菊花薫る明治の佳節を卜し、式典終了

後午前十時より聖戦下に於ける秋季運動會を左記プログラムにより舉行せり。

- 一、プログラム
- 1. 準備運動 2. 閱兵分列 3. 徒歩 4. 徒歩 5. 球蹴り二人三脚 6. リレー(二周) 7. 陣地攻撃 8. 對班リレー 9. 竿頭旗奪り 10. 難路通過 11. 一人一脚 12. 算術競争 13. 遭遇戰 14. 野戰看護 15. 川中島 16. 徒歩(四周) 17. 武裝競争 18. 模擬戰 19. 包圍攻撃徐州攻略 20. 對抗奮闘努力

二、概況

本日は天高く明朗にして運動會としては絶好の日和で、園井教務課長開會を宣せらるゝや、收容者一同の顔は喜びの爲めにハチキレさうに見える。優勝旗返還の後馬場所長の訓示、松田教官の演技上の注意ありて、プログラム第一の全員の準備運動に入る。やがて鬨亮たる喇叭の音と共に教練第四班以上の閱兵、分列行進が整然と行はれ、其の堂々と一糸亂れぬ威容は、とても地



方青年訓練の及ばぬ所と職員一同は今更の如く驚嘆した。徒歩、球蹴り、リレー、次々に力量を示すは此の時とばかり。

陣地攻撃の如きは全身を挺して敵陣に突入、肉は破れ、骨が砕けはせぬかと思はれた位であつた。更に當運動會の白眉ともいふべく事變下に最もふさはしきは模擬戰である。敵は刑務所道より左東運動場北端に至る間を占據し前方の「クリーク」を利用し「トーチカー」及鐵條網を構築、堅固な陣地を構成し、トーチカの銃眼は嚴めしく味方の陣地を睥んで居る。第一、第二、第三分隊は南方より進出し、第一線となる。選ばれたる決死隊は煙幕筒を抱へて進み、一方敵の猛火を浴びて架橋班は逸早くクリークへ挺身架橋するや、一瞬にして場内は濛々たる煙幕によつて覆はれた。敵陣からの銃砲火は益々猛烈を加ふる中を第一小隊は渡河終了、機關銃を初め彼我の銃砲は百雷の

如く今や酣となる。鐵條網は幾重にも張りめぐらされ、前進を阻まれ如何ともすることが出来ぬ。やがて破壊筒を持つ勇士の手によつて突撃路は開かれ、肉迫更に肉迫し間もなく朗々たる突撃喇叭が響き渡つた。優勝旗争奪の選手競争は各工場の熱烈なる聲援を受けて各競技共殆んど伯仲し、第一工場二十二點、第二工場二十一點、第三工場二十五點、第四工場二十四點、第五工場二十九點、第六工場二十四點混合組三十二點を獲得するところとなり斯くして優勝旗は混合組に渡された。

無言の勇士を迎へて

大分刑務支所

晩秋ソ、口冷氣ヲ覺ユル十一月二日大分刑務支所故看守部長陸軍歩兵軍曹佐藤昇氏ノ英靈ヲ迎フベク當日正門内廣場ニ祭壇ヲ設ケ黑白ノ幕ヲ張り同氏ノ寫眞ヲ

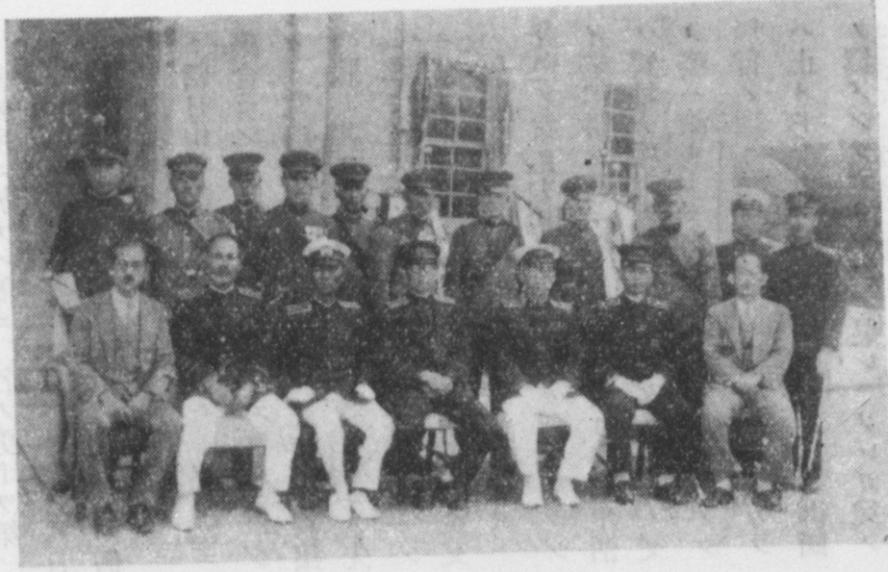
飾り前ニハ供物及宮崎刑務所長、大分刑務支所長、中津刑務支所長、並右刑務所職員一同ヨリ贈ラレシ花輪ト大道國防婦人會ヨリノ弔旗一旒ヲ供ヘ式場ニハ齋藤支所長並幹部、職員一同、職員家族一同大道町在郷軍人分會長清水少佐、同町國防婦人會員、並大道町有志等肅トシテ整列シ、午前十一時三十分英靈ハ遺族ニ抱カレ村長、助役在郷軍人分會長其他多數村民ニ護ラレツ、大分刑務支所ニ無言ノ歸應ヲ爲セリ。依ツテ恭シク英靈ヲ祭壇ニ安置シ、當支所教誨師二名元當支所教務主任奈須超道氏壇那寺住職等ノ讀經アリ、ツイテ遺族、支所長外參拜者一同ノ焼香裡ニ嚴カニモ盛大ナル告別式ヲ舉行セリ。

應召軍人歡送の記

徳島刑務所

願れば昨夏暴支膺懲の師起るや、當所職員中より〇〇名の應召を見るに至り、一死報國の念に燃えつゝ、征途に上りし諸

氏や、今は既に護國の英靈となりて靖國の御社に鎮りますあり、或は白衣の勇士



となりて名譽の凱旋をせられたる者また數氏。烏兔早々一歳有餘を閲せし今又當

所職員中より〇〇名の名譽の應召者を送ることになった。そして、今日はこの晴れの應召者の歡送式が清淨の遙拜所前で行はれる日(九月二十六日)である。「おめでたう」「ありがたう」と、心から交す祝詞、感謝の言葉。全く軍國の朝の挨拶は朗かだ。

應て、赤襪の應召者が、祝の旗幟を先頭に職員と共にその姿を遙拜所の一角に現した時劇院たる「氣ヲ付ケ」の喇叭は場内に鳴り響いて俄然式場は緊張した。應召者が幹部職員と共に列の最前線に並んだ時、一同自ら襟を正し固唾を呑んでこの榮ある軍服姿に羨望の眼を注いだ。

所長が諄々と激勵歡送の辭を與へれば、收容者代表亦衷心よりの祝辭を陳べ、擔當様方の平素の薰陶に報ゆるべく銃後吾人の使命たる作業報國に専念せん、と確固たる決意の程を披瀝し訣別の至情を送りて降壇す。次いで應召者代表島田軍曹が、

「不肖等〇〇名此度國家の御召によ

り、畏れ多くも陛下の御桶となり懐かしの戎衣に再び身を包むの榮譽を擔ひ……」と、軍人口調の頼母しき挨拶は、あすといはず日章旗の下に勇んで死ぬ天晴れ武人の決意を見せて、「當所職員として否刑務官吏として、又眞平日本人として恥ぢない奮闘をお誓ひ致します」として、早その意氣武漢を呑むの概あり、力強き感銘を與へて挨拶を終れば、應召者も歡送者も渾然一體となり、今奔發する感激の頂點に押しあげられ、そして涙ぐみつつ君が代を合唱し更に愛國行進曲を唱和するのであつた。と、今度は所長の發聲で萬歳を三唱、心の底から湧く無限の雄叫び、こみあげてくる感激を爆發させての萬歳の聲は武漢の城壁を揺すかとはかり。

○人目の勇士を送る

旭川刑務支所

聖戰二年ノ秋タケテ軍都旭川ハ愈々緊張ノ折柄當支所受刑中ナリシ三上正次郎

(假名)ハ應召ノ一人ニ加ヘラレ勇躍聖戰ニ參加スルコトニナツタ。

當支所ニ於テハ既ニ〇名ノ勇士ヲ第一線ニ送り第〇人目ノ勇士ガ去ル九月八日電報上申ニテ即日司法大臣ノ許可ヲ得假釋放ノ恩典ニ浴スルコトヲ得タ。

當日中谷支所長ハ全收容者ヲ教誨堂ニ集合セシメ嚴カニ之ガ授與式ヲ舉行シタ。堂内ハ寂トシテ嚴肅裡ニ名譽ノ召集令狀ト共ニ假出獄證書ヲ授與。之ヨリ先教務ニ於テハ實父ニ出頭スル様打電セシニヨリ十五里モ隔タリタル田舎ヨリ實父ハ居村役場兵事課主任ト共ニ出迎ヘタ。赭色ノ衣ヨリ軍服ニ更衣シタ彼ノ勇マシイ姿、併シ其ニ較ベ老境ニ入り田園生活ノ質朴ナ粗末ナ衣服ヲ纏ヒタル勇士ノ父ノ姿ハ餘リニモ痛マシイ。二人ハシバシ無言ノ裡ニ互ニヒシト相抱キ父ノ眼カラハ止メドモナク涙ガ流レテキタ。「御國ノ爲メシツカリヤツテ呉レ」ソレガ父ノ言葉ノ凡テデアツタ。何ト尊イ言葉デアラウ。

翌日庶務、教務ノ兩主任ハ師團司令部身體検査場へ同伴。案ゼラレタ身體検査モ無事パスシクシテ〇月〇日午後勇躍征途ニ就クコトニナツタ。驛頭靴ノ音勇マシク集リタル勇士ノ面々北鎮健兒ノ歌ニ送ラレプラットホームハ大混雜幹部ダケハ特ニ出場ヲ許サレテ彼ヲ激勵シタ。

武運長久祈願祭

三重刑務所

堅忍持久、長期建設の秋——燃え立つ限りなき銃後の赤誠を捧げて當所應召出征職員武運長久祈願祭は櫻ヶ岡に神鎮りますす佐伯神社大前に於て昭和十三年十一月二十日秋季例祭の吉日を卜していと嚴かに執り行はれた。

定刻午前拾時一同等目の跡も清らかに

掃き淨められた玉砂利を踏んで定席に就き肅然として開式を待つ、程なく開式の挨拶に次で手水の儀に入り、嚴かた修祓、續いて降神の儀に入る。時に陽光燦燦と照り映えて鬱蒼たる神木の綠意濃く、銀杏、楓の紅葉を染めて今日の盛儀を壽ぐが如く、神祠をかこめる玉垣のほとり神代ながらの瑞氣變變幽玄の氣自ら神域にたゞよひ溢れて自ら肅然として襟を正さしむるものがある。齋主大市神社宮崎社は玉砂利を踏んでしづしづと神前に進み、伶人の莊重幽雅なる奏樂、嚴肅森嚴なる警蹕裡に恭しく開扉の儀、靈光燦然として輝けば、敬虔清淨の靈氣神域にみちみちてあふるゝを覺ゆ。

大陸の北に、南に、神速果敢、勇戰奮闘を續ける皇軍將兵の武運長久を感謝の涙を新にして私達は熱烈に祈る。瞑目すれば歡呼の聲と旗の波、勇躍征途に就いた日の莊嚴と歡喜にあふれた出征諸士の顔がクローズ、アップされて險にフラッシュ、バックする。途切れ勝ちながら社

司の言々句々人の肺腑を突く。誰の瞳も感激に輝いて見ゆる。健げな銃後の心意氣に燃えてゐる。



續いて齋主、祭主荒卷所長、遺家族代表次々に鞠躬如として、神前に參進、恭

しく玉串を奉奠、再び莊重幽雅なる奏樂の音と共に撤饌の儀あり。續いて昇神の儀に入り、嚴肅なる警蹕裡に閉扉參列者一同鳴りをしづめて肅然襟を正して頷くのみ。

### 宮城刑務所

#### 大麻奉齋鎮祭式狀況

##### 宮城刑務所

宮城刑務所では今回神祠の御造営工事が竣成したので去る十一月三日明治節の吉き日を下し大麻奉齋鎮祭式並に皇軍武運長久祈願祭を行つた。この日快晴の秋日和にて來賓として宮城控訴院長、同檢事長、仙臺地方裁判所檢事正を初め判檢事、保護觀察所長、東西本願寺別院輪番其他並に本所及仙臺刑務支所職員及收容者等約九百餘名が掃き清められた祠前に整然と參列し午前十一時三十分開式し修祓の後嚴かなる奏樂の裡に大麻を奉迎奉安し、祝詞奏上、玉串奉奠等次々に恭し

く執り行はれ、續いて皇軍武運長久祈願を執行したのであつた。終りに臨んで小橋川刑務所長は敬虔な語調を以て受刑者に對して訓示を與へ十二時半嚴肅裡に式を閉じた。

尙式後午後一時より正門前遊園地に設けられた奉祝會場に於いて、控訴院長、檢事長始め來賓及職員一同參列の上先づ今回刑務協會總裁閣下より表彰せられたる二十五年勤績者及十五年以上苦勤者の表彰状を、刑務所長より傳達したる上、宴に移り主人側の挨拶の後岩松檢事長閣下より懇篤なる激勵の祝辭を頂戴し、祝杯を擧げつゝ主客歡を盡し午後二時檢事長閣下發聲の下に一同萬歳を奉唱して盛況裡に散會した。引續き午後二時よりは應召職員の遺家族を招待し會議室にて所長親しく慰問の言葉を述べて種々懇ろに稿つた。

#### 秋季自治運動會

##### 川越少年刑務所

てくれればよいがとの不安は、しかし、全く杞憂に終つた。即ち、豫想外の出來榮、今までにない好成绩であつた。雨は降つて來ても誰一人として雨を氣にする者はない。一絲亂れず、係員だけではなく全生徒が競技に全精神を打込んでゐる。

角力も熱戦だつた。雨中の閱兵分列式、どろんこの戦闘教練はその日一段の異彩であつた。來賓席から「教練を見ればその刑務所の成績がわかるものだ仲々立派なものだ」といふささやきが聞かれる。

川越の自治運動會は成功した。それは顧みて職員自らの全く驚嘆である。此の成功は雨中を熱心に最後まで視察激勵下さつた正木檢事はじめ來賓方の變らざる行刑への熱意と子供への愛に負ふところが多きことを感謝しなければならぬ。

「囚人の改善は先づ彼等が自己の責任を自覺するに始まり、この自覺は本人の經驗に俟たねばならない。彼等に自由を與

川越少年刑務所に於ては去る十一月三日菊花薫る明治の佳節に當り秋季運動會を開催した。當日は遙々、正木、金澤、松藤、武松四大審院檢事先生其他多數の來賓があつた。

今回は一つの試みとして「全部收容者の自治責任に任かせてやつてみよう。我は來賓としてとくと見物することにしようではないか」との新所長の趣旨に依つて收容生徒に一切を一任することになつた。さうなると、「いや今迄職員がやつても仲々うまく行かなかつたのに收容者に一任したのでは喧嘩其他の事故が頻發しよう。少くとも運動會がうまくそのプログラムを終へ得るかどうか」と心配する人もあつたが、案ずるよりは生むが易く、此の第一回自治運動會は來賓及び職員の驚嘆のうちに立派に成功した。

先づ運動會の係員は收容者をして選ばしめるのが適當であるが十一月三日は八名の假釋放者がある關係上若しそれ等の者が選舉されては當日になつて支障を來

へその自由意思に依つて是非の判断を爲さしめ、體驗に依つて彼等の眞の生きる道を最も良く自ら學ばせねばならぬ」とはオスボーンの絶叫したところであつた。少年受刑者によつて成し遂げられた自治運動會は一つの理想への第一歩である。

生徒の感想の一端をたゞけば、曰く自分は所内整理といふ大役を仰付けられ、さて自分は何も分らないのであるから、此の大役が無事に務められればよいがと思ひました、もしこの大役が努められなかつたらそれこそ一大事故容者一同又班の名譽にもかゝはると思ひ胸の中で此の大役無事に果される様にと神佛に祈りました。

……明治節の式が終り運動會となり自分の役がいよ／＼來たなと思ふと胸が急にドキ／＼して思ふ様にいかなくなり、これは大變だと思ふと、所長様の顔を拜して急に元氣が出て來ました、先ほどの胸のドキ／＼も治まり一

生懸命になつて役を務めましたので競技にもまごつかず競技は無事に進みました。

…… 正木先生の御講評を承り自分は一日も早く出所致して 天皇陛下の忠良なる國民となり一生懸命に御國に御奉公致す様心にかたく誓ひました。

…… 一つ記録の方はなれぬ爲と混雜の爲に少し正確を逸したがこれも此の運動會は我々の手でやつてゐるのだといふ自覺心のために野次も飛ばずにすんで行つた。

…… どんな者でも總べてを任せられるとどんな事があつても完全に成し遂げねばならないと云ふ感じが湧いて来て今までに味つた事のないやうな力が出るものだと教へられた。

…… 何等の事故もなく無事終了することの出来たのは私達拾三名の委員の指示を所長殿の命令と心得て下すつた收容者諸君の賜と喜んで居ります。  
…… 東の醫務所の方には今日は客と

して擔當先生方が並んで腰掛けて競技を見て居られましたか、相變らず腰に劍を吊り肩に新しい肩章が今日はいかめしく私の目に映りました。これを見た時、私の頭に次の様な事柄が浮びました。今日のやうな日には背廣に中折帽と云ふ柔らかな服装であつて欲しい。

### 小田原 川越 兩少年刑務所 第一回協議會開かる

#### 川越少年刑務所

小田原、川越兩少年刑務所に於ては我が國少年行刑に於ける兩所の特質に鑑み相互に其の資料と研究とを交換し、以てひろく少年教化の刷新強化を計らんがため、新たに兩所間に協議會を開催せられることとなつたが、其の第一回協議會は去る十月三十一日小田原少年刑務所會議室に於て開かれ、有意義なる成果を擧ぐる所があつた由にて、わが行刑界に劃期的なる此の舉が回を重ねて着實に發展す

ることを祈ると共に會議の議決事項が議決にのみ止まらず……ひろく實行に移されることによつて此の協議會を眞に意義あらしめられむことを望むものであるが、此の協議會開催の趣意書(略)及第一回の會議情況概略は次の如くであつた。

#### 第一回協議會情況

- 一、議題及ヒ議決事項
- (一) 少年受刑者ニ對スル情操教育ヲ如何ニスヘキカ
- 本問ニ就テハ兩所ノ實際ニ付説明アリタル後次ノ諸點ヲ考究實踐ニ資スヘク列擧ス
- (1) 少年刑務所敷地ノ撰擇
- 少年刑務所ノ地タル土地高燥ニシテ風物雄麗居常自ラニ情操ノ高澄ヲ致ス程ノ地ヲトスルヲ要ス
- (2) 少年ニ於ケル「刑務所」名ノ廢止
- 少年刑務所ナル名稱ヲ廢止シ他ニ適當ナルモノヲ撰フコト
- (3) 音樂教育
- (イ) 音樂教師ヲ採用シテ先ツ音樂的

#### 素質ヲ養ヒ

- (ロ) 少年行刑教育令ヲ改正シテ唱歌ヲ全學級ノ正課トシ
- (ハ) 愛國行進曲ノ類及ヒ讚佛歌ノ如キ宗教的唱歌ヲ正シク唱フコトヲ教ヘ
- (ニ) 更ニ「ラツバ」鼓隊ノ編成ニ迄及フヲ可トス
- (4) 映 畫
- 刑務協會ノ巡回映畫ハ回数少キヲ以テ之ヲ補フ爲隨時ニユース映畫等ヲ利用スルコト
- (5) 自由園藝
- 本件ハ個性審査上ニモ參考トナル所多ク又フレーム利用ヲ可トス
- (6) 小鳥飼育
- (7) 女職員ノ採用
- 少年刑務所ニ於テハ現在女事務員ノ採用ヲ禁セラレ居ルモ、女事務員ノミナラス直接少年ニ接スル職員ニ付テモ一部女子ヲ用フルヲ可トセサルヤ(現ニ多摩少年院ニ於テハ看護婦及炊婦ヲ認メラル)ニ

就テハ結局甲論乙駁決定スルニ至ラス本件ハ別ニ後日ノ議題トシテ殘スコト、セリ

#### (二) 少年受刑者ニ許サルヘキ自治ノ具體的範圍如何

本問ニ就テハ少年受刑者ニ於ケル自由剝奪ノ緩和ハ如何ナル限度ニ迄許サレテ然ルヘキカヲ議スルコト、シ先ツ兩所ノ實際ニ付説明アリタル後左ノ通り議決シ漸時實行ヲ期シタリ

#### (A) 一般自治ノ限度

自治ハ原則トシテ累進級別(進ンテハ累進級別刑務所)ニ依ルヲ可トスヘキモ今日ノ實狀ニ於テハ高級者ノ場合ノ他適切ナラス却テ各級混合ノ上輕度ノ自治ヲ認ムル方自治訓練上妥當ナルヘシ而シテ此ノ一般的自治ニ於テハ工場或ハ舍房ヲ單位トシ各班長ヲ置クモノトス

(1) 自治班ニ關スル中合ノ制定

- (2) 班長候補者ノ選舉
- (3) 自治犯則者ノ自治班員ヘノ陳謝
- (4) 班長ノ指揮下ニ工場浴場教場教誨堂教練場運動場ヘノ出入
- (5) 運動會及學藝會ノ準備進行其他ノ主催
- (B) 第一級者自治ノ限度
- (1) 夜間舍房自治
- (2) 累進處遇令ニ依ル諸優遇ノ自治的實施
- (3) 所内勤務奉仕ノ自治的執行
- (4) 四大節式日晚餐會
- (C) 個人自治ノ限度
- (1) 獨 步
- 第一級者ハ原則トシテ全部獨歩許可ノ有資格者トシ第二級以下ノ者ハ特例トシテノミ之ヲ許ス
- (2) 外 出
- 本件ニ就テハ論及ノ時期ニ非スト決ス

而シテ

(イ) 自治觀念ノ基底ニハ同情ト信任トヲ

必要トシ

- (一)自治ノ正シキ運用ニ依ツテ少年受刑者ニ自覺的ニ秩序ト高潔ト簡素トヲ教フヘク
- (二)自治ノ範圍ハ其ノ決定權ヲ一ニ所長ニ於テ保留スルヲ要スルモノトス
- 一、次回ノ議題
- (一)少年ノ教育ニ就キ改善ヲ要スル點如何
- (二)少年ト準少年ト如何ニ處遇ヲ異ニスヘキカ

秋季大運動會

岩國少年刑務所

明治節の佳日、麗かな晩秋の空はからりと晴れて清新の氣ひとしほみつる絶好の運動日和であつた。午前十時拜賀式終了後、直ちに運動會開始準備にとりかゝる。定刻午前十時半所長以下各幹部職員並來賓十數名臨場すれば、小笠教務課長より運動會開催の挨拶ありて喇叭吹奏

裡に國旗掲揚式を行ふ。國歌を奉唱、劈頭第一、全員合同連續二回のラヂオ體操、續いて百米競走に愈々競技の火蓋は切られた。何れも負けじと引締めた鉢巻も威勢く無邪氣に見えた。ズドン號砲一下、草駄天の如く力走奮走ぐんぐん頭張る、カーブで轉ぶものそれに重つて又轉ぶ、あはて、飛び起きたかと思ふ内早や勝負が決せられてゐる。小隊對抗の騎馬リレーが始まる、乗馬用意の合圖に今か今かと號令を待つもどかしさ、やがて號令一下双方元氣よく出發する、あわてて騎手がふり落され頭をかきく、又乗る様の面白さ、馬が躓いて騎手諸共に轉がるもおおしく次いで依運びに力の自慢、要領よくくるりと擔いでかけつては軽く次へ渡す者、容易に肩へあがらず背負つてかける腰付きの滑稽さにドット爆笑の聲が擧る。

で武装を整へ先を競ふ、メートルが解けて注意をうけてはあわてふためいて拂らず、銃を忘れて懸命に走るあはてものもあつて仲間面白い。

次にえんや／＼の掛聲勇ましく綱引が始まるかと思へば、一方では二人三脚で歩調が揃はず重りあつて轉ぶ、あわて、起きて又轉ぶもおかしい。

かくて競技も愈々白熱化して排球決勝行はる、選手の意氣物凄く何れも劣らぬ奮戦振り、精一杯の力もてボールを打ち返し線外へ飛び出し思はぬ不覺を取つてペソをかく。

次で小隊對抗の騎馬戦はさすがに緊張、號令一發、どつと擧る喊聲に紅白入亂れて戦ふ様は物凄く互に組付いたまゝどつと地べたに落ちて觀衆をひやつとさせる。續いて千米競走、倒れて後已むの概があつた。

鈴割競争が始る、場内中央高く垂された紅白二つの鈴に群がり投る毬の、秋空に入亂る、中鈴は二つに割れて五色の花

びらが紛々として降り注ぐ中に小鳩の勇ましく中空に輪をまがき乍ら舞ひ上る様は限り無き希望に燃ゆる少年の胸を強くついたことであらう。

細もある、最早觀衆は總立となつて應援を始めた、選手も一生懸命、應援も力一杯、全く會場は昂奮の坩堝と化した。

かくて豫定通り午前中の競技を終り晝食を攝る、場内へ臨時に並べられた食卓に一同つく、赤飯の握りに豚汁の舌鼓、やうやく腹拵へも出來て午後の競技を待つ、定刻一時競技開始、先づ此の日の呼び物工場對抗優勝角力だ、今日の一番こそと力一杯、精一杯、互に負けじと奮闘する様龍攘虎搏のそれにも似て平素鍛へた妙技の發揮、觀覽席では手に汗握つて勝負を見詰る。次は彌次喜多道中、關所難所が仲々越せずあずり返す様も面白く職員各課對抗ザル引リレーともなれば、あやしげな腰付、老年層の足取可笑く毬の入つたザルを引張る、實に和氣藹々たるものがある。かくて午前の豫選に引續き工場對抗リレーの決勝、スタートは切られた、半身裸體で死物狂ひに疾走する

最後に本日の掉尾を飾る模擬戦こそは當所の誇とするところ、若人達の面上にはひとしほ緊張の色が漂ふ、假想敵陣地への總攻撃體制は整へられた、敵の防禦陣地も仲々堅固である、鐵條網が最前線にはりめぐらされ味方の進撃を極度に阻む、工兵隊の爆破作業が一段と人目を惹く、勇敢なる肉弾の三勇士は破壊筒を小脇に挟んでじり／＼と迫る、鐵條網寸前で轟然たる大音響と共に炸裂すれば見事一條の突撃路が開かれた、纏て一面に煙幕が布かれる歩兵の前進、後方から迫撃砲の物凄く音が地軸をゆるがして聞える、豆をいる如く打ちつゞけられる機關銃の音に鼓膜も破れそうである、敵陣數十米へ達した頃手榴彈が盛に飛ぶ、突撃喇叭が勇ましく鳴り響く、ワーツと云ふ喊聲諸共敵陣へ突入すればさしも堅壘を

たのむ敵陣もひとたまりもなく陥落する時靜かに休戦喇叭が鳴り響く、續いて密集教練一糸亂れぬ活潑な動作と眞剣な態度には思はず嚴肅な氣に充たされた。終りに所長への閱兵分列あり、次いで會長より本日の運動會に對する講評があつて優勝旗授與を行ふ、最後に全員愛國行進曲の合唱に士氣益々あがる。

かくて一同國旗へ對し注目を行ふ、時正に午後三時半、深い感銘と歡喜の裡に滞り無く閉會した。

收容者秋季陸上運動會の概況

姫路少年刑務所

十一月三日此の日晩秋の陽光和かに、蒼空高く大氣澄み靜穩絶好の日和であつた。朝來佳辰を誇く嚴肅莊重なる諸般の

行事も滞りなく終了し、残るは收容者一同待望の運動競技會あるのみとなつたので、午前十一時三十分永田所長は收容者一同を運動場に整列せしめ、開會の辭に併せて運動競技に關する各般の注意訓示等を與へた後、先づ前年度に優勝したる混成班の優勝旗返還の式を擧げ、次で全員運動歌合唱の上、一齊にラヂオ體操を行つた。豫て用意のレコードからは絶えず明朗輕快なメロディーを場内に送つて、六百の青少年の意氣漸く高潮して來る。

やがて競技開始の合圖と共に、全員は各年次別にそれ／＼所定の位置に集合する。待望の競技は先づ第二年次の徒歩競走によつて其の幕を切り落された。拍手と喚聲との裡にプログラムは順次に進められる。本年の競技種目は例年に比し頗る多種多様であつたにも拘らず、各係の統制の下に一糸紊れず、極めて秩序良く進行せられたのは嬉しい。畢竟平素の團

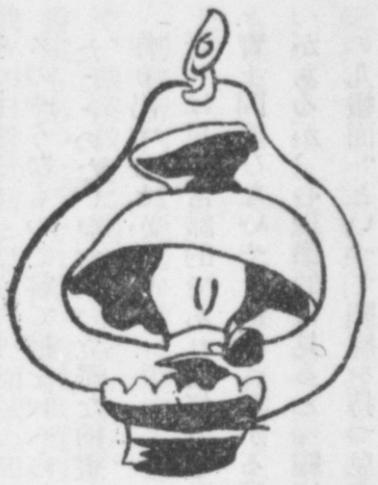
體訓練の成果が遺憾なく發揮せられたのと之れに加ふるに各係員の綿密周到なる準備と心盡しとが巧に調和された結果であつたことは言ふまでもない。

午後零時三十分、嚙曉たる喇叭の音と共に、全員一と先休憩、各自所定の位置に戻り、日の丸の握飯に舌鼓を打つ。午後一時十分競技は再び開始せられ、レコードは復た壯快なリズムを奏で始める。プログラムは順序よく進められる。各種目は夫れ／＼獨特の興味を喚び、緊張と興奮とは益々高潮して來る。個人競技に將た又團體競技に有らん限りの力闘を續けて、熱戦また熱戦午後二時頃綱引競争のときには、職員さへも遂に熱狂して全く白熱戦を演ずるに至つた。

午後三時收容者全員に對し、今日の佳節を壽ぐ紅白の餅が特別に給與される。少時休憩、甘味に舌鼓を打ちたる後、間もなく今日の掉尾の呼物たる各工場對抗リレーレースが始まる。第一、第二、第

三、第四、第五の各工場班、混成班及特に加へられた職員班が入り亂れて、此所を先途と争ふ有様は、めざましいと言はるか、勇壯と云はうかいづれも必勝の意氣に燃えて眞劍味は一段と加はる。各選手は勿論應援團も、敵も味方も總て皆一様に手に汗を滂つて勝敗如何にと眼を離つた。斯くして各班善戰の結果、凱歌は遂に第三工場班に揚り、優勝の榮冠は同工場班の手に歸した。

四十回に亙る競技種目の全プログラムを終るや、全收容者は運動場中央に集合整列、再び一齊にラヂオ體操を行つた後、所長より各工場代表者に賞状を、優勝班たる第三工場代表者に優勝旗を、夫れ／＼授與された。此の間拍手の音場内を壓し、歡喜の色は全員の面を包むた。次で所長は閉會を宣し同時に今日のひと日の勞を犒ひ、午後四時和氣極めて藹々裡に無事怡しき恒例の運動競技會を終了した。



### 切抜帖

保護少年より一躍軍神へ轉向

昭和十二年より同十三年に至る日支事變期間に、東京少年審判所内、保護少年にして陸軍兵となりし者百四十四名、海軍兵となりしもの十二名、航空兵となりしもの五名の多きに達したが、就中忠勇群を抜いて軍國の華と散り英靈長へに生きて國家を守る軍神と化したるもの左記四柱を數ふるに至つた。

- 功七 天野國光(伍長)
- 同 林松之助(上等兵)
- 同 中山純吉(同)
- 同 關谷節義(同)

——法律新聞一一・二八——

#### 出征遺族の問題 法廷で裁かず

戦歿將士の遺家族間に起る扶助料の相續權その他に關する紛争を法廷に持出すことは、事柄の性質上面白くないことで、調停制度を設けて當事者間の妥協により圓滿に解決することは、銃後強化のために緊要な措置であり、家族制度の淳風美俗を保つ所以でもあるといふので、司法省を始め各關係官廳の間に於て家庭事件調停制度の確立に就て審議を進めてゐたが、大藏省は右に要する明年度分經費廿四萬圓(九ヶ月分)を承認したので、明年七月から全國各區裁判所に、家庭事件調停係を置き、獨り戦歿將士の遺族の間に於

ける紛争のみならず、その他一般家庭の紛争事件をも當事者の任意の申立によつて、内密穩便に調停解決することになつた。右に關する法律案は、目下法制局で審議中である。なほ目下審議中の民法中親族及び相續編の改正に際しては、法制審議會の決議に基き、家事審判所を創設して骨肉間に於ける訴訟を提起することを妨げない。

#### ——中外一二・二——

#### 特異兒童の自由畫や不工開展

早大文學部の心理學教室主催で大隈小講堂に特異兒童勞作展が開催されてゐる。趣旨は全國に五十萬と稱せられるこの種兒童のうちには、智能の劣等といふのでなく寧ろ特異性が強いたが、一般兒童とは軌を一にしないことがあり、この社會問題を解決するためこれ等兒童を持つ親の考ふべき點を、特異性兒童の手になる作品を通じて指

示しようといふ試みである。

出品は厚生省及び東京府その他社會事業團體の支援の下に千葉縣市川に設けられた特異兒童教授施設「八幡學園」の園兒の勞作品で、これにつき早大の戸川講師は語る。

「精神薄弱の兒童のなかにはこれをよく調べてみると極めて強い特異性を持つたものがあり、例へば木材には非常な趣味を持つて意外に勝れた木工物を作ることがあり、色紙を持たせると廿色でも廿五色でも巧みにはりこんで印象派風の素晴らしい繪畫、圖案を作る兒童もあり、クレパスのやうなもので嘗て繪を教へられたことのない兒童が、立派な繪畫を作り出すことが多い。

吾々は單に常識的であれば何でも教育上間違ひないやうに考へたがる癖があるが、心理學的に見ると、癲癩の「几帳面」といつて癲癩を持つ兒童

は全般的に非常に几帳面で五十人と

か六十人とかの群像を書いてそれに必ず人數丈けの下駄とか靴とかを書き添へるものだ。親の目には非常に几帳面のやうに思はれてゐる子供が却つて悲しむべき几帳面で有つたりする。

今度の勞作では各人の特異性が如何に異つて、そして夫々を伸ばして行けば常人並或はそれ以上の仕事の出來ることを作品で示して識者のこれ等所謂精神薄弱者の教育上に資せんとした譯だ」

——報知——

刑務所の紹介

虚心に報告したい

この間、ある地方の刑務所を參觀した。紹介者があつたので、日曜日ではあつたが、詳細に刑務所の現状について話をして貰ひ、看守の案内で内部を見せて貰つた。私はその點で決して刑

務所當局の親切を感じなかつたわけではない。

ところが、私に應接された看守長は私の名刺を見て、刑務所で見たと吳を、新聞や雑誌に書いてくれるなど吳も希望された。實は私はそれでは書きませんと氣輕に約束をして來たので、折角内部を見せて貰つても、それが書けないのを大變残念に思つてゐる。

あとで氣がつくと、世間ではその町が昔からその刑務所があることによつて知られてゐる程なのに、鐵道省で發行してゐる旅行案内には、記事の方にも地圖の方にも全然刑務所のこと書いてなかつた。それで私にはそこには何かの理由があるかと、初めて氣がついた。その事を機會があつて當局者に訊ねてみたところ、刑務所のことを書いてはならないといふ規則のやうなものには別に存在してゐないし、刑務所を

題材にした小説も現はれてゐるではないかといはれた。簡単に云へば書いても差支へないといふ意味の見解であつた。

刑務所内には免囚保護に關する部屋や、職業教育に關する部屋もあり、圖書室もあつた。それ等の施設は直ちに我々の日常社會と結ばれた領域の問題であり、ジャーナリストに依つて世人の注意を喚起することが何等かの役に立つ場合もあると思ふ。どうも私個人としては書かないと約束したので、今更約束を破りたくないが、もし内規でさういふ事が定められてゐたら、むしろさういふ部面こそ社會に報道させるやうに當局の一考を煩したいと思ふ。

——都一一・二二「大波小波」より——

保護少年授産に三千圓

——司法省より——

直方工業會が熟練工補充対策として薄倅な保護少年達に授産の道を與へ、

長期艱下に正しい日本少年を作り上げ

ようと、豫算約五百萬圓で計畫中の重工業訓練工場（假稱）は、福岡少年審判所でも非常な力瘤を入れ、實現に力めた結果、このほど司法省から建築費として三千圓を補助する旨の正式通告があつた。十日夜佐田、飯野正副會長は花田、宗理事等と上京、司法省を訪問して最後の打合せを行ひ、十四、五日頃歸京の豫定である。

——東朝一一・一二北九州版——

工場はいよ／＼決定的となつた。

——東朝一一・一二北九州版——

受刑者に自信

——燒いた炭は一等格——

秋田刑務所の新しい試みだつた受刑者製炭作業は、去る七月以來受刑者十五名、看守五名が山本郡藤琴村に合宿して、途中二度まで脱走騒ぎも起つたが、懸命な作業を續けてゐたところ、八貫俵千八百俵の楡・雜・白炭を製造

し、非常な好成绩で十五日作業終了、二十日歸所する。秋田營林局羽岡利用部長も

「何處へ出しても恥かしくない、一等格だ」

と折紙をつけた。この炭は秋田、山形

兩刑務所で使用するが、來年は五月から大規模にやるといふ。

上田局長談

「二度も脱走囚が出て世間を騒がせ

申譯なかつたが、他の連中は眞面目

によく働き、好成绩を収めた。これ

で自信もついたので來年はもつと大

規模にやる積りです」

——東朝一一・一七秋田版——

受刑者に事變ニュース

中尾水戸刑務所長は三百六十餘名の受刑者たちに、非常時日本の國策を認識させるべく、あらゆる角度から受刑者たちの啓蒙に努力を續けてゐるが、來る二十日の休日を受刑者の勤儉奉仕

日として全受刑者に那珂郡川田村不毛の官有林開墾を行はせることゝなつたが、今月末には全受刑者に事變ニュースを見せて、皇軍將兵の身命を賭して奮闘振りを知らしめ、ゆがめられた心を矯め直すことになつた。

—東朝一一・一九茨城版—

「きれいだ」と感歎

—多摩少年院を

訪れた満洲官吏—

滿洲國各省の社會課に主任級として働いてゐる青年官吏十五名が、十五日同國民政事務官于長運に引率され、十五日午前十時半多摩少年院へ視察に來た。小川院長の案内で生徒達の事業振りや勞作教育狀況、その他院内の衛生施設等をくまなく見学したが、取分け寮舎がきちんと整頓されてゐるのにすつかり目を丸くし「實に綺麗です」と感歎の聲を放つた。一行は交々

「まだ滿洲國にはかうした立派な教護院はありません……」と語つた。午後は府下刑務所を視察した。

—東朝一一・一六府下版—

受刑者にも大和魂

—領置金を

そつくり慰問費へ—

囚人の身でも皇國を思ふ眞心に變りはないと、受刑者二名が領置金を軍人遺家族の慰問費の一端に加へられたいと教誨師に申出たといふ銃後の佳話—

長崎浦上刑務支所の收容者等は前に五百餘圓の國防献金をなし、感激の話題を提供してゐたが、このほど更に神戸市、福山市出の受刑者が協力して毎日々々の作業に依つて得た領置金合計四十圓をこのほど同支所教誨師行友貫量師に差出し、軍人遺家族の慰問費の

一端に充て、下さいと申出た。同師は二十日縣恤兵委員部にこれを寄託したが、つぎの通り語る。

「本人らが匿名にして下さいと願出てゐますので、名前は申上げられませんが、一般受刑者もこんな淨い氣持を持つてゐるのですから、釋放後は前科者だと排斥せずに保護して頂きたいと思ひます—

—大朝一〇・二一長崎版—

司法保護中部聯盟大會

十月二十七日名古屋公會堂で結成式をあげた。司法保護中部聯盟の第一回大會は同日午後一時半から開會。棚町名古屋地方檢事正議長となり、司法大臣諮問の「司法保護事業と社會一般の聯絡を緊密ならしめる具體案」は二十一名の委員付託として審議することゝなし、岐阜縣保護會提出の「保護の實績をあぐるため各地保護團體の

主事を司法省囑託にする」の建議題は満場一致可決して建議として採擇し、残りの建議題は二十八日審議することになつた。

—大朝一〇・二八岐阜版—

栃木明德會國民精神

作興週間實施狀況

本月七日より一週間國民精神作興週間に當り、栃木明德會は保護邦國の精神を一般民衆に呼び掛け之が認識を深からしむるため國民精神作興に關する御詔書の御趣旨を奉體し、質實剛健堅忍持久の精神を堅持し國家總力戰下に對處し眞に更生の實を擧げしむるため日常の實踐に移し長期建設に一路邁進せしむることを目標に、左記の實踐事項を決定し之が實行運動を行つた。

記

一、「横斷幕」掲揚。

二、被保護者に對し實踐事項の徹底。

三、座談會の開催。

四、神社參拜。

イ 街頭宣傳の一環として一般民衆の關心注意を喚起高調のため栃木市驛前目貫の大通りに「伸せ保護の手市民のつとめ」と標語を抜き出したる「横斷幕」を掲げ往來の

大衆へ呼び掛けたりと、民衆の視聽を集め司法保護への再認識を深からしむるところ鮮少ならざるものがあつた。

ロ 被保護者に對しては實踐事項により眞に更生の實を擧げ現時の難局に對處するやう激勵文を發送し左の行事の實踐躬行を爲さしめ

た。

一、神社參拜を爲し戦歿將士並皇軍將士への感謝默禱。

二、神社寺院の境内又は戦死者の墓

地の清掃の勤勞奉仕。

三、銃後遺家族への勤勞奉仕。

四、無駄使を省き勤儉貯蓄を爲すこと。

五、早起の勵行。

六、強き明るき精神を持ち仕事に精勵すること。

被保護者は何れも深き感銘を受け自新更生の一途に邁進すべき決意を披瀝し本會を訪れるもの數名あつた。

ハ、八日午後六時より栃木明德會に於て役員並一部刑務職員參集し座談會を開催し保護會の趣旨を徹底することに申合せ之が實現に邁進することゝした。

ニ、十三日本會役員は午後一時より縣社大平山神社に參拜皇軍將士への感謝と戦歿將士への默禱を捧げ散會した。



### 海外異聞録

#### ◇娘一人に母親三人

最近米國コネチカット州ウエストポートの判事オースチン・ウエイクマン氏は珍しい難事件にぶつかつて、三人の母親の間を調停役として、日に何回となく足を運んでゐるが、事件はかうなのである。

結婚以來十五年、子供のない家庭の淋しさを啣つてゐたウイリアム・H・バタリー夫妻が去る九月ウエストポート養育院を訪ね、收容中のベティ・ルイといふ生後十ヶ月の女兒が茶色の眼をくる／＼させてなつて來るのので、つひ家に連れ歸り我子同様に可愛がつてゐた。さて此の兒の母親アンナ・ブラコスといふ女中さんに愛兒譲渡しの署名を求めようとして捜すといつの間

にか子供を置いて母親はニューヨークに轉住、其の居所さへ知れない。已むなくベティ・ルーを一時養育院に返して母親フラコスの居所を突き止めることにした。ところが一ヶ月後同養育院を訪れたウルター・R・ブラウン夫妻が、又このルーちゃんに魅力を感じ、逸早く母親の居所を發見、譲渡しの署名を得てしまつた。

そこで訴訟となつてしまつたのだが、どちらもこの子の兩親として立派な夫妻であり、劣らぬ愛情を持ち、又非常な熱心さで子供を求めてゐる。ウエイクマン判事は處置に困つて東奔西走、何とかうまい解決策を得ようとしてゐるが、ドルの國アメリカでもこれだけは金で納まりさうもないとのこと。

#### ◇寫眞に罪あり

マサチューセツツ州メドフィールドの小學校教師クリスチャナ・アラ嬢(二二)が去る十月一日土曜を利用してボストン市に買物に出かけた。恰度獨軍チエツコ進撃の日だつた。ボストン市民は英國領事館の前に群がつてチエツコ領土割讓の不當を鳴らして示威運動を行つてゐた。一人のいたいな少女がチエツコを

賣つた」と大書した立札を持つてよるめいてゐた。通り掛つたアラ嬢は咄嗟にこの少女を抱きあげた。新聞社の寫眞班は忽ちこの美人の先生と「チエツコ」を賣つた」の立札を一緒にパチリとやつた。ところがこの寫眞が翌日の新聞に大きく出ると、メドフィールド町の住民たちは「アラ嬢は共産主義者」だと非難し出し、遂に最近に至りメドフィールド小學校の父兄は秘密會を開き「アラ嬢は外國政府の處置に反對する不當なるデモに参加したもので教師たる資格なし、彼女は即刻職を免ぜらるべし」と聲明を發し、州教育界の大問題となつてしまつた。

しかもアラ嬢の父親フレッド・アラ氏は「我々は勵じて共産主義者ではない、神聖なる教育に當る者の地位がかくの如き些事によつて左右されるとは奇怪千萬」とばかりボストンの某辯護士を代理人として法廷に出ても争ふといふことになり益々事は大きくなるばかりである。

#### ◇九十四歳翁の離婚訴訟

最近イスタンブールの第六法院で珍しい離婚裁判が開かれた。原告ベティ・フェリツドは九十四歳の老齡にも

#### ◇駈落者に新法令

米國の駈落者の天國がなくなつた、といふのはメリーランド州のエルクトン町といへば結婚が極めて無雜作に且つ立ちどころに出來る所から、離婚の都りノーと並んで駈落者の天國と呼ばれ、米國では結婚が本人同士の意思に反して少しむづかしくこんがらがつて來ると、すぐこのエルクトンに道行きをきめこんで無雜作に結婚式を擧げ、天下暗れての夫婦といふ既成事實をつきつけてゐたものだが、最近町の選舉で一爾今當市に於いて結婚せんとする者は結婚許可證を得てから四十八時間以内に結婚式を擧ぐるを得ずと決定した。駈落者にとつてはこの四十八時間(二日間)が非常に大事な時間なのだから、駈落者の天國はかくてはなくなり消え去つてしまつた。ところがその影響を蒙るのは今までこれ等の駈落者を相手に商賣してゐた自動車運轉手、床屋、ホテル業者などで、これは駈落者以上に暗い顔をしてゐるとのことである。

拘らず老いて益々旺な男である。着席審理を開始した判事に對するフェリツド翁の申立は斯うだ。

今回私が妻との離婚を申請したのは、最近妻に對してすつかり倦怠を感じ、家庭生活に更に興味を持たなくなつたからです、といふのは、彼女は元來非常に厳しい性格で、家庭生活に適しない上に、今では歳も既に四十に達してゐる、私はもつと若い妻が欲しいのです。

すると哀れな彼の妻が判事の前に進み出て。

私は彼の十番目の妻です、彼は第一番目の妻を娶らうと思つてゐるのです。

と抗議した、九十四翁の此の呆れた離婚訴訟には、判事も傍聽人も暫く開いた口が塞がらなかつた。審理の結果判事は名判決を下した。

即ち

ベイ、フェリツドの離婚訴訟は却下す、凡そ如何なる男にとつても、よし彼の生涯が九十四年といふ長年月を経たとしても、結婚は十回を以て充分なるものと認められるからである。

#### ◇人の顔は醜い

生れつき盲人が想像のうちで人の顔をどんな風に畫くか、最近發行の英國醫學雜誌は一少女の經驗として盲目から目明きとなつた刹那の感想を載せて話題となつてゐるといふ。

右の感想に依れば、盲少女は人の顔がどれもこれも美しくそして嬉しさうな顔だと思つてゐたところ、手術を受けてさて人の顔を見るとあまりにも醜惡で悲しさうなのに大變失望し、苦心の末手術に成功した醫者や大金を投じて娘の不幸を救つた兩親をひどく罵つたといふ、この場合盲目が果して少女にとつて不幸か、兩親の慈愛が果して誤りか、少女の嘆息が正しいのか等、いろいろの解き難い疑問を提出してゐるが、目下ロンドン學界ではこれを繞つて論争の火花を散らしてゐるといふ。

#### ◇電燈使ふべからず

ドイツやイタリーから追はれたほどの世界の嫌はれものユダヤ人は、イギリスのはからひでいまパレスチナに大勢留つてゐるが、そのアラビヤ人と非常に仲が悪く、争ひが絶えないが、今度アラビヤ人の間で「電燈を使ふべからず」といふ命令が出た。それは防空の燈火管制のためでなく、電氣料の儲

# 書道講座

## 書道の變遷 (十六)

### △歐陽詢

歐陽詢は初唐の人、字は信本、陳の武帝の永貞元年に生れ、貞觀十五年八十五歳で歿した、唐の四大家の一人である。性明敏にして經史に通じ、太宗皇帝の貞觀の始めに率更令に至り渤海男に封ぜられて銀青光祿大夫となつた人である。書は王羲之を學び、筆力峻勁、結構整正、各體をよくし最も楷書を得意とした。歐陽詢あるとき、雲靖の碑を見て欣仰に堪へず、低回去ること能はず、その碑の前に端座すること三日三夜、遂に其の筆意を悟得して立去つたと傳へられてゐる。書を學んで熱心なること如此遂に大名を後世にのこした人である。

## 高橋白鷗

歐陽詢の楷書は、歐法と稱せられ、趙子固が推して楷法の極則となしてから一人の異議を挿むものがない。この時は大家巨匠踵を接して輩出し前後に比類なき隆盛を見た。一般に整正謹密なる楷書が書かれ、楷書の全盛を極めたることは我が平安朝の草假名にも比すべきものである。今日學ばれてゐる方正

億兆始以武功壹海  
内終以文德懷遠人  
東越青丘南踰丹徼

な楷書は大方この時代に據るものが多いと思ふ。化度寺碑、この碑は歐陽詢七十五歳の書である。九成宮醜泉銘と共に楷書の極則として初唐の書史の上に萬丈の光焰を放つものである。書風品位高く筆力遒勁、歐の書中第一等に推すべきものとされてゐる。惜いことには損缺が多いのと、良拓のないのが遺憾とされてゐる。九成宮醜泉銘、歐陽詢七十六歳の書とされてゐる。太宗の時に、隋時代に造營されてあつた仁壽宮なるものを改修して、九成宮と稱し太宗皇帝の離宮とされた。或る時皇帝は皇后と共に離宮の庭を散歩せられた。その時に西城の陰に地の潤あるを發見せられ杖にて導きたるに浚々

として靈水が涌出て來た。名付けて醜泉銘となし、名臣魏徵をして文を撰ばしめ、歐陽詢に命じて書かしたものが、九成宮醜泉銘である。その書たるや結構整正にして峻嚴、用筆清勁にして沈着書風渾厚にして風韻に富み、天下の絶美を鍾め歐陽詢の書中最も名高いものである。凡そ書を學ぶものにして歐陽詢の九成宮醜泉銘を一本備へ置かざる者はあるまい。有名なものである。皇甫君碑、この書も歐陽詢の書として廣く知られてゐるものである。歐の何歳の時の書か、不明であるが貞觀初年の作とされてゐる最も壯年の作であらう。九成宮醜泉銘に比すれば些か品位は下る感はあるが峻拔遒勁なる筆力は醜泉銘にもゆづらぬものである。此書の拓本は種

種あつて、線斷本が最も稀く、三監未存本これに次ぎ、摹刻本に李氏、裴氏の二種がある。結構嚴正なる書として古來楷書の範とされてゐる。虞恭公温彦博碑、歐陽詢八十一歳の書で最も晩年の作である。平正婉和、其の結構は醜泉の開張に似ず、亦皇甫の峻拔にも似ず、實に歐一代の得意の作と評されて居る。憾むらくは原石の損失甚しく其の全文を見る拓本は今はないといはれてゐる。歐陽詢の行書には、卜商帖、張翰帖、仲尼夢奠帖等がある。これを總括して史事帖と稱す。書風勁峻、武庫の矛戟の如く誠に氣持のよい書である。我が國の嵯峨天皇の宸翰と傳へられる李嶠詩に酷似してゐるのは不思議とされてゐる。

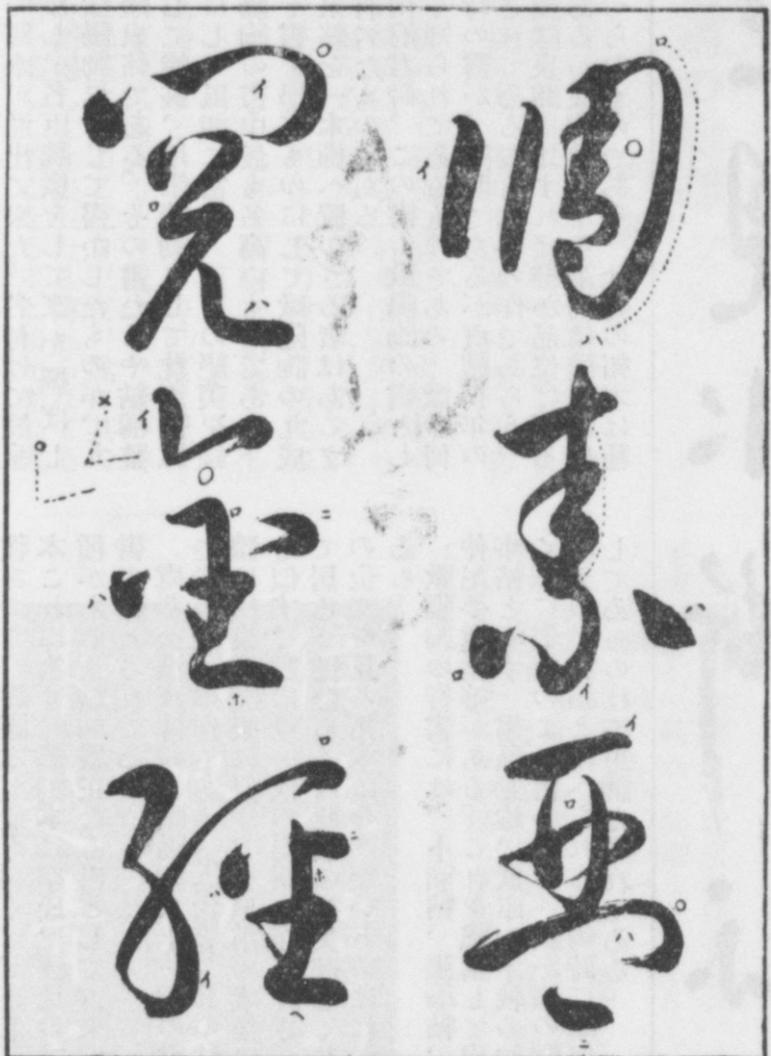
その外歐陽詢の書で草書千字文がある。又隸書で唐隸第一と評される房彦謙碑がある。(寫眞掲載は九成宮醜泉銘である)撫臨億兆一始以武功一壹シ海内一終以文德一懷遠人一東越青丘一南踰丹徼一調、イの筆は短かく太めに、口の處思ひ切つて右上に、ハはぐつと左下に、○の處せまくならぬやうに。素、點線の間を長めに引かぬとせまくなりませす。イの筆はあまり長くならぬやうにしつかり押へて口に移る。ロ、ハは共にどつしりと打つ、この二つの點輕くなると面白くない。琴、イの筆右上に、口の間が廣くなると散漫になります。○のところ押へぬ心

己見水漸深  
知春多滿  
皇立州

己卯新正 白鷗書

持細目に轉折す。ハのところせまくな  
らぬやう、ニは筆意を充分に輕くなつ  
てはいけない。  
閱、○のところ細目にそして押へずに、  
イのところせまくなぬやう、ロのと  
ころに注意兎角このろとこせまくなり  
勝ところす。ハの筆はあまり右下に  
長くなぬやうに。  
金、イの筆は傍の點線に注意、×の方

は不可○の方の方向に筆を運ぶ、○の  
間せまくなぬやうロの筆と上の劃と  
くつつかぬやう、ハは充分左に、ニは  
充分に右に何れもどつしりと輕くなら  
ぬやう、終筆のホの筆又輕くなつては  
面白くない。  
經、イの筆氣持内側に、ロは思ひ切つて  
右上にあげる、ハは充分に筆を突込ん  
でニに移る、ホの簡所せまくなぬや



調素  
琴閱  
金經

う、への終筆できつちりとこの字を統  
一す。

第四回競書募集

- 一、課題、本號課題揮毫のこと、一人一  
枚。
  - 一、隨意、古碑帖臨書、又は自運何れに  
ても可一人一枚。
  - 一、條幅、小畫仙半截大、書體隨意一人  
一枚。
  - 一、送先、東京市品川区西品川三ノ八三  
一高橋白鷗宛送付のこと。
  - 一、締切、二月五日。
  - 一、發表、三月號本欄。
  - 一、注意、級位あるものは、級位、所  
屬、氏名、號、を明記せる紙片を貼  
付すること。
- 新に應募する者は級位に新と記する  
こと。  
最近書道は一般から非常に認識を深  
くせられるやうになつて來ました。  
競ふて應募せられんことを切望しま  
す。

毎月  
募集

刑政詩壇

切 毎月十日限  
用紙 隨  
姓名 雅號 併記  
コト

雪山川田瑞穂選

○恭賦朝陽映島 岩川 江村繁太郎 高松

扶桑旭日出天門。 萬戶春風仰聖恩。 禹域干戈猶未斂。

光輝定合照中原。 雖不切于題意。 措辭則雄宏。 有吞禹域之概。

○新年書感 一杯椒酒一萍身。 閑來敲句又何覓。

坐對梅花意自春。 只想西征萬里人。 得詩人溫敦之旨。

○勅題朝陽映島 白玉 井上泰完 旅順

白玉峯頭遠放眸。 滄溟萬里一帆浮。 東天忽見朝暉輝。

淑氣深覃五大洲。 皇威光被宇內。 先有此瑞兆。

○雪中即事 關東又會雪餘大。 登樓買得蘇州酒。

秋雨春風五十年。

崑々居詩話(十七)

作詩上の心得(其の一)

○千篇一律は詩文ともに忌む所である。千篇一律とは句法  
に變化なきを云ふ。同じ題で數首作ると假定し、同一句法  
を用ゆる時は、看る者之を厭ひ、作者の手腕も想像せら  
れ、再び看る者無きに至るであらう。李白は流石に大家  
で、每篇趣向を異にしてゐる。今その一例を擧げる。

越中懷古 唐 李白

越王勾踐破吳歸。 義士還家盡錦衣。 美女如花神春殿。

只今惟有鷓鴣飛。

蘇臺覽古 詞

舊苑荒臺楊柳新。 菱歌清唱不勝春。 只今惟有西江月。

曾照吳王宮裏人。

前首は懷古と題してある通り、昔し越王が吳を破つて歸つ  
た時のことを追懷するのが主となつてゐる。後首は覽古と  
題してある通り、現在李白自身が目の前に見たことが主と  
なつてゐる。即ち前者は第一句より第三句までが昔のこと  
で、第四の一句のみが李白の見た現在であるに反し、後首  
は第一句より第三句までが李白の見た現在で、第四の一句  
のみが昔のことである。前後の二首はすつかり句法が變化  
してゐて、如何にも人を驚かすに足りる。詩を讀む者、宜

醉不成歌夜寂然。身世之感。形乎詞。

新春偶占

風光明媚月橫坡。胡爲佳人踏雪過。水邊山長花未發。

造語雖佳。主意未透。可惜。

歲晚書懷二首

天使斯生老數奇。每經年所感懷滋。龍頭昨結雄飛夢。詞壇我感有誰知。

吟成一噫情將絕。窗外霜寒臘月悲。

烏兔匆匆不暫休。客中窮臘幾回周。十年憐我老章句。馮驩彈鋏陋非羞。

一劍任地拈翻紙。

原憲齊家貧豈病。

昨亡義弟今猶子。奈此人間萬斛愁。

自泣。去年十二月。義弟戰死於北支。今年十月。小姪病歿。七八故及。

秦賦虞題朝陽映島二首

萬里颯程曉色涼。太平洋上日初升。扶桑島影迎暄穩。

五彩雲霞鬱作層。

洪鈞一轉入佳辰。玉藻頭紅旭新。萬頃琉璃蘸霞影。

鳥糞繪出太平春。

莊麗雅健。尤副題意。

選歌しつづつ (一八)

大翼

次ぎは卷の四であるが、この卷には仁徳天皇から聖武天皇にいたる間の作品を、年代の順によらずに収めて居り、それが相聞の歌に始終して居る。その中の二三をここに挙げておく。

君待つと我が戀ひ居れば我が宿の簾うごかし秋の風吹く (額田王)

川の邊のいつ藻の花のいつも來ませわが夫子時じけめやも (吹黄刀自)

み熊野の浦の濱木綿百重なす心は思へどただに逢はぬかも (柿本人麿)

神風の伊勢の濱荻折り伏せて旅寝やすらむ荒き濱邊に (碁檀越妻)

春日山朝立つ雲の居ぬ日なく見まく戀ほしき君にもあるかな (坂上大娘)

卷五は、異説もあるが、山上憶良が筑前の國守であつた當時の家集といはれるもので、殆ど全部が憶良の歌である

しく此等の點に注意すべきであらう。

○隸案 何人と雖も最初より名人になれるものではない。段々稽古を積み、鍛鍊又鍛鍊、推敲又推敲、努めて倦まず、問うて厭はず、而る後に名人の域に入るのである。併し其の鍛鍊推敲中に自から幾種の工夫があるべきで、古人の作れる者を玩味し、その反對の意味を取つて趣向を立つるも亦一法であらう。例せば古人が西と云つてあれば、自分之を東と改め、古人が譽めてあれば、自分は之を毀つが如き方法で、宋の王安石や、明の高青邱は屢々之を行つてゐる。今一二の例を挙げよう。

赤壁 唐杜牧

折戟沈沙鐵牛鎖。自將三磨洗認前朝。東風不與周郎便。銅雀春深鎖二喬。

三國の時、魏の曹操八十萬の大兵を率ゐ、縹緲一千艘、舳艫相啣み、揚子江を下つて東に向ふ。蜀の諸葛孔明、吳に使して孫權に説き、周瑜の援兵三萬を得、赤壁に至つて曹操を邀へ、風を七星壇に祈りしに、恰も東風の便あることを知つたので、周瑜の計を用ゐて茅や薪に油を注ぎ、之を壇上より投じて縹緲を焼いた。火は西へへと吹き付け、曹操も顔面に火傷し、身を以て免れた。是より先、曹操銅雀臺を築いて美人を蓄へた、若し東風の便なく、周瑜が負けてゐたならば、其の妻小喬、孫權の妻大喬の姉妹は、曹操の爲に掠奪せられ、此の銅雀臺に鎖ち込められたであらうと云ふのである。(此の項未完) 川田瑞穂

毎月集

刑政歌壇

當季雜誌 締切 毎月十日限 用紙ハガキ一葉三首

心付たろと選

一 稲の穂は嵐のままに吹かれるて鴉ゆく見ゆ夕雲の上を 浦上 三浦子路

二 秋の朝縁に陽ざしの少きをいひつゝ夫は木の葉拂へり 水戸 植松紀代子

三 くもりやゝに霽るゝひかりか秋づける島山の木々しづかに照らふ 徳島 せいらん

秀逸

果しなき曠野を進む馬車に日の丸の旗さげけるあり 哈爾濱 市村勝

召集令友に來し夜はひたぶるに心はづみていねかたきかも 長崎 堀千紅

陥落の號外來たる出征の兄が作りし菊の盛りを 山形支 村山翠水

臨時ニユース皇軍遂ひに漢口へ突入せりと掌を合せ聴く 小菅 兼平義郎

ばかりでなく、その書簡や詩文なども交つて居る。部立からいふとこの巻は雑歌の部となつて居り、太宰帥大伴卿報凶問一歌を以て始まり、同じ作者の戀三男子名古日一歌で終つて居る。卷中思三子等一歌

瓜喰めば 子ども思ほゆ 粟食めば 増して慕ばゆ いづこより 來たりし者ぞ 目間に もとな掛りて 安寝し 寝さぬといふ長歌の反歌

銀も黄金も玉も何せむにまされる寶子に如かめやも

といふ一首は、子に對する親心を詠うたものとして屢々人の稱するところである。哀三世間雜住歌や貧窮問答歌などは有名であり、憶良の無常觀、人生觀を知ることのできる思想的な深みを持つた作品である。

世の中を憂しと恥しと思へども飛び立ちかねつ鳥にしあらねば

といふ一首は貧窮問答の長歌の反歌であるが、憶良の作品の悲愴深酷な内容

靖國神社臨時大祭の朝  
靖國の社の神々を遠く蝦夷地に伏し拜みつゝ

佳作

しみんと秋陽の照れる白壁に蜻蛉とまりて動かざりけり 高松 紅 蘭

弟の一週忘來ぬ佛を夜毎の夢にくりかへすかも 岐阜 梶田 草 民

秋の夜の時雨に更けて裏町にわびしくきこゆ赤子なくこゑ 岡山 高野 生

初霜の寒きあしたは一入にさゞんかの花色牙えにけり 横濱 蓮 兒

ゆくりなく盆の夕べをきく琵琶の石童丸にあはれはまさる 青森 一

片空に朱をかき流し木枯の信夫ヶ丘は夕焼けにけり 福島 信夫 ヶ 丘

ほまれ高き大みさかづきかさしつゝ瑞垣の宮を拜むなりけり 札幌 來生 忠 次

黙々と苦力四五人噓の街燈淡き道急ぎ居り 遼陽 志田 稠 黄

新臺標妻の名前に見入りつゝ物言ひかけて涙ながれぬ 宮崎 眞 嶺 砂

しづかなる秋の夕べを聲高く軍歌うたひつゝ兵士等歸る 山形 銀 嶺 生

生くるよし散るもまたよし國の爲病み死にすなと友に祈れる 土手町支 松 延 碧 水

と作風とによつて、この巻は萬葉集中の異彩といふべきものである。術もなく苦しくあれば出で走り往ななど思へど兒等に障りぬ

といふ歌は老身重病經年辛苦及思三兒等一歌といふ長歌の反歌六首の中の一 首であるが、憶良が晩年の不遇困窮が如何にひどいものであつたかを語り、さうした慘苦の中で幼い兒等を思ふ切切の心を詠つて迫るものがある。

子路君 蕭殺たる秋晩の景を把へ得たものである。格調の重厚さもよい。結句の字餘りもここでは効果的である。

紀代子君 さらりとした中に趣を得た詠みぶりである。子路君と共に刑政歌壇の双璧といふべきか。

せいらん君 一見曖昧のやうに見えるが、掴む所を掴まへて居る。尙ほ筆名はもつと眞面目に書く様本欄の投稿者に注意する。

拭き終べし廊下はすでに氷りたり今朝黙々と働く受刑者 東京拘置 鹽澤 健 治

月いでて刈田明るし稻束ねわが夜仕事ははかどりにけり 高松 磯村 男

亡き友の夕の送葬うら寒し甲田の初雪白々と牙ゆ 青森 志路 里

庭の隅日の丸の旗ひらゆきて暮るゝ夕日に木柿の赤さ 名古屋 弘 城 黄

見覚えのある顔なれどいづこにて何時見し人か思ひ浮ばず 遼陽 志田 稠 城

月影を踏みて收穫いそがはし夫の征きし後の妻等は 盛岡 葛 城

かへり咲く櫻の花は薄紅の色あせにつゝ秋雨ふれり 松江 村上 夜詩 繪

風あればことにまたゝく星空に探照燈の蒼白き光 名古屋 高島 明 峰

霧深く落葉焚きつゝ子供等が靴磨き居る朝の一刻 岡山 高 生

物賣りの聲の哀れに今宵またカンテラ淡く小路を横切る 洮南 竹 塹 生

灯の渡のみにくさたゝへよとめけば大内山にかそか灯の揺る 府中 草 花

いま我にかへりて思へば言すぎし事の淋しさしみく知るも 函館 松田 思 秋



う、山蔭に這入つたり、村の中を通つたりしてこゝまで来たのですが今はもう日の暮に近く夕日のさしてゐる畑に蕎麥を刈つてゐる人がある、さうした田舎びた景色にも親しみを覚えつゝその村も通り過ぎて懸て家に辿り着いて燈下に疲れを休めることになるでせう。

酒買ひに背戸より稻架の間ゆく 扇汀百姓家のおかみさんが畑から上つて来て野良着のまま徳利を提げて酒を買ひに行くのですが酒屋へ行くのに近道なのでいつも背戸から出て稻架の間を通つて行くのでせう、農家の生活状態の一面が出てゐます。

秋天に噴煙雲の峯をたす 自然盛んな山の噴煙が秋人く盛り上つて雲の峯の如くむくむくと重なり合つてゐる光景です、壯観です。

漢口は陥落したり稻架を組む 司朗漢口が陥落して國民擧つて喜びに浸つてゐます、町々には旗行列がねり歩いて歡聲のどよめきが湧き上つてゐます。その喜びの中にあつてお百姓さんは今は收穫期で黙々として稻架を組んでゐます、漢口陥落の喜びと今年の農作を喜ぶ心と二重の喜びを押し包んで我々として收穫の仕事にいそしんでゐるのです、それは誠に力強い銃後の姿とも見るべきです、日本帝國萬歳です。

虫鳴けり戦のあとの塹壕に  
末枯て摺菜乏しくなりにけり  
大白の菊の僕となりけり  
縫ひかへる母の遺品や多仕度  
福壽草綻びそめし雨縁  
戒護室年守る夜の時計かな  
石炭を運ぶ囚徒や氷雨ふる  
一水を隔て、鳴門月の秋  
掛茶屋のあとかたもなし湖寒し  
さしかゝる大足柄は霧深し  
雪残る島に並ぶ狭木かな  
夕早く茶店閉せり多木立  
我家の古き柱や新曆  
囚情を憎しと憶ひ寒小菊  
手袋に海驢は首をしぼし擧げ  
初風やほのぼとして佐渡ヶ島  
東天を仰いで出たる御慶かな  
此處彼處稻の掛けあり田舎道  
旗立て、稻の中なる一軒家  
秋時雨琵琶湖を渡る舟の中  
早馬車の山路にのこる霜深し  
戸を細く明けて吹雪を見る子かな  
雪晴や田鶴あちこちに餌をあさる  
秋雨や納屋に薬撞く杵の音  
萬歳と同じ電車に乗りけり  
山茶花や南障子に日の溜り

金泉 後藤虚斗  
長崎 佐藤柿月  
大連 西浦梵子  
大阪 北田思秋  
大館 松田入朝  
千葉 貝塚八朗  
高知 堅田霧汀  
徳島 靖山翠水  
山形 村山好城  
小田原 皆木好城  
帯広 甚勝扇  
熊谷 深田五角  
滋賀 千田五洲  
千代田 野村菊子  
神戸 本田曉雨  
新潟 秋田みのる  
奈良 松井廉  
名古屋 渡邊千歳  
帯広 走出美蓉  
千代田 石川秀峯  
宮城 高柳子  
兵庫 船水美  
栃木 柳水美  
沼津 失船名  
千代田 菅谷沙汀

叙任辭令

十月十三日

勳七 作業技師 石澤信次 (廣島)  
同 同 山崎壽馬 (府中)  
勳八 同 藤下伊一郎 (大曲支)  
同 同 雪田幸太郎 (大館支)  
同 同 中村鶴松 (樺太)

十一月五日

勳五 司法書記官 安達勝清 (行刑局)  
勳七 同 清水徳太郎 (福岡)

十一月十六日

北海少兼札幌 保健技師 笹部三郎 (網走)  
前橋 同 浅野昭 (北海少)  
網走九級 同 倉田道夫 (前橋)

十一月十八日

免川越少兼務 看守長 川口隆 (府中兼川越少)

朝鮮

八月一日

正七 同 教誨師 高吹勇英 (公州)  
正七 同 同 磯江幸雄 (釜山)  
從七 同 同 看守長 杉山季治 (海州)

從七

九月十四日

通 看守 韓正仁 (京城)

八月二十三日

願免 通 看守 徐大善 (新義州)

九月三十日

兼任技師 看守長 河野國夫 (西大門)

九月二十六日

兼任屬 看守 技師 植人

九月七日

監獄通譯生兼看守長十級看守 申仲植 (西大門)

九月三十日

勳八瑞 通 看守 金環泰 (仁川)

西大門

看守長 川内龍男 (木浦)

同 同 同 同

看守長九級西大門 看守 初田岩太郎 (同)

同 同 同 同

同 同 同 同 伊藤金夫 (安東)

同 同 同 同

同 同 同 同 龜井重太郎 (開城)

同 同 同 同

同 同 同 同 衣笠一 (大田)

同 同 同 同

同 同 同 同 太田保寛 (西大門)

同 同 同 同

同 同 同 同 阿部敬夫 (行刑課)

同 同 同 同

同 同 同 同 李東明 (群山)





# 法曹會雜誌

第十七卷 第一號  
昭和十四年一月一日發行  
定價 金五十錢

司法省構内 法曹會

振替口座  
東京一五六七〇

- 司法大臣「肇國の精神と法律」(一等入賞)……………手塚 義明
- 懸賞論文……………辯護士 入江眞太郎
- 浪費者信託……………法學博士 前司法大臣 小山 松吉
- 名判官物語(四十三)……………
- 矢部定謙(その四)……………

## 正義

- 卷頭……………
- 迎春所感……………名譽會員樞密院副議長 原 嘉道
- 昭和十四年を迎ふ……………名譽會員司法大臣 鹽野 季彦
- 年頭所感……………名譽會員大審院長 池田寅二郎
- 新春所感……………名譽會員檢察總長 泉二 新熊
- 迎春所感……………名譽會員檢察總長 鶴澤 總明
- 新年を迎へて……………有馬忠三郎
- 新春に際して……………
- 論說……………
- 司法部紀綱廢の微……………豊原 清作
- 東亞の黎明……………島田 武夫
- 東亞の黎明と南方民族の動向……………

帝國辯護士會誌  
昭和十四年正月號  
定價 金五十錢

東京市麹町區霞ヶ關一丁目一番地  
**帝國辯護士會發行**  
電話四三八〇番 振替口座 七二三九〇番  
銀座二二五番 東京

- ラ・テミスに就て(四)……………近藤 綸二
- 刑事訴訟法に於ける證據書類の概念(三・完)……………宮本 正美
- 講演……………
- 我國現下の金融狀況に就て……………日本銀行外國爲替局長 新木 榮吉
- 法曹年頭感……………改正商法に關する所見……………會員諸家
- 東亞黎明に關する所見……………
- 時評……………
- 司法官の素質向上と人權蹂躪……………辯護士は金儲に非ず……………聖職を汚
- 瀆するもの……………民法の全體改正待望久し……………學徒の態度……………
- 隨筆……………
- 葉隱偶言……………山下 博章
- 資料……………
- 滿洲國司法部の現勢……………

# 少年保護要論

矯正院醫官 谷 貞 信 著 新刊

保護少年矯正教育の理論及實際の公開 少年不良化の豫防を詳述する唯一の著書

菊判四六七頁 定價三圓 送料十四錢

著者は國立多摩少年院醫官並東京少年審判所に醫務囑託として、保護少年の心身の檢診に力を盡すこと十餘年、約千八百人の要保護少年の心身狀況調査に従事せる實際家。本書は多年の研究を集大成し、至難な保護教育に、理論及實際の両面から幾多の貴重な示唆を與へんとするもの。まづ歐米及我國の少年保護事業の概要を述べ、要保護少年調査の狀態方法を記述して、診斷及分類に寄與し、次に虚言、盜癖及精神變質の傾向を論じて、保護少年の一般的症候を述べてゐる。また多摩少年院と其收容に關する諸事項を掲げると共に、保護少年の遺傳及疾患の狀況、少年犯罪を概説して、其根本對策を論じ、其處遇法を詳悉し、保護少年教養の實際的效果と其經過、將來の豫想を記し、結論して要保護少年發生豫防の問題を論じてゐる。

不良少年少女、或ひは精神薄弱兒童及精神變質兒を如何に導き、之が現出を如何に豫防するかは爲政者及教育者が深く關心をもつべき事であり、子弟をもつ一般人も同時に心得べきことでもあるが、本書はそれらに對し適確なる資料と指針を與へる。敢て廣く江湖に推奨して憚らない。

(内容見本進呈)

## 竹の利用と其加工

神奈川縣工業試験所技師 中元藤英著

菊判四〇二頁 價三・三〇 送一四

## 色彩常識

池田元太郎著 補訂版 (文部省認定 通稱圖書)

菊判一八七頁 價二・三〇 送一四

## 勞作教育思想史

文學博士 小林澄兄著

菊判四五五頁 價三・五〇 送一四

## 衣服と服飾

工學博士 織田經二著

菊判一三九頁 價一・二五 送一四

## 温泉知識

醫學博士 藤浪剛一著

菊判五四頁 價五・〇〇 送一四

(發行所) 東京日本橋通  
**丸善株式會社**  
(振替東京第五番)  
東京一町田・三田・早稲田・丸ビル一日吉

大審院 正木 亮 著

# 刑事政策汎論

菊判總布裝  
總頁五〇二  
定價三・八〇  
送料二二

新刊

社會生活が複雑化し物質生活が向上するに從ひ、犯罪の發生原因は益々複雑となり、刑事政策の學問上の地位は益々重要性を加へつゝあり、其の正しい理解に立脚せずしては、現行刑事法の解釋も運用も改正も到底其の全きを期し得ないであらう。即ち刑事政策は、恰も吾人にとつて社會政策が常識でなければならぬと同じように、苟も刑事問題に關心を有つ者にとつて正に其の常識でなければならぬ。然も刑事政策の研究對象は極めて廣く且つ深いだけに其の全般を一貫する秩序ある體系を完成することは至難であつて、蓋し深遠な思索と、豊富な經驗と、嚴正な綜合力とを併せ有する人を俟つて初めて成し遂げ得る所である。此の意味に於て斯學の第一人者たる『此の著者による此の書』こそ多年學界の渴望して已まぬ所のものであつて、其の高き學問的價値については今更ら喟々を要しない。敢て本書を學者・裁判官・辯護士・刑政家は素より各方面の必讀を希むで已まぬ。

〔目次〕第一章 刑事政策の概念 第二章 刑事政策の世界性 第三章 刑事立法と刑事政策の動向 第四章 犯罪(犯罪の意義)犯罪の原因(犯罪原因の研究)犯罪の分類 第五章 刑罰に關する諸論 第六章 刑罰(死刑)自由刑(罰金刑)答刑(名譽刑)流刑(謹慎) 第七章 保安處分(保安處分の意義)矯正院(豫防拘禁所)酒場矯正所(勞作所)豫防監置所(斷種) 第八章 刑の適用(定期刑)不定期刑(宣告猶豫)刑の執行(懲罰) 第九章 行刑(監獄)拘禁制度(監獄作用)假釋放(刑務委員會) 第十章 司法保護(司法保護の意義)司法保護の運用(保護觀察)

正木 亮 著 新刊 監獄法概論 四六判 定價 一・四〇

## 刑政編輯餘録

◇ 刑政の編輯は、本月號から日沖事務官に代つて吾々が掌る事になつた。編輯に携つてみて始めて先人各位の刑政に捧げられて來た敬虔眞摯な御努力に今更乍ら感激驚嘆せざるを得ない。代り榮えのしない吾々ではあるが驚馬に鞭つて先人の偉業を繼承して行き度い念願であるから何卒倍舊の御指導と御援助とを御願ひする次第である。

◇ 「刑政」の論説欄は從來先輩各位の御努力 依つて我國行刑界論陣の王座を占めて來たものと吾々は確信して居る、此の輝かしき遺産を何處迄も堅持し更に一層の權威と光彩とを加へて行く事が編輯子の任務であり又會員各位の御期待に副ふ所以でもあらうと信ずる、吾々は出来る丈廣く此等論壇の權威者に御願ひして玉稿を登載して行き度いと念願して居る。尙又會員各位の眞摯なる研究の結果を出来る丈多く發表して一般の批判を仰ぎ互に切磋琢磨して、理論と實務の兩方面から行刑の向上を計つて行くといふ事も、より以上に重大な意義のある事と信ぜられ

る。「刑政」が一層會員各位とタイアップして力強い行刑の推進力となつて行く爲めにも「刑政」はもつと會員各位に利用せられて然るべきものと思はれる。其の意味で出来るべき會員各位の研究論文を發表して頂く事を希望すると共に編輯に關する御高見を忌憚なく御漏らし願ひ度い。能ふ限り各位の御希望に添ひ得る様編輯子も努力をする覚悟である。

◇ 又時々懸賞論文を募集して隠れたる研究子の發見と會員各位の研究とを一層の拍車をかけて行く考である。本年獎頭に懸賞論文を掲げて廣く各位の御協力に俟つのも此の意に外ならない。奮つて各位の御参加を期待する次第である。

◇ 本月號は引繼ぎ直後で充分の餘日もなく編輯した。不満不備の點は幾重にも御許を乞ふ次第である。然し小川氏の力作「戦争と犯罪」を巻頭に飾る事が出來たのは何より感謝に堪えない。來月からはもつと善いものを編輯して御期待の萬一に副ひ度い覺悟である。

昭和三十二年十二月十三日 YK生

規定文注	料告廣	表價定
御注文は總て前金のこと 御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局 取扱にて拂込のこと、但しなるべく振 替を利用せられたし、口座は東京二五 〇五九番刑務協會とする 御注文の際には必ず送付先明記のこと、 從つて轉居の際には新舊住所を御届け下 されたし	一 冊 (税共) 二 冊 (税共) 三 冊 (税共) 四 冊 (税共) 五 冊 (税共) 六 冊 (税共) 七 冊 (税共) 八 冊 (税共) 九 冊 (税共) 十 冊 (税共)	金 二 十 五 錢 金 一 圓 五 十 錢 金 三 金 四 金 五 金 十 金 十 金 十 金 十 金 十 金 十

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可  
昭和十三年十二月二十八日印刷納本  
昭和十四年一月一日發行

編輯 伊藤 忠次郎  
東京市葛飾區小菅町一丁目一番地一  
印刷 大内 恭三郎  
東京市葛飾區小菅町二丁目四番地  
印刷 東京市葛飾區小菅町二丁目四番地  
發行所 東京市葛飾區小菅町二丁目四番地  
電話銀座 二三四四・三八二五番  
振替口座 東京二五〇五九番

東 京 神 田 神 保 町 有 斐 閣 振 營 東 京 三 七 〇 番

